

第六十七回国会 衆議院 沖縄及び北方問題に関する特別委員会議録 第七号

昭和四十六年十一月二十九日(月曜日)

午前十時九分開議

出席委員

委員長 床次 徳二君

委員 金九 信君

委員 二階堂 進君

委員 毛利 松平君

委員 細谷 治嘉君

委員 天野 光晴君

委員 宇田 國榮君

委員 大石 八治君

委員 加藤 陽三君

委員 正示啓次郎君

委員 田中伊三次君

委員 谷垣 專一君

委員 藤波 孝生君

委員 村田敬次郎君

委員 豊 永光君

委員 石川 次夫君

委員 木島喜兵衛君

委員 中谷 鉄也君

委員 山口 鶴男君

委員 桑名 義治君

委員 二見 伸明君

委員 田畑 金光君

委員 米原 昶君

出席國務大臣

内閣総理大臣 佐藤 榮作君

法務大臣 前尾繁三郎君

外務大臣 福田 赳夫君

大蔵大臣臨時代理 田中 角榮君

文部大臣 高見 三郎君

厚生大臣 斎藤 昇君

運輸大臣 丹羽喬四郎君

郵政大臣 廣瀬 正雄君

理事 國場 幸昌君

理事 漢 徹郎君

理事 久保 三郎君

理事 中川 嘉美君

理事 池田 清志君

理事 小淵 恵三君

理事 大村 襄治君

理事 佐藤 守良君

理事 關谷 勝利君

理事 田中 龍夫君

理事 谷川 和穗君

理事 三ツ林弥太郎君

理事 山下 徳夫君

理事 井上 普方君

理事 川俣健二郎君

理事 武部 文君

理事 美濃 政市君

理事 伊藤惣助丸君

理事 斎藤 実君

理事 小平 忠君

理事 東中 光雄君

出席政府委員

内閣法制局長官 高辻 正巳君

内閣法制局第二部長 林 信一君

人事院総裁 佐藤 達夫君

人事院事務総局管理局長 茨木 広君

人事院事務総局職員局長 島 四男雄君

総理府総務副長官 砂田 重民君

防衛庁参事官 高瀬 忠雄君

防衛庁参事官 鶴崎 敏君

防衛庁長官官房長 穴戸 基男君

防衛庁防衛局長 久保 卓也君

防衛施設庁長官 島田 豊君

防衛施設庁総務部調整官 銅崎 富司君

防衛施設庁総務部調整官 岡部 秀一君

防衛施設庁総務部調整官 岡部 秀一君

防衛施設庁総務部調整官 岡部 秀一君

防衛施設庁総務部調整官 岡部 秀一君

防衛施設庁総務部調整官 岡部 秀一君

防衛施設庁総務部調整官 岡部 秀一君

防衛施設庁総務部調整官 岡部 秀一君

防衛施設庁総務部調整官 岡部 秀一君

防衛施設庁総務部調整官 岡部 秀一君

第二類第二号

沖縄及び北方問題に関する特別委員会議録第七号

昭和四十六年十一月二十九日

委員外の出席者

議 員

川俣健二郎君

緒貫 敏行君

川俣健二郎君

緒貫 敏行君

川俣健二郎君

緒貫 敏行君

川俣健二郎君

緒貫 敏行君

川俣健二郎君

緒貫 敏行君

川俣健二郎君

緒貫 敏行君

川俣健二郎君

緒貫 敏行君

川俣健二郎君

緒貫 敏行君

川俣健二郎君

緒貫 敏行君

川俣健二郎君

緒貫 敏行君

川俣健二郎君

緒貫 敏行君

川俣健二郎君

緒貫 敏行君

川俣健二郎君

緒貫 敏行君

委員の異動

十一月二十九日

大野 明君

武部 文君

同日

村田敬次郎君

同日

村田敬次郎君

同日

村田敬次郎君

同日

村田敬次郎君

同日

村田敬次郎君

同日

村田敬次郎君

同日

村田敬次郎君

同日

村田敬次郎君

同日

委員外の出席者

議 員

川俣健二郎君

緒貫 敏行君

川俣健二郎君

緒貫 敏行君

川俣健二郎君

緒貫 敏行君

川俣健二郎君

緒貫 敏行君

川俣健二郎君

緒貫 敏行君

川俣健二郎君

緒貫 敏行君

川俣健二郎君

緒貫 敏行君

川俣健二郎君

緒貫 敏行君

川俣健二郎君

緒貫 敏行君

川俣健二郎君

緒貫 敏行君

川俣健二郎君

緒貫 敏行君

川俣健二郎君

緒貫 敏行君

川俣健二郎君

緒貫 敏行君

本日の会議に付した案件

公聴会開会承認要求に関する件

委員派遣承認申請に関する件

沖縄における雇用の促進に関する特別措置法案

(川俣健二郎君外十六名提出、衆法第三号)

沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律案(内閣提出第一号)

沖縄の復帰に伴う関係法令の改廃に関する法律

案

案

案

案

案

第二類第二号

沖縄及び北方問題に関する特別委員会議録第七号

昭和四十六年十一月二十九日

案（内閣提出第二号）

沖縄振興開発特別措置法案（内閣提出第三号）
沖縄における公用地等の暫定使用に関する法律
案（内閣提出第六号）

国家公務員法第十三条第五項および地方自治法
第百五十六条第六項の規定に基づき、人事院の
地方の事務所設置に関し承認を求めるの件（内
閣提出、承認第一号）
沖縄平和開発基本法案（細谷治嘉君外十六名提
出、衆法第一号）

○床次委員長 これより会議を開きます。

川俣健二郎君外十六名提出にかかる沖縄におけ
る雇用の促進に関する特別措置法案を議題とい
します。

案 沖縄における雇用の促進に関する特別措置法

法 沖縄における雇用の促進に関する特別措置

（目的）

第一条 この法律は、戦後長期にわたり、他国の
軍事的支配の下において、自主的で平和的な産
業の発展が阻害され、不安定な雇用状態を余儀
なくされてきた沖縄の社会的経済的特殊性にか
んがみ、沖縄の労働者に対し就職指導の実施、
再就職に関する援護その他特別の措置を講ずる
ことにより、その雇用の促進と生活の安定に資
することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「沖縄」とは、硫黄島
島及び伊平屋島並びに北緯二十七度以南の南西
諸島（大東諸島を含む）をいう。

（職業の安定のための計画の作成等）

第三条 労働大臣は、沖縄の労働者の雇用の促進
し、その職業の安定を図るため、沖縄県知事及
び沖縄雇用促進審議会の意見をきいて、職業指

導、職業紹介及び職業訓練の実施、就業の機会
の増大を図るための事業の実施その他必要な事
項に関する計画を作成し、その計画に基づき必
要な措置を講ずるものとする。

（沖縄総合開発計画に基づく事業等への就労）

第四条 労働大臣は、沖縄における雇用及び失業
の状況からみて必要があると認めるときは、沖
縄県知事及び沖縄雇用促進審議会の意見をき
き、沖縄開発庁長官に協議して、沖縄の総合的
な開発に関する計画に基づく事業その他の事業
であつて国自ら又は国の負担金の交付を受け、
若しくは国庫の補助により地方公共団体等が計
画実施する公共的な建設又は復旧の事業につい
て、その事業種別に従い、職業別又は地域別
に、当該事業に使用される労働者の数とそのう
ちの失業者の数の比率（以下この条において
「吸収率」という。）を定めることができる。

2 吸収率の定められている事業を計画実施する
国又は地方公共団体等（これらのものとの請負
契約その他の契約に基づいて、その事業を施行
する者を含む。次項において同じ。）は、公共職
業安定所の紹介により、つねに吸収率に該当す
る数の失業者を雇い入れていなければならない
い。

3 吸収率の定められている事業を計画実施する
国又は地方公共団体等は、前項の規定により雇
入れを必要とする数の失業者を公共職業安定所
の紹介により雇い入れることが困難な場合に
は、その困難な数の労働者を、公共職業安定所
の書面による承諾を得て、直接雇い入れること
ができる。

4 前三項に定めるもののほか、吸収率の定めら
れている事業への失業者の吸収に関し必要な事
項は、労働省令で定める。

（転業等のための資金の確保等）

第五条 国及び地方公共団体は、沖縄における事
業者で沖縄の復帰若しくはアメリカ合衆国の軍
隊の撤退等に伴い転業を余儀なくされるもの
は、沖縄の失業者で自立のため事業を開始しよう

とするものに対し、必要な資金の確保その他の
援助に努めるものとする。

（沖縄失業者手帳の発給）

第六条 公共職業安定所長は、沖縄において、昭
和四十四年十一月二十一日以後自己の責に帰す
べき理由又は自己の都合によらないで失業する
に至つた者であつて、次の各号に該当するもの
に對して、その者の申請に基づき、沖縄失業者
手帳（以下「手帳」という。）を発給する。

一 当該失業するに至つた日以後一年以上引き
続き事業に従事してゐたこと。

二 労働の意思及び能力を有すること。

三 当該失業するに至つた日以後新たに安定し
た職業についたことのないこと。

四 当該申請前に手帳の発給を受けたことのない
こと。

2 前項の申請は、当該失業するに至つた日（そ
の日の法律の施行の前日）の翌日から起算して
三月以内になければならない。ただし、天災
その他申請しなかつたことについてやむを得な
い理由があるときは、この限りでない。

3 前項ただし書の場合における申請は、その理
由がやんだ日の翌日から起算して三月以内にし
なければならない。

第七条 公共職業安定所長は、前条の規定にか
かわらず、次の各号のいずれかに該当する者に対
して、その者の申請に基づき、手帳を発給する
ことができる。

一 前条第一項（第三号を除く。）の規定に該当
する者であつて、当該失業するに至つた日以
後同条第二項又は第三項に規定する期間内に
新たに安定した職業についた日の翌日から起
算して一年以内にその者の責に帰すべき理由
又はその者の都合によらないでさらに失業す
るに至つたもの

二 前条第一項の規定により手帳の発給を受け
た後において、新たに安定した職業についた
ことによりその手帳が第九条第二項の規定に

より効力を失つた者であつて、当該職業につ
いた日の翌日から起算して一年以内にその者
の責に帰すべき理由又はその者の都合によら
ないでさらに失業するに至り、かつ、その失
業するに至つた日が前条第一項第一号の失業
するに至つた日（その日の法律の施行の前
日）の翌日から起算して三年以内にあるもの
（手帳の発給の制限）

第八条 駐留軍関係離職者等臨時措置法（昭和三
十三年法律第五十八号）第十条の二第一項又
は第二項の規定による認定を受けている者又は
認定を受けることができる者は、前二条の規定
にかかわらず、手帳の発給を受けることができ
ない。

（手帳の失効）
第九条 手帳は、当該手帳の発給を受けた者に係
る第六条第一項第一号の失業するに至つた日
（その日の法律の施行の前日）の翌日から起
算して三年を経過したときは、その効力を失
う。

2 手帳は、公共職業安定所長が当該手帳の発給
を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると
認めたときは、その効力を失う。

一 労働の意思又は能力を有しなくなつたと
き。

二 新たに安定した職業についたとき。

三 正当な理由がなく、第十一条第一項の就職
指導を再度受けず、同条第二項の規定による
指示に再度従わず、又は公共職業安定所の紹
介する職業につくことを再度拒んだとき。

四 偽りその他不正の行為により、就職促進手
当の支給を受け、又は受けようとしたとき。

（省令への委任）

第十条 前四条に定めるもののほか、手帳の発
給、手帳の返納その他手帳に関し必要な事項
は、労働省令で定める。
（就職指導の実施）

第十一条 公共職業安定所は、手帳の発給を受け

た者（以下「手帳所持者」という。）に対して、当該手帳がその効力を失うまでの間、労働省令で定めるところにより、その者の再就職を促進するために必要な職業指導（以下「就職指導」という。）を行なうものとする。

2 公共職業安定所長は、就職指導を受ける者に對して、公共職業訓練施設を行なう職業訓練を受けることその他の者の再就職を促進するために必要な事項を指示することができる。

（就職促進手当の支給）

第十二条 国は、手帳所持者に対して、その就職活動を容易にし、かつ、生活の安定を図るため、政令で定めるところにより、政令で定める額の就職促進手当を支給する。

2 前項の就職促進手当の額を定める政令は、その案について、沖縄雇用促進審議会に諮問し、その意見を尊重して、これを制定するものとする。

（就職促進指導官）

第十三条 第十一条第一項の就職指導は、職業安定法（昭和二十二年法律第四十一号）第九条の二第一項の就職促進指導官に行なわせるものとする。

（雇用促進事業団による援護業務）

第十四条 雇用促進事業団は、雇用促進事業団法（昭和三十六年法律第十六号）第十九条に規定する業務のほか、沖縄の失業者の再就職を促進し、その生活の安定を図るため、次の業務を行なう。

一 職業訓練（手帳所持者を作業環境に適応させる訓練を含む。）を受ける手帳所持者に対して職業訓練手当その他の手当を支給すること。

二 就職又は知識若しくは技能の習得をするために移転する手帳所持者に対して移転資金を支給すること。

三 手帳所持者が事業を開始する場合において、

て、自営支度金を支給し、及び必要な資金の借入れに係る債務の保証を行なうこと。

四 公共職業安定所の紹介により手帳所持者を雇い入れる沖縄の事業主に対して雇用奨励金を支給すること。

五 手帳所持者を雇い入れる事業主に対して労働者用の宿舍を貸与すること。

六 手帳所持者を作業環境に適応させる訓練を行なう事業主に対して職場適応訓練費を支給すること。

七 沖縄の失業者に対して求職のための公共職業安定所との連絡その他求職活動に關し必要な協力を行なうこと。

八 沖縄の失業者に対して再就職を容易にするために必要な知識及び技能を習得させるための講習を行なうこと。

九 前各号に附帯する業務を行なうこと。

十 前各号に掲げるもののほか、沖縄の失業者の再就職の促進及びその生活の安定に關し必要な業務を行なうこと。

2 国は、雇用促進事業団に対して前項に規定する業務に要する費用に相当する金額を交付する。

3 第一項第三号に規定する債務の保証に關する業務は、雇用促進事業団法第十九条の二及び第三十七条第一項の規定の適用については、同法第十九条第三項に規定する業務とみなし、当該業務の委託を受けた金融機関は、同法第三十三条及び第三十九条の規定の適用については、同法第十九条の二第三項に規定する業務の委託を受けた受託金融機関とみなす。

4 雇用促進事業団法第二十条及び第三十七条第一項（同法第十九条の二第一項並びに第二十条第一項及び第二項に係る部分に限る。）の規定は、第一項に規定する業務について準用する。

この場合において、同法第三十七条第一項（同法第二十条第一項に係る部分に限る。）中「大蔵大臣」とあるのは、「沖縄開発庁長官及び大蔵

大臣」と読み替へるものとする。

5 雇用促進事業団法第二十二條第二項及び第二十四條第三項の規定は、第一項に規定する業務については、適用しない。

6 第一項に規定する業務は、雇用促進事業団法第四十条第三号の規定の適用については、同法第十九条に規定する業務とみなす。

（雇用促進事業団が支給する給付金の額の決定基準）

第十五条 前条第一項の規定に基づいて雇用促進事業団が支給する給付金の額は、政令で定める基準に従い定めなければならない。

2 第十二條第二項の規定は、前項の政令について準用する。

（沖縄雇用促進審議会）

第十六条 労働省に、沖縄雇用促進審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、この法律の規定によりその権限に属させられた事項をつかさどるほか、労働大臣の諮問に應じて、沖縄の労働者の雇用の促進に關する重要事項を調査審議し、及びこれらに關し必要と認める事項を労働大臣に建議することができる。

3 審議会は、労働者を代表する者（以下「労働者委員」という。）、使用者を代表する者（以下「使用者委員」という。）、及び公益を代表する者（以下「公益委員」という。）、各五人をもつて組織する。

4 労働者委員は、労働組合が政令で定めるところにより推薦した者について、使用者委員は、使用者の団体が政令で定めるところにより推薦した者について、公益委員は、労働者委員及び使用者委員の同意を得て、労働大臣が任命する。

5 労働者委員のうち二人以上は、沖縄の労働者でなければならない。

6 前各項に定めるもののほか、審議会に關し必要な事項は、政令で定める。

（譲渡等の禁止）

第十七条 第十二條第一項の就職促進手当又は第二十四條第一項の規定に基づいて雇用促進事業団が支給する給付金の支給を受けることとなつた者の当該支給を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さへることができない。ただし、事業主に係る当該権利については、国税滞納処分（その例による処分を含む。）により差し押さへる場合は、この限りでない。

（公課の禁止）

第十八条 租税その他の公課は、第十二條第一項の就職促進手当、第十四條第一項第一号の手当、同項第二号の移転資金又は同項第三号の自営支度金（同項第十号の規定に基づいて再就職する沖縄の失業者に対して支給する給付金であつて、自営支度金に相当するものを含む。）を標準として、課することができない。

（中高年齢者等の雇用の促進に關する特別措置法の適用除外）

第十九条 中高年齢者等の雇用の促進に關する特別措置法（昭和四十六年法律第六十八号）第三章の規定は、手帳所持者及び手帳の発給を受けることができる者については、適用しない。

2 中高年齢者等の雇用の促進に關する特別措置法第二十一条及び第二十二條の規定は、沖縄については、適用しない。

附則

（施行期日）

1 この法律は、わが国が沖縄に對し立法、行政及び司法上のすべての権力を行使することができるとする日として政令で定める日から施行する。

2 この法律は、この法律の施行の日から起算して十年を経過した日に、その効力を失う。

3 次の表の上欄に掲げる事項については、同表の下欄に掲げる規定は、前項の規定にかかわらず、なおその効力を有する。

この法律の失効前に手帳の発給を受けた者に係る当該発給を受けた手帳

この法律の失効前に開始された第十四条第一項に規定する雇用の促進事業団の業務（当該業務が終了するまでの間に行なわれるものに限る。）

(労働省設置法の一部改正)

4 労働省設置法（昭和二十四年法律第百六十二号）の一部を次のように改正する。

第四条第十三号の三中「又は勤労者財産形成

促進法（昭和四十六年法律第九十二號）
一、勤勞者財産形成促進法（昭和四十六年法律

第九十二号)又は沖繩における雇用の促進に関する特別措置法(昭和四十六年法律第 号)に改め、同条第四十一号の二の次に次の一号を加える。

四十一の三 沖繩における雇用の促進に關する特別措置法に基づいて、沖繩の労働者の職業の安定を図るため必要な措置に関する計画を作成すること。

第十条第一項第七号の二の次に次の一号を加える。

七の三 沖繩における雇用の促進に関する特別措置法の規定に基づいて行なう就職指導及び就職足手当の支給に関すること。

第十條第一項第八号中「及び中高年齢者等雇用の促進に関する特別措置法（職業訓練に関する部分を除く。）」を、「中高年齢者等の雇用の促進に関する特別措置法（職業訓練に関する部分を除く。）」及び沖繩における雇用の促進に関する特別措置法（職業訓練に関する部分を除く。）」に改め、同条第二項中「及び中高年齢者の雇用の促進に関する特別措置法（第二十条の規定に限る。）」を、「中高年齢者等の雇用の促進に関する特別措置法（第二十二條の規定に限る。）」及び沖繩における雇用の促進に関する特別措置法（第四條の規定に限る。）」に改める。

第九條から第十一條まで、第十二條第一項、第十三條、第十五條第一項、第十七條、第十八條及び第十九條第一項

第十四条及び第十五条第一項

第十三条第一項の表中駐留軍関係離職者対策
審議会の項の次に次のように加える。

労働大臣の諮問に依じ、沖縄の労働者の雇用の促進に関する重要事項を調査審議すること。

(社会保険労務士法の一部改正)

5 社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十号）の一部を次のように改正する。

別表第一第二十号の四の次に次の一号を加える。

二十の五 沖繩における雇用の促進に関する
特別措置法（昭和四十六年法律第 号）

理由

戦後長期にわたり、他国の軍事的支配の下において、自主的で平和的な産業の發展が阻害され、不安定な雇用状態を余儀なくされてきた沖縄の労働者の雇用の促進と生活の安定に資するため、就職指導の実施、再就職に関する援護その他特別の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本案施行に要する経費
本案施行に要する経費としては、平年度約一千八百六十億円の見込みである。

○床次委員長 提出者より提案理由の説明を求めます。川俣健二郎君。

○川侯議員 私は、提案者、日本社会党、公明党、民社党を代表しまして、ただいま議題となり

ました沖繩における雇用の促進に関する特別措置法案について、提案の理由とその要旨を説明いたします。

太平洋戦争の惨禍から戦後期を経て今日に至る年月は、日本国民にとって、ひとしく苦悩の道でありました。国民は、大小の差はあれ、戦争が残した傷あとを背負いながら、日々の生活にいそんできたのであります。その努力と願いにもかかわらず、日本社会は国民の平和と福祉を達成できているとはいえません。しかし、顧みて、わずかに幸いであつたのは占領時代を短く終え、戦後期から早く脱却できたことであります。よう。

ただ、沖縄県民については、全く事情が異なることは御承知のとおりであります。

過ぐる大戦において、沖繩は本土の防波壁として直接戦場となり、老若男女を問わず、二十万余の民間人が戦死し、戦争終結とともに、死を余れた人々も米軍キャンプに押し込められたのであります。

米軍キャンプから解放された人々が郷里に帰るとき、家も田も畑も、金網と銃剣に囲まれ、土地と化していたのであります。

沖繩の戦後はここから始まり、二十五余年の日まで続いてきたということを忘れてはなりません。

沖繩は平野部のほとんどを米軍基地に奪われ
ために、県民は生活基盤を失い、やむなく基地
依存して働かなければなりませんでした。

巨大な基地の存在は産業の正常な発展も阻
し、第一次、第二次産業は停滞して第三次産業
みが肥大するといふびつな産業構造をつくり
げたのでありましょう。

今日の沖縄の社会構造を見ると、基地労働者、軍人軍属に使用される者、基地関連産業の零細業従業員、中小零細な企業、商店、過密人口をかえた零細農家、これらが不安定な営みを続けている、と一口に表現できると思います。

沖繩の復帰が実現した場合、沖繩の経済環境激変すことは疑問の余地はありません。その原

が、一定の基地縮小、ドル防衛政策による基地経費の削減、本土企業製品の流入、農業の不安定化などの点にあることは広く指摘されているところであります。したがって、基地労働者のみでなく、中小企業、農業など広範な産業分野から多数の失業者が発生すると見なければなりません。しかも、復帰と同時に職を失う者、経済環境の変化に従って時日を経るからあらわれる失業者など、その態様はさまざまでありましょう。

これらの人々に安定した職を確保し、基地経済から脱却して平和経済を建設するためにあらゆる協力を行なうことは、政府と本土国民に課せられた義務といわなければなりません。二十五年余がわたる沖縄県民の苦悩、今日の沖縄の姿はすべて、政府の方針によって沖縄を本土から切り離れた結果に負うものであって、沖縄県民に何らの責任を帰すことはできないことを、あらためて想起していただきたいと思うのであります。

本法案の主要な点は次のとおりであります。第一に、沖繩において職を失つた者にはすて、新たな職につく手助けを政府が行なうこといたしました。

第二に、新たに職につくまでの間、就職促進当、職業訓練手当などを支給し、その間の生活保障することといたしました。

第三に、労働大臣の諮問機関として、労働厚生審議会を置き、専門に雇用の促進をはかることいたしました。

慎重審議の上、すみやかに御可決され、
民の願ひにこたえてくださるようお願いいた
す。(拍手)

○床次委員長 これにて提案理由の説明は終了しました。

○床次委員長　引き続き、内閣提出にかかる沖繩の復興に伴う特別措置に関する法律案、沖縄への復帰に伴う関係法令の改廃に関する法律案、沖縄復興特別措置法案、沖縄における公用地等

定使用に関する法律案、国家公務員法第十三条第五項および地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、人事院の地方の事務所設置に關し承認を求め、件及び細谷治嘉君外十六名提出にかゝる沖繩平和開港基本法案、並びにたけだいま提案理由の説明を聴取いたしました川俣健二郎君外十六名提出にかゝる沖繩における雇用の促進に關する特別措置法案、以上の各案件を一括して議題といたします。

質疑を続行いたします。久保三郎君。

○久保委員 私、復帰に伴う特別措置法等に關連して若干の質問を申し上げるのでありますが、質問に入る前に、特に総理に一言お尋ねしたいのであります。

この委員会も、順調にいけば、かなり審議が進んでいたはずであります。ところが、御承知のように、この十七日に与党による理不尽な採決というか、われわれは採決とは認めておりませんが、そういうものが、いつも最もひどくやられて、そのためにきょう再開ということになったのであります。もちろん政府・与党の中では、返還協定はもはや参議院でどうなるかが自然成立という法律的效果はとった、あと残りはこの委員会に付託されている関係国内法、あるいは内閣委員会、さらには大蔵委員会にあるそれぞれの法案が日ならずして成立すればよろしいのだというような考えでおられるかもしれませんが、これは単にいままでのような国内法の審議とは事違ひとして、二十六年間隔絶されたところの沖繩県民を日本国土へ迎えるについての重大な法案の審議であります。それを考えますと、われわれ野党の一員としては、この委員会でも、言うならば理不尽な、審議中途において強行採決という名のもとに持つていかれるのではなからうかという心配が一つあります。もちろん、これは少数というあるいは多数という政治の算術からいうならば当然の帰結かもしれません。しかし、こういう形で再び三たび法律の審議が打ち切られて成立していくというに相なりますれば、単にその時点における

ところの政治的な問題ばかりじゃなくて、これから未来永劫に続くところの民族、特に沖繩県民の運命に關する問題だと私は思っております。

それを考えますときに、やはりこれからの審議を通して、是と信ずるものについてはあらためて考え直すことがあるのかと——もともと、是と信ずるか非と考えるかは、もちろんいままでの審議や提案のやり方を見てもおぼろげに既定のコースのように見られます。だから、もはや一切の聞く耳は持たぬということでもやり通すのかどうかという問題であります。はしなくも返還協定の特別委員会では、言わせてやっておくのだという不規則発言がありましたが、これは決して不規則的な発言ではなくて、本音であらうというふうにいまでも私は思っております。そういう疑念を晴らすために、どういう考えがあるのか、あらためてお伺いをしたいと思っております。

○佐藤内閣総理大臣 久保君にお答えいたしますが、もちろん委員会は審議を尽くしていただきたい。また、その間においてそれぞれの立場についての意見の相違はありましても、審議を十分尽くして、たゞいま御指摘になりましたように、沖繩祖国復帰、施政権が日本に返るといふその中身をなす当委員会にかかつておる諸法案でありますから、十分審議を尽くしていただきたい。幸いにして皆さん方におかれてはたいへん御熱心に御審議をいただいておりますようでございますから、どうかこの上ともよろしくお願いいたします。

○久保委員 抽象的な質問であり抽象的なお答えでありますから、これ以上続けてもこれは意味のない話であります。お互いにこの審議を通して、そういう実証があらわれることを私は念願しております。

そこで、返還協定がああいう形で参議院に送られても、問題は依然として一つも解決してない。問題の根っこは何かというところ、これは言うまでもありませんが、返還協定の土台になった佐藤・ニクソン共同声明の中身である情勢が大きく変わったということですか。その大きく変わったの

にもかかわらず、依然として一昨年の情勢を踏まえての返還協定であり、そしてこれに關連する措置法その他の問題は、言うならば沖繩の県民や国民が疑問に思っていることに對してちつとも答えようとはしていないということでありまして、これが問題の一つだろと思うのです。

しかももう一つは、この返還は単なる施政権の返還ではないのか、そしてその施政権の返還であつても、わが国がいまから払おうとする、払わねばならぬ国民を含めての支払いは、全くあまりにも大きな代償を要求されているということでありまして、沖繩県民の基本的な人権までその代償に使われているということについては、われわれは何とも理解し得ないし、納得がいかないということでもあります。そういうふうな考えでいるわけでありまして。

こういうものを、その考えを前提にして、これからお話しという質問をしたいと思うのです。だから、私もこれがから質問する内容について、佐藤総理、いま申し上げたような前提に立っていること自体に疑問があるのではありませんから、この疑問に對して説明をぜひお願いしたいと思うし、改善するものは改善するという熱意が出てこなければならぬと思うのであります。これを私は聞きたいのであります。形式的な答弁をお聞きしようというのではありません。

そこで、まず第一に、屋良主席がはしなくもこの十七日に強行採決される瞬間に羽田に建議書を持って到着したという。そのあと総理並びに關係各方面に建議書は届けられたと聞いておりますし、われわれの手元にも届けられております。お読みになっておられますか。いかがでしょう。

○佐藤内閣総理大臣 目は通してあります。

○久保委員 私は、この前書きについて、「はじめに」という、この建議の中身であります。これについて佐藤総理はいかように受けとめられておりますか。「はじめに」というところだけ、中のこまかいことは別として、いかがでしょう、お手元にございませぬければ……。

○佐藤内閣総理大臣 いまお尋ねになるのは、平和で豊かな沖繩県づくりとこういうお話でしようか。

○久保委員 私は、そういう抽象的なことをお尋ねしているのではなくて、琉球政府が、屋良主席が届けられたこの建議書の前文についてお読みになったでしょうか、そしてどういうお考えでしようかという聞いていますのであります。あまり長文のものではありません。しかし、抽象的なものではないのであります。いかがでしょう。

○佐藤内閣総理大臣 この復帰に關する建議書、これをページを追いますと、一番最初に「はじめに」ということが書いて、そして中では、たゞいまお尋ねになるような点が詳しく書いてある。このページが約五、六枚、十一ページまである、かように御了承——また私も承知いたしております。

○久保委員 私の質問というよりはこれをどう受けとめていくかというのがいまわれわれに課された任務でもあらうかと思うので、貴重な時間でありまして、貴重な建議書でありますので、あえて私は、私がここが要点だと思ふところを読み上げます。これに對してぜひ一緒に読みながらお答えをいただきたいと思う。

まず第一に、三ページの中ごろに、「県民が復帰を願つた心情には、結局は国の平和憲法の下で基本的な人権の保障を願望していたからに外なりません。」「こういふふうな書いてあります。それから最後のほうには、「復帰に當つては、やはり従来通りの基地の島としてではなく、基地のない平和の島としての復帰を強く望んでおります。」「それから次のページにまいりますれば、「また、アメリカが施政権を行使したことによつてつくり出した基地は、それを生み出した施政権が返還されるときには、完全でないまでもある程度の整理なり縮小なりの処理をして返すべきではないかと思ひます。そのような観点から復帰を考えたとき、このたびの返還協定は基地を固定化するものであり、」そう述べています。

次に、この四ページの最後は、「次に自衛

五

隊の沖縄配備については、絶対多数が反対を表明しております。自衛隊の配備反対という世論は、やはり前述のように基地の島としての復帰を望まず、あくまでも基地のない平和の島としての復帰を強く望んでいることを示すものであります。その理由が次のページに書いてあります。「去る大戦において悲惨な目にあった県民は、世界の絶対平和を希求し、戦争につながる一切のものを否定しております。そのような県民感情からすると、基地に対する強い反対があることは極めて当然であります。しかるに、沖縄の復帰は基地の現状を堅持し、さらに、自衛隊の配備が前提となっていることとあります。これは県民意志と大きくくい違い、国益の名においてし寄せされる沖縄基地の実態であります。私は、総理はじめ皆さんがどう感じているか知りませんが、このくだりはまさに痛切だと思ふのです。」

さらに、ページをかえて六ページのほうへいきましよう。その一番最初に、「この返還は大きく胎動しつつあるアジア、否、世界史の潮流にブレキになるような形のものであつてはならないと思ひます。そのためには、沖縄基地の態様や自衛隊の配備については慎重再考の要があります。次に、核抜き本土並み返還についてであります。こうやって書いて、「県民の大半が、これを素直には納得せず、疑惑と不安をもっております。」といつております。さらに六ページの一番最後の行に「疑惑と不安の解消は困難であるが、実際撤去されるとして、その事実はいかにして検証するか依然として不明のまま問題は残ります。」

さらに七ページの最後の段に「次に安保と沖縄基地についての世論では安保が沖縄の安全にとって役立つとより、危険だとする評価が圧倒的に高いのであります。この点についても、安保の堅持を前提とする復帰構想と多数の県民意志とはかみ合っておりません。県民はもともと基地に反対しております。」と書いてあるのです。

それからその次の二、三行置いたの「次に、基地維持のために行なわれんとする公用地の強制収

用五ヶ年間の期間にいたつては、これは県民の立場からは承服できるものではありません。沖縄だけに本土と異なる特別立法をして、県民の意志に反して五ヶ年という長期にわたる土地の収用を強行する姿勢は、県民にとっては酷な措置であります。再考を促すものであります。次に、復帰後のくらしについては、苦しくなるのではないかと不安を訴えている者が世論では大半を占めております。さらにドルショックでその不安は急増しております。くらしに対する不安の解消なくしては復帰に伴つて県民福祉の保障は不可能であります。」

次に、九ページになりますと、こう書いてあります。「ただ単に経済次元の開発だけではなく、県民の真の福祉を至上の価値とし目的としてそれを創造し達成していく開発でなければなりません。」といつております。

さらに、一〇ページにまいります。前段のほうであります。「返還軍用地問題の取扱い、請求権の処理等は復帰処理事項の最も困難にしてかつ重要な課題であります。これらの解決についてははつきりした責任態勢を確立しておく必要があります。」

このページの最後段では、「そこで私は、沖縄問題の重大な段階において、将来の歴史に悔を残さないため、また歴史の証言者として、沖縄県民の要求や考え方をここに集約し、県民を代表し、」云々と痛切に訴えています。

以上が私が気がついたところでありまして、これに対して、総理はお読みになったというのです。いかに考えておられますか。同感だと思ふのか、あるいはそれとも違うというのか。同感だというならばどうしようとするのか、一言お聞かせをいただきたい。

防衛庁長官、たいへんお退屈のようでありますね。そういう姿勢が、たいへん恐縮であります。が、沖縄県民にどう映るかを私はあなたに申し上げたいくらいですね。よけいなことであります。が、一言つけ加えておきます。

〇佐藤内閣総理大臣 たいだいま久保君から「はじめに」と、こういう書き出しのもとについての注意を引くべき点を指摘になりました。一つは米軍基地の問題だし自衛隊の配備の問題、同時にまた核の撤去の問題、さらにまた安保の問題、さらにまた復帰後の生活についての保障の問題等々、重要な点に触れられたわけでありまして、その結論は、この建議に書いてあるとおり、これが歴史の初め、またそういうものが長期にわたつていろいろの批判のある点だから間違ひのないように処置してくれろ、こういうのが建議のされたその趣旨だと私は思つております。

そこで、返還協定、この審議にあたりまして、本会議においても基地の縮小についての一つの決議がなされた。さらにまた同時に、核の撤去の確認の問題等につきましても、私どもの考え方も明らかにいたしましたような次第でありますし、さらにまた自衛隊の問題については、これは申すまでもないこととありますが、沖縄が日本に復帰されれば、当然わが国の防衛の範囲になるわけでありまして、ここに全然防衛の配置をとらないというわけにはまいりません。以前の状態あるいは戦前はさやうなものではなかった、こういうことを言われる点もありまして、戦前はわが国の最前線では実はなかった、いわゆる台湾というものがございまして、今度わが国の最南端の領域になりますから、これについて所要の自衛体制、これをつくることは、これは当然、またさやういう意味では了解をしていただきたい、納得していただきたい、かように私は思つておるやうなものでございまして。しかし、もちろんまた現在の状態では県民の十分の理解を得ているとは私も考えております。これらの点については、さらにさらに深い理解を求めることが必要だ、かように思ひます。

さらにまた、復帰後の不安、いわゆるドル・ショック、それらについては、もうすでに、不十分といながら一応の対策が立てられておる。だから、ドル・ショックに対しましては、将来これ

について本土政府は十分対策を立ててくれるだろうという、そういう期待は持たれるだろう、その期待をわれわれは裏切らないつもりでございます。

ただいま申し上げるのはまことに簡単であります。第一の米軍基地、これは確かに密度が高、これはしかし本会議の決議もありませんから、そういう方向で今後われわれが努力しなければならぬ、かように思ひます。

核の撤去、核はないということはこれは約束されておりますけれども、さらにそれを確認する方法はないか、そういう点においてなおくふりをこらすつもりでございます。

以上、まことに簡単でございますが、二、三、感じました点を率直にお答えしておきます。

〇久保委員 これはお立場からいけばなかなかむずかしいことだろうと思ふのです。しかしながら、たとえば一番最初に私が指摘した「県民が復帰を願つた心情には、結局は国の平和憲法の下で基法的な権利の保障を願望していたから外なりません」というくだりは、これは、自衛隊の配備についての考えは別としても、少なくとも、お忘れになつては返還の値打ちはないだろうと私は思ふのであります。それを忘れて、この関連法を

の他をずつと見てまいりまして、平和憲法のもとに返れるという保障は何にもない。施政権がただ単にアメリカから日本に移動したにすぎないといつておるわけですね。また、さやういふふうになつても見えておる、これは、十分にこれから具体的に措置を講じなければならぬことだと思ふのであります。いまの御答弁では、どうも総理のお考えとして自衛隊の配備や云々、あるいは安保の問題、さやういふ考えをお述べになつたにすぎないのではなからうかと思ふのであります。非常に不満であります。

しかも、その問題は別としても、それじゃもう一つ、おことばに關係してお尋ねしますが、生活の不安についてであります。

ドル・ショックについては一応の対策をとられ

たとおっしゃいますが、いまやまさに、十カ国かの蔵相会議においてどういふ方向が出るかわかりませんが、ドルと円との関係、これは早晩おきめになるであらう。これは、もちろんいままでとれた線に沿って措置されることは当然だと思ふのでありますが、もう一つ、沖縄では生活の不安には何があるかという、ドルから円に切りかえる際の問題があります。たとえば、いゝるん公共料金一つとっても、これはいまドル建てであります。これを円に切りかえ、換算した場合にはどういふふうになるかという、決して安くはないというところであります。切り上げであります。一つの例であります。そういふふうな点。こういうものに対しては、これは山中長官にお聞きしたほうがいいと思ふのでありますが、いかような措置をとられるお考えでありますか。生活不安に対する問題の一つとして、公共料金はじめ物価すべて、物の値段、こういうものはドルから円に切りかえる。その場合に切り下げはあります。これはおそろしく全部切り上げであります。いかがでしょう。

○山中國務大臣 これは復帰したあとの問題、いわゆる切りかえるときの問題でありますから、現在沖縄が置かれてあるその問題が一番の大きな困難性は、経済的に本土とつながった円圏であり、貨幣的にはドル圏に置かれていたというところに問題点が存するわけであります。しかしながら、復帰のその瞬間から本土と同じ円経済圏の円圏に入るわけでありまして、その意味においては、交換レートその他の問題は、今後大蔵大臣が決定をされた線に従つていくとしても、少なくとも本土の国民と同じ円の価値というものを、沖縄においても実際に生活の面からも同じように適用を受けるわけでありまして、その意味において問題点はないように処理をしたいと考えるわけであります。

○久保委員 次に、先ほどお話がありました核抜きの問題であります。これは、沖縄返還協定の特別委員会でも議論の

焦点になったところで審議がとまりました。最近というか、いまのお話でも、国会で決議がなされた。いま、沖縄県民を含めて日本国民が知りたいのは、お話にもありましたように、政策や決議ではないのであります。そのあかし、実証を示してもらいたいということです。

先般、国連の総会で、二十六日でありましたか、中ソの、核兵器という軍縮会議案の論争がありました。その際に中国代表が、米国は日本と沖縄に核兵器を置いていこうという発言がありまして、これに対して田中大使は、日本本土に核兵器の配備を許さないというのが日本政府の基本政策であると反論したといわれております。政策はなるほどそうかもしれませんが、総理もたびたび国会内外において非核三原則のお話をしております。しかし、この田中大使の発言をまづまでもなく、少なくともいま日本には核兵器はありませんという断定はどこにもないものであります。しかも、橋本委員はじめ同僚議員から指摘された岩国の問題一つとりましても、なるほどあとから自衛隊の制服が点検にというが視察に行つたようでありまして、その前の移動というのを抜きにして、だが、制服が点検してきたからなかつたんだというのを、安心して保証する者は一人もいないのです。これは、自衛隊の人が行つて調べれば安心だということとはどこにもない。アメリカの了解のもとに、いつ幾日何時に行きますから見せていただきますと言つた場合に、疑るわけじゃありませんが、すなおに見せてはくれるだろうか、中身はすなおであるかどうかは疑問があるということ、それほかにいま日本国民はアメリカの核兵器持ち込みについても疑念が深まっているということでもあります。これを解消しなくては、決議や政策を何べん繰り返しても、これは国民や沖縄県民を納得させることにはならぬと私は思ふのであります。

最近の発表によりますと、一月の初旬にニクソン大統領にお会いになるそうでありまして、日本国民やそして返つてくる沖縄県民の立場に立つて、少なくとも核抜きの実証を示す方法を具体的に

に詰めてきてもらいたいと思うのですが、いかがでしょう。

○福田國務大臣 私からお答え申し上げますが、返還時において核がないということは、日米共同声明、また本協定の第七條、これで私は十分日本国民の心証を得ていたと、こういうふうに考へておりますが、まあ、いま久保委員から御指摘のような見方もありますので、また国会におきましては、さきにこの御決議や一部の方の不安にこたへまして、何らかつ加えた措置をとりたい、こういうふうな考へております。

いまお話のように、一月の六日、七日、サンクレメンテにおいて佐藤総理大臣とニクソン大統領との会談が行なわれる、こういうことになりましたので、その機会などはいい機会である、こういうふうな考へております。いろんなことの話し合いがありまして、その中では、いま御指摘の問題も取り上げて最善の努力をいたしてみたい、かように考へております。

○久保委員 外務大臣、お話の中で、久保君のような意見もあるからというのでありますが、おそろしくこれは私の意見が大半だろうと私は見ているのです。少なくとも核抜きが決議や政策だけで安心だなどというように考へている者は、おそろしくほとんどいないと私は思ふのです。だから、いまお話のように、大統領との会談ではこの問題をもうちょっと詰めて、国民の安心がいくような措置をせよと考へておられるのです。これは立場の相違の問題じゃありません、はっきり言つて、どうかその点を十分考へてほしいと思ふのです。

それからもう一つは、基地の縮小整理の話であります。建議の中にも書いてあります。なるほどことばの上ではそういう話が二、三出てきております。先ほどの総理のお話でもあります。しかし、もはやそういうお話では沖縄県民だれも真に受けていないのです。残念ながら、また、そういうふうなこの審議も進められてきたと思うので

す。また日本国民は、審議のしかたは別としても、やはり沖縄県民の最大の願いである基地の撤去を目標とする整理縮小、具体的に少なくとも当面の方策があらさまにならなければ、だれもがああそうかという気持ちにならないと私は思ふのであります。これもニクソン大統領との間の話になる素材であらうと思ふのですが、この点はどうなんですか。

○福田國務大臣 ただいまの基地の問題も、この間の衆議院本会議において御決議のあつた一つの問題点であります。この問題も佐藤総理大臣、ニクソン大統領との会談において取り上げ、最善の努力を尽くしてみたい、こういうふうな考へております。

○久保委員 最善の努力を尽くすということばだけでは私も承服しかねるのです。實際をいうと。整理縮小の具体案というものを日本そのものが持たないで、手ぶらで行つて最善の努力をしますと言つても、これはもう絵にかいたもちであります。具体的な案をお持ちですか、いかがです。

○福田國務大臣 これは久保委員ばかりの問題じゃないのです。私の頭の痛い問題でもあるのです。もうしばらく前から――返還は実現をいたして、また今日以前からもこの問題をどういふふうな日米間で打開していくかという問題につきましても、私は千々に頭を砕いておる、こういう状態でございますが、これを具体的にいまだどういふふうなことを考へているかということにつきましても、この交渉がうまくいく上におきましてかえつて支障があるのか、こういうふうな考へまして、内容につきましても申し上げられませんが、とにかく最善の努力をするということだけははっきりと申し上げさせていただきます。

しかももう一つは核兵器の問題であります、これは最近わが党は政府にも申し入れをすることになっておりますが、少なくとも日本の国には持ち込まれてはならないという疑いがあるものでありますから、総点検をして確認をする。もう一つは、将来にわたって持ち込みませんという協定をつけてくるというのが私は柱だろと思うのです。いずれ党から申し入れて要求いたしますから、この問題はこの程度で先へまいりますが、具体的にどうするかをきめてもらわなければ、だれもが信用しない時点にきているというのをぜひ深く御認識いただきたい、こういうように思います。

次に、請求権の問題であります、この協定の第四条第一項で全面的に放棄するという請求権の中身は何だろうか、どういうものだろうか。放棄するといふからにはどういふものを放棄するのだ。すべて放棄するといふが、そのすべての請求権といふのは何だろうか。何を放棄するのか、お聞きしたい。

○福田内務大臣 請求権はこれはもう無数にありますが、千差万別であります。これを一々整理するといふことは返還協定締結当時とうてい不可能である。しかし、沖縄現地当局の御協力を得まして、ある程度の整理はしてみた。それがいわゆる愛知十項目というようにもなっておりますが、これが完全なものであるというふうには言い切れません。

そこで、放棄されるものはどういふものかというお話であります、いわゆる請求権のうちでアメリカの法令に基づく請求権、これはアメリカがその補償の責めに任ずる、こういうことになっています。それからいわれる復元補償、これもアメリカが法令上の根拠はないものであります。けれども、補償いたしましょう。それからいわゆる那覇軍港の海没地の問題、これもまたアメリカが法令上の根拠はないのでありますけれども、賠償の責に任じましょう、こう言っている。そういうことにいたしました、それらはアメリカにお

いて賠償の責めに任じますが、その他のものをどうするか。これはなかなか整理が非常にむずかしい問題であります、特にその中ではつきりしておきます問題は、講和前の人身傷害に対するところの補償の問題であります。これがアメリカによる補償漏れとなる。そういうことになりますと、被害を受けた沖縄県民に非常に気の毒なことになる。そういうような見地から、わが国においてこれに対して見舞い金を支給するという措置を講じたい、こういうふうにしておるわけでありま

す。その私が羅列いたしましたアメリカの法令によるもの、また復元補償、また那覇軍港の海没地の補償問題、それから講和前人身傷害の問題、これら以外のものが残された補償問題として論議されなければならぬ、こういうことであります。それらは現地当局の御協力も得まして、資料を固めまして、もしこれが何らかの措置を要するといふような性格のものであるという判定がつきますれば、これはあるいは予算上の処置をする必要があるかも知れぬ、あるいはさらにその上法律上の措置を必要とするものがあるかも知れませんけれども、とにかく適正な措置を講ずることとするといふのが、これが政府の基本的方針でございます。この適正な措置が全部終了するということになりますれば、請求権問題の実体的処理は全部これを完了するということになるものと考えております。

○久保委員 外務大臣、私があまりまだお聞きしないところまでお話がありました、問題を整理するために私は一つずつお聞きしている、御了解をいただいた上でお答えをいただきたい。

再度申し上げます、放棄される請求権といふのはどういふものでしょうか、こういうことであります。四條第一項で放棄される請求権といふのは何があるのだろうか。

○福田内務大臣 いわゆる放棄、つまり外交権が放棄されるというものは、ただいま羅列いたしましたものの以外の請求権について行なわれる、かよ

うに御了承を願います。

○久保委員 それじゃ、放棄される請求権というのは何の代償として放棄されるのでしょうか。戦争終結の場合ならば賠償という対象になります。これは、今度のこの協定は施政権の返還でありまして、戦争終結の賠償などというものではないはずであります。いまのお答えでは、放棄される請求権といふのは何であるか明確ではない。放棄されないものは先ほどお話があったもので、それ以外はというお話、そういうあいまいなことではないでしょうか、いかがでしょうか。いかなる代償のために放棄されるのか、いかがでしょうか。

○福田内務大臣 沖縄返還が某年某月某日実現される、こういうことになる、その時点におきまして、またその以降におきまして、日米関係、沖縄返還協定に關係する日米関係の法律関係を明らかにしておきたい、こういうことであります。これに放棄の法益といふことになるわけです。もしこの関係をただ放置しておくということになりますれば、沖縄県民は一体どうするんだということになると、請求の相手方はアメリカ政府でありますから、一々アメリカの政府を相手にいたしましたし訴訟をしなければならぬ、こういうようなことになると、これは煩にたえない。また、そういうようなことが必ずしも妥当なこととも思えない。これはそういうような考え方から、奄美大島の返還にあたりまして、あるいは小笠原諸島の返還にあたりまして、同様の措置をとっておりますが、とにかく、その返還協定締結の時点においてはつきりしておるものは、まあはつきりした措置をとっておる。おるが、まだはつきりしないものにつきましては、これをわが国といたしましては、外交保護権を行使しないということにいたしました。もし個人として補償、賠償というようになことを、アメリカから受けるような立場にある者があ

りますれば、それは国内的措置によって適正に処理しよう、こういう考え方をとったわけでありま

す。○久保委員 そうしますと、いまのお話だと、請求権の放棄といふのは、包括的に、単なる法律関係を明らかにしようとしただけなんであって、実体はないということですか。放棄されるべきところの請求権といふのは実体はないんだ、ただ法律関係だけを明記するんだというのであります。○福田内務大臣 いずれにいたしまして、わが国に施政権が戻ってくる、その後におきまして、アメリカ政府に対しては沖縄県民の請求権が残っており、こういう状態でありまことは、これは法律秩序という点から見まして、妥当でない。そこで、それらのものにつきましては、つまり外交権の行使、これは放棄する。しかしながら、アメリカに請求したならば、これが妥当な請求であるとして認められるようなことがあるかも知れない、そういうようなものは一々わが国において精査いたしまして、これに対して適正な措置を講ずる。これが法律関係を沖縄返還に伴い明確化しておくゆえんである、こういう見解からさような措置をとったわけでありまして、これは沖縄ばかりじゃないんです。奄美でもあるいは小笠原でもみんなそういう措置をとっております。

○久保委員 どこでもそういう措置をとったからということになる、言うならこういうケースの場合、大体こういうのが原則だ、とにかく何となくそういう措置をしておかなければ困るので、実体はないけれども、というお話に尽きますね、これは。これは問題だと思ふので、それならあるかないかわからぬものをなぜ放棄するのであるか、逆にお聞きすれば、ただ外交的な、外交権の行使はもうやらないことにするからやらないといふならば、なぜそういうふうにお書きにならないのですか。請求権といふものをそんなに軽しく扱っているのですか、どうでしょう。いまのお話だと、どう考えても実体はないんですね。それなら実体のないものをどうして放棄するんですか、逆に聞きます。そういうことではないんですか、どうでしょう。

それからもう一つは、この文言の上では、とに

かく放棄するのではありませんから、放棄する理由、それは先ほど申し上げたように、戦争終結ならば賠償の対象として放棄しますというのがありますよ。今度は施政権が移動するだけなんです。施政権が移動するの、どうして放棄するの。施政権者が全部これは始末をつけるのが原則じゃないんですか。そう思いませんか。いかがでしょう。

○福田国務大臣 先ほど申し上げたのですが、これは千差万別、いろいろなものがある。その中で非常にきついているのは、アメリカの法令に基づいて請求権がある、これはきついているのです。それから復元補償問題、また海没地補償問題、これもきついている。また講和前の人身傷害問題、これもきついている。しかし、そのうちで、前の三つの問題につきましては、アメリカがこれの賠償に應ずる、こういうふうにし、また講和前の人身傷害問題につきましては、わが国において措置をとる、こういうふうにしてありますが、おそろしく見通しといたしますと、これ以外にかなりたくさんものがあるだろうと思う。これは数え上げれば切りのないほどのいろいろな要請といふものがあるだろうと思うのです。それを一々いままこでまだ明らかにし得ない、またこれが整理をし得ない、こういう段階にあるわけでありませう。

したがって、それらの無数にあるところの諸問題、これは復元後におきまして、わが国の手で十分精査をいたしまして、これは何らかの措置をとる必要がある、こういうふうな認定したものににつきましては適正な措置をとるようにする、こういうことを申し上げておるわけでありまして、これはどうしても、もしそういう措置をとらないではおとくというところもこれは考えられるかもしれませぬ。しかし、沖縄県民が一々アメリカの裁判所に行つて提訴をする、これはなかなか容易なことじゃなかろうと思うのです。そこで、一応ここでそういう考え方のもとに線を引く、これは私は常識的にも理解できるし、法理的にもまたこれを理解できる、こういうふうな考えております。

○久保委員 今度のお話は、実体がいろいろある、しかし、いまよくわからぬということでありませうから、そうしますと、先ほどのお話とはずいぶん違つてきませうね。

そこで、お尋ねします。存在する請求権というものをご政府が放棄するからには、いかなる理由で放棄するのか、これはさつきから聞いていたのです。ただあなたのお話では、めんどうだからここで区切りをつけるのだからという単純なものでありませう。

それからもう一つは、請求権の中心がよくわからぬが、これから調べるというのでありますから、放棄される県民の立場に立つた場合に、いまの国内法のどこを見ても、これに対する保障はないんですよ、外務大臣。何にも保障していない。四条第一項で放棄する請求権については、復元後はこういう方法をとりますというの答弁だけなんです。本来ならば権利と義務の關係にもなりませうが、あわせてこの沖縄の琉球政府が出てきた請求権に対する特別措置法を立法すべきじゃないのでしょうか。いかがでしょう。これをやっで初めて沖縄の県民にはあななるほどなということと保障されると思うのであります。いかがでしょう。いまの御答弁だと実体がこれからそれれわかつてくるという……。

○福田国務大臣 なぜ放棄するかということ、先ほどから申し上げておるのとおりです。これを放棄しないでおつたらどういうふうになりますかという、請求権者、つまり沖縄県民が一々アメリカの裁判所に提訴しなければならぬ。これは提訴するといふことが観念的に考えられるだけであつて、實際上、アメリカへ行つて訴訟費用を使つて訴訟を行なう、これはもう不可能なことじゃあるまいか、こういうふうな考えるのです。そこで、返還時におきまして、日米間のそういう権利義務關係をはつきりさせるというために、特定のものにつきましてはアメリカが補償する、また特定のものにつきましては日本政府が適正な措置を講ずる、これはいま講和前人身傷害補償に

限つておりますが、そういうふうにするというようにいたした、ここでそれから漏れしました請求権につきましては、もうアメリカの裁判所には行つても日本の外交保護権は発動しない、こういうふうにしたのであります。それで、御指摘のように、沖縄の県民も困りでしょう。これはたくさん請求権という問題があるわけでありまして、それらにつきましては、一々日本政府が精査いたしまして、これは適正な措置をとるという必要がありと認定したものにつきましてはその措置をとる。その方法といたしましては、これは予算措置で足るものもありませう、それだけで不十分なものもありませう、そういうものにつきましては法律的措施をとる、こういうふうな考えておるのであります。考え方といたしますと、久保さんのおっしゃるところと同じようなことであります。私が、私どもは御質問を待つまでもなくそういう姿勢で臨んでおるということをお答え申し上げます。

○久保委員 多少お尋ねが前後しますが、先ほど申し上げたように、これから調べてやるというのなら、立法措置を講じることが一つじゃないのでしょうか。そしてその法律案は、この国会に同時に提案されるべき性格のものだと私も思つてゐるのです。御答弁がなるほどだんだんそういうふうになつてきて、ある程度何とかやつてくれるのかという考えもしませうけれども、やはり県民の権利でしょう。だから、やはりこれは返還時においてきちつと補償される裏づけがなければ納得しないんじゃないか、こういうふうな思ふ。中身については異論がありますよ、いままでの御説明の中身では、いづれにしても沖縄県民が持つてゐるところの請求権について、いま補償する措置を特別立法で出さなければならぬ、これはかもうすぐに、前に琉球政府からはそういう特別措置法に対する要綱というものも出てゐるんじゃないですか。この建議書の中にも特別に書いてありますよ。こういうものをどうしてお出しにならないのか。出さないとどこに不信感が出てくる

のは当然じゃないですか。いかがでしょう。

○福田国務大臣 御指摘の問題につきましては、前提問題といたしまして、請求権の実体というものをまず把握しなければならぬ。この請求権というものは、これは政府の持つておる請求権じゃないのです。一人一人、百万県民の持つてゐる請求権なんです。この一つ一つの請求権がどういふものであるかという実態の把握、これが先決問題である。そこで、ただいまでもそういう調査に移つておられますけれども、特に来年度におきましては本格的な調査をいたしまして、そうしてこういうものにつきましてはこういう措置を講ずべきである、ああいうものについてはああいう措置を講ずべきである、それらの大体的な構想をきめた上、予算的に片づくものでありますればそういうふうにする、それで片づかないというふうなものであれば立法措置を講ずる、こういうことを申し上げておるのであります。また、実体的なものに對しては法制的措置をとるというふうな立法は考えられないのではあるまいか、そういうふうな考えております。

○久保委員 これは実態調査も当然せねばならぬでしょう。しかし、これは沖縄県民の権利でありますから、請求権の放棄に対する代償を求める権利は保障されるべきだと思つてゐる。請求する権利は、日本国政府に對して復元後請求できる権利だけは、これは法的に保障する性格のものであります。実態がおわかりにならぬというが、一方的に調査してこれはこれでやりませうというものが、個人的じゃないんですか、お話の中からいって個人個人のものですから、個人の権利を放棄するのではありません。放棄した日本国政府になれば、沖縄県民の請求の権利だけは少なくとも保障しておかなければいかぬのじゃないですか、どう補償するかは別として、百歩譲つても、どれだけ補償するかは別として、請求権についての中身は別としても、請求をする権利、補償を受ける権利、それはやっぱり裏づけとして保障しなければ、放棄だけしちやつて、あとは恩

恵的にぼくらが、政府が調べて、その上でおまえらが足りないところはやってやる、こういうものじゃないんじゃないですか。いかがでしょう。

○福田内閣総理大臣 遺憾ながらいま事態が明らかにされておられないのです。そういうことでございませうので、とにかく事態調査を取り急ぎます。その上適正な措置を講ずる、こういうふうにいいたしたいと存じます。

○久保委員 これは私は百歩も譲ってお話を申し上げておきます。少なくとも沖縄県民が、復帰後において、この協定に基づいて放棄された請求権を保障することというのは当然であると思うのです。中身はどの程度かわかりません。いろいろあるでしょう。これは立法措置をぜひとも講じていくべきだと私は思うのです。この国会にお出しになるおつもりはありませんか。

○福田内閣総理大臣 手順といたしまして、とにかく取り急いで実態調査をいたしたい、その上必要があれば立法措置をいたしたい、こういうふうに考えております。それが順序である、そういう見解であります。

○久保委員 その実態調査というのはどの程度——これからやるのであります、いかがですか。これからおやりになるのですか。いままでちっともおわかりになっていないのですか。いかがですか。

○西村(直)国務大臣 請求権あるいは諸請求につきまして、アメリカサイドがやるものももちろんアメリカサイドでやってもらうわけでありまして、日本の責任においてやらなければならぬものにつきましては、実態の把握というものが大事であります。ただ残念ながらたゞいま施政権下にありまして、言いかえれば人のふところまで入り込んでということがなかなか権限上できない。しかし、われわれとしては来年度予算に必要な調査費を計上して、復帰後直ちに実態調査等をやります。われわれの施設等原則としてやるべきものについては、われわれのやるべきものを明らかにして処置をしてまいりたいという考えであります。

○久保委員 総理にお尋ねしましょう。

この問題は沖縄県民の権利に関する重大な問題でありまして、このまま政府が思うままにやるようなものでは私にはないと思うのです。だから、実態調査をしてからだという話であります。少なくとも請求権を保留して、日本政府に對し請求できる権利というのはやはりこれは保障すべきだと思ふのです。協定だけは通るは、あとは保障されないまま、一方的に恩恵的にやられるものではないとせんよ。これは少なくとも立法措置を講ずべきものだと思うのですが、いかがでしょう。

○佐藤内閣総理大臣 この屋良主席が持つてまいりました建議書の八ページですか、そのところに具体的請求権の項目が並んでおります。この大体的な処理は、先ほど外務大臣からお答えいたしましたように、相当処理ができる、かようなものでございまして、ただいまのところ直ちに法律をつくるという、そういう問題はまず起こらないのではないだろうか。

問題は、実際の損害を、アメリカ側に対する請求権を日本政府が放棄した、こういう場合において、損害が生じた県民の補償をどういうようにするか、日本政府がかわつてするか、あるいはそれをアメリカからやらすか、こういう問題、そういう内輪の問題——内輪じゃないですが、日米間の政府と国民との関係、それで処理すべきものではないだろうか、かように私は思います。したがって、ただいまのところ規定がないから、全然請求権を放棄したのだからその処置はとらない、こういう考え方はございせんので、そこにも誤解があつてはならないように思いますから、あえて補足いたしておきます。その実態によつては政府がその補償をする、そういうことも考えておるのだ。ただそこまで考えて立法的な処置がどうか、こういうように実は思つて、この国会にはたゞいま御審議をいただいている以外には法案を用意してはおりません。ただ、いまお話のありますような問題は大体処理ができる、なおそれが残る

かな、こういうようなことはございまして、外務大臣が先ほどお答えしたように実態に合つて処理する、こういうことに御了承をいただきたいと思ひます。

○久保委員 冒頭私から申し上げましたように、もう既定コースに乗つておるので聞く耳は持たないというふうに残念ながらとれます。私は中身にたいしてはぜひこの問題は問題があります。放棄されない請求権の中でもこれは問題があります。あります。そういうものを議論する前に、私は県民の権利だけはこの際保障するのが当然だということだけにいま盡きておるのです。ところが、立法措置もがえんじないという。どうも私は既定コースに乗つたので聞く耳は持たないのだというふうにとれるのが残念であります。お答えいただけますか。

○佐藤内閣総理大臣 もうきまつたことであつた議論は聞く耳持たない、かような偏狭な考え方では御審議をいただいておりますわけじゃない。ただ私が申し上げておるものは、実情を皆さん方に御理解いただきたい、かように思いますので、この場において十分御審議を尽くしていただきたい、また政府の説明の不十分な点は遺憾なしに、どんどん御叱正賜わりたいと思ひます。

○久保委員 そこで、請求権の中身について、二お尋ねしたのであります。

この協定の四三項であります。これは一九五〇年七月一日前に形質が変更されて、一九六一年六月三十日以降復帰前までに返還されるものは自発的に支払いをいたしますと、こうなつておる。

この中身であります。すでに返つてきているものはどの程度あります。あるいは返つてくるもの、一九五〇年七月一日前に形状変更されて、六一年六月三十日以降、これまでに返つてくるもの、いわゆる自発的支払いをしますというものはどの程度あるのですか。

○島田(豊)政府委員 一九五〇年七月一日前に形質変更がありまして、一九六一年六月三十日まで

に復帰になったもの、これはいわゆる講和前補償として米側が補償いたしておりますが、一九五〇年七月一日前に形質変更がありまして、その後一九六一年六月三十日以降復帰の日の前日までに解放されたもの、解放されるもの、これとそれから一九五〇年七月一日以降の形質変更にかかるところで復帰の日の前日までに解放されるもの、この両者を合せて、現在琉球政府で調べたところによりまして、円の換算におきまして三十五億八千四百万円ぐらゐのものとございまして。

○久保委員 その金額をもう一べんおしやつてください。

○島田(豊)政府委員 一九五〇年七月一日前に形質変更がありまして、六一年六月三十日から復帰の日の前日までに解放されるもの、これが協定の四三項の關係でございまして、それから五〇年七月一日以降形質変更されて復帰の日の前日までに解放されるもの、これが四四二項の關係でございまして、この両者を合せての請求が、琉球政府の調べによりまして円の換算で三十五億八千四百万円ということになっておるわけでございます。

○久保委員 わかりました。

この四三項というのは、いままで原状回復の補償をしなかつたものを、復帰までに返つたものについて自発的に支払いますということですね。しかもいま金は三十五億何がし、この金は、言うならば今回のこの協定に基づく対米支払い三億二千万ドルの中に入つておるはずですね。

○井川政府委員 三億二千万ドルと全く關係はございせん。

○久保委員 全く關係ないというのは、あとで三億二千万ドルの内容については同僚委員からお尋ねしますが、全然關係ないが、この金はアメリカがほんとうに自発的に払ふ、形はそのとおりだと思ふ。しかし、中身はこういう支払いの中身に入つておるという話を、これは明らかな事実だといふので、いま御否定なさつても、三億二千万ドルの内訳をあとで聞きますから明確にお答えをいた

だくことにしまして、それでは、この四条三項と
いうのは、土地の暫定使用法案に關係がある。い
まお話があったとおり、復帰までに返つてきた
ものは、これはアメリカが自発的に払う三十五億
何がしである。大半の基地は復帰までには返つて
こない。その現状回復の補償費はあげて日本政府
がこれから負担していくことになる。この
關係はそういうふうになるが、そのとおりかどう
か。

○島田(豊)政府委員 復帰前に米側によりまして
形質変更がされて、その施設、区域が引き続
き復帰後におきまして米側に提供される、こう
いう場合におきましては、これから締結いたしま
すところの賃貸借契約あるいは暫定使用法により
まして使用する場合に、その分の現状回復は、ア
メリカが使用を開始したときの現状に回復をす
る、こういうことでそれぞれ契約なりあるいは協
議によりまして日本側が支払う、こういうこと
になるわけでございます。

○久保委員 総理、冒頭から申し上げたよう
に、この施政権のみの返還で、これは一つの例で
ありますが、県民の請求権の問題も含めていろ
んな面で、愛知書簡一つとっても膨大な代償をわ
れわれは払うことになる。いまの四条三項
によるところの現状回復についてもいまの答弁の
とおりであります。われわれは日本民族の一人と
してやはり疑問を持ちます。総理はどうですか。

○佐藤内閣総理大臣 久保君の言われること、あ
るいは私は誤解しているかも知れませんが、日
本政府は本土における国民も沖縄の同胞も同一に
扱うものでございまして、その間に区別あるいは
差別をするような考えは毛頭ございせん。施政
権の返還、これは申すまでもなく、冒頭にお尋ね
がありましたように、平和憲法がそのまま施行さ
れる。憲法ばかりではない、国内法全部がそのま
ま沖縄に施行されることでございます。それが施
政権が返るといふことだ、かように私は理解して
おります。そこで、どうも先ほど私が憲法につい
て答えなかったことは、いかにも落度度のように

あるかのようにおとりのようですが、私はこれは
当然のこと、憲法が適用になる、そこに施政権
が返ってくる。そうでなければ、施政権返還、祖
国復帰、さようなことは言えない、かように私は
思っております。

したがって、ただいま言われることが、あるい
は私のどうも理解しにくいというか、御意見を理
解しにくいのですが、沖縄の方々、これは私も
国内の本土国民と全然同一の扱い方をするわけ
であります。ただ問題は、二十六年の長い間米軍の
施政権下にあった、そのために直ちに本土の法律
を適用すること、それが沖縄の方にはあるいは不
利益ではないだろうか、こういうようなものはご
ざいます、それにいたしまして、できるだけ
早い期間に、さようなことのないような、特別措
置等はとらないように、そうして本土と同じよう
な待遇をする、これが日本政府の考え方であり、
また祖国復帰を実現するゆえんだ、かように実は
思っております。ただいまの請求権一つの問題に
いたしまして、本土においてもいろいろ米軍に
基地、施設を提供しておる等問題がございます
が、これも順次解決はされます。

ただ沖縄の場合におきましては、その基地の密
度が非常に高い。同時にまた、米軍の施政権下の
ために一方的に処理されてきた、こういうものが
ありますので、どうも本土の処遇同様にすると申
しまして、どうもそこらにびんとしないものが
あるのじゃないのか、かように私思いますから、
これらの点について沖縄の方々十分理解され
て、施政権が返ってきた、ほんとうに本土と一体
になった、これでよかった、こういうようにいわ
れるような状態をつくるべきがわれわれのつとめ
だ、かように思っております。私はそれをあたた
かく迎えることだ、かように申しておるのもそう
いう点でありまして、ただいま御指摘になります
ようないろいろの不都合、不便があるだろう、そ
ういう不満あるいは不安、そういうようなものを
解消することが今回のこの審議の目的でもある、
かように思っておりますので、できるだけ私はそ

ういう点で具体的な問題、先ほど来お述べになり
ましたような具体的な問題が解消されること、こ
れを心から望んでおる次第でございます。

○久保委員 私は、繰り返すようではありますが、
たとえばいまお尋ねしました四条三項による土地
の現状回復の問題一つとて、さつき申し上げ
たように、沖縄が復帰するまでの間のものは大体
三十五億ぐらいアメリカが払うというのですが、
その金も三億二千万ドルに入っているといわれ
は承知しているのです。しかも大半の米軍基地は
そのまま土地の暫定使用法によって網をかぶせら
れる。それでいま答弁したように、この現状回
復、いわゆる返還時におけるところの基地の撤去
のあとにおけるところの現状回復は、あげて日本
国政府がしようことになっているのであります
よ。先ほどの沖縄県民のいわゆる請求権を保障し
るという点に対しては、いろいろお話がありま
したが、明確じゃありません。しかし、こういう
アメリカに対して払う代償はかなり明確で、大胆
ということなんです。そこに疑問の一つがある
ということなんです。その例証として四条三項を申し
上げたわけでありまして、

それから念のために外務大臣に申し上げておき
ますが、いわゆる保留される請求権、その中には
いまいろいろあなたから放棄されない請求権とし
てお述べになりましたのが幾つかありますが、こ
れはすべてが非民主的に隷属的な立場からやられ
てきたものでありまして、請求権の名に値しない
内容のものであることも十分お考えをいたした
と思う。これに対して沖縄の県民は、一人とい
えども納得してないのです。時間もありません
からそのことだけつけ加えて、請求権の問題は
あとの同僚議員の質疑におまかせします。

次に、裁判の効力の問題であります。簡単に
お伺いしますが、民事、刑事を含めて裁判の効力
を全部復帰後も引き継いでいくというところ、こ
れは先般も答弁がありまして、そのとおりします
ということですが、これはわが国の主権の
問題であると思ふのです。そして沖縄県民のこ

れは基本的な人権に關する問題。それを二十六年
間異民族の支配下におけるところの裁判の効力を
引き継いでいくことに對して、われわれは
これは憲法違反じゃないかと思ふのです。この
協定においてやはり引き継ぎますか、いかがで
す。

○前尾國務大臣 ただいまお話しのとおり、こ
れを引き継ぐか引き継がないか、引き継がない方
式もあるわけでありまして。というよりむしろ憲法
が初めから施行されるといふふうにお考えでもい
いのであります。いづれにいたしまして、二十
数年間非常に、奄美大島とは違ひまして、沖縄の
場合には現在までに法的秩序がもう確立されてお
る。しかも内容につきましては、本土並みという
のでだんだん一体化されております。であります
から、むしろこの際は法的安定性と申します
か、いろいろの混乱を引き起こさないように、むしろ
そのまま裁判権を引き継ぐというほうが、混乱を
起こさない意味においては妥當である、そういう
ふうな意味からいたしまして、今回は引き継ぎ方
式をとったわけでありまして。これはぜひいふ各国
に例のあるところでありまして、憲法違反では絶
對ない、かように考えておるわけでありまして。

○久保委員 最初の出だしのお答えは、協定の文
言どおり、「できる」と書いてありますから、や
らぬ場合もあると言ふから、そういうふうな幅を
持ったお答えが出るのだらうと思つたら、やっぱ
り引き継ぐということでありまして。これはそうい
うふうに確定されておるのですか。

○前尾國務大臣 協定の意味は、やはり引き継ぐ
ということになっておるわけでありまして。ただそ
の中にも、引き継ぐのが不適当なものがある、そ
ういうような意味で引き継ぐことができると書い
てあるわけでありまして。

○久保委員 それは単に協定の文言上、相手の国
の主権を尊重したという意味での「できる」とい
う表現にすぎない、こういうふうになるわけでは
ね。

○前尾国務大臣 現実には引き継がないものもあるわけであり。たとえば刑事上の裁判権につきましても、ある種のものにつきましてもは政令によつて引き継がない、こういう場合があるわけだ。

○久保委員 その引き継がない刑事上の裁判の事案というのはどんなものなんですか、参考にお聞かせください。しかも、それは政令で定められるようなものではないのじゃないかと思うのです、いかがでしょう。

○前尾国務大臣 具体的な一々のものを引き継ぐとか、引き継がないという事はありません。ただある種の犯罪につきましても、これをただいま皆さんに申し上げます、引き継ぐまでのいろいろな法的混乱が起りますので、この際は差し控えたいと思いますが、そういう種のものがあるわけであり。

○久保委員 そういふものがあるからこそ、これから私が尋ねるのは、引き継ぐことはおかしいということなんです。裁判はやり直せということ。やり直せ、奄美方式をとることだということであり。奄美方式をとる場合には、いまの法務大臣のお答えでは、法的秩序が確立されているから、だから混乱を起すことと困るから、まあ引き継いだほうがいいじゃないかというように軽いお考えのようではありますが、これは基本的な権利の問題であります。憲法に保障された国民の権利であります。しかも、長い軍政下において二十六年間、軍事基地を中心としたところの沖縄の県民の生活の中で、彼らが、いわゆるアメリカがさばってきた裁判が正しいと思つてゐる者は、沖縄県民にはないんですよ。もちろん、民事についてはお話しのような法秩序の問題もあろう、混乱の問題もあろうから、百歩譲つても、刑事事件については、これはあらためて裁判のし直しをすべきだというのがわれわれの主張なんであり。どうしてできないんでしょうか。

○前尾国務大臣 これは先ほど申しましたように、二十数年間、おそらく犯罪としましてはもう

何十万件とあるわけであり。であります。それを奄美大島のようにやり直し方式をやるということになりましたら、私は非常な混乱が起る、むしろこの際は混乱を起さないために引き継ぎをやり、引き継いだ後におきまして、現在の日本の刑法にも再審の制度あるいは恩赦の制度、いろいろなことがありますから、それによつてできるだけの救済をすれば、まず著しい違法のもの、あるいは不当を欠くものは救済される、かやうに考えておるわけであり。

○久保委員 数が多いからという理由は、残念ながらこれは沖縄県民には通用しない話だろうと思つて、数が多いから、数が少ないからといつて、そういう差別をつけていい性質のものではないのであります。

私は去る七月の末に沖縄に初めて参りました。いろいろの方々に会つて話を聞きました。その中の一人のあるお店屋さんの奥さんが、会つて話をしたときに、こういう話が出ました。復帰についてどう思いますかと言つたら、当初は心からいいことだな、早くというふうに出ておりました、いまはだんだんにちがつたに従つて私は復帰に對して不安があります。どういふ不安ですかと言つたら、本土との差別を沖縄に持ち込まれることが一番不安ですと、彼女は言いました。差別というものはおわかりでしょうか、差別。沖縄はこれまでずっと差別をされてきたことを本土のわれわれは十分知らねばならぬと思うのであります。

総理、いかがでしょう。裁判一つとりましても、こんな差別でいいのだから。特に民政府の裁判所の判決そのものをわれわれは復帰後においても認めることはできない。何万件あろうとも、みんなの力を出し合つて、少なくとも日本国憲法のもとで裁判のし直しをやつてやることがせめてもの沖縄県民に対するあたかく迎える心がまえじゃないでしょうか。それを奄美とは違ふ、件数が多いから、長いことやつてきたからという理由で納得させられますか、いかがでしょう。

○前尾国務大臣 ただ単に件数が少ないとか何とかいふ問題ではありません。ただいま申し上げましたように、内容的におきましても、大體本土と一体化されてきておりまして、また、琉球政府の裁判所は琉球人によつて行なわれたわけであり。また法的に考えましても、民政府裁判所は、異国人ではありませんが、やはり近代的な法制のもとに行なわれたものであります。したがつて、法の一体性、また法の安定性、そういうことを考えますときには、この際はこれを引き継ぐという原則に従つたほうがよろしい、かやうに確信したわけであり。

○久保委員 法の安定性とは、日本の法律の安定性だと思つています。だから、そういう意味でも——お答えになりますか。

○前尾国務大臣 引き継ぎ後はもうすっかり日本と同様なあれでありますから、内地並みのあれでありますから、要するに問題はこれまで行なわれた裁判ということであり。それを全部やり直すということになります。これはもう法の安定性といふんです、かえつて非常な混乱を起す、こういうことであり。

○久保委員 私はお答えには納得できません。それじゃ裁判のやり直しにたいへん無理があるといふのなら、少なくとも、いま法務大臣がおつしやる恩赦とか減刑とか、そういうものは当てはまりません。なぜならば、恩赦とは、減刑とは、有罪を前提にしてものが考えられている。裁判のやり直しというものは、有罪が無罪か、これはどちらかきめよう、これからきめよう。それを有罪を前提にしての恩赦や減刑というものは、この際とはとるべきではないと私は思うのであります。恩赦は一内閣の恩恵で、減刑は刑事政策の誤りから来る手直しだ。これはそういうものではないと私は思うのです。

総理、いかがでしょう。裁判のやり直しが無理だといふならば、少なくとも再裁判ができるいふゆる申請の道を開くとか、重刑を受けている者に對しては特別の計らいをするとか、裁判をやり直

すとかいふような道をせめても開くことが沖縄県民に對して納得させる道じゃないでしょうか。いかがでしょう。

○前尾国務大臣 引き継ぎ後は日本の法律に従つてやるわけであり。でありますから、もちろんいままでの効力は、証拠その他につきましても一応は認めましても、それを裁判の過程においていろいろ日本の法律なりあるいは日本の裁判の行方から従つてくつがえされたり、いろいろなことをするわけで、私は、その点についてはそんなにあれじゃない、かやうに考えているわけであり。

○久保委員 法務大臣、どうも思い込み過ぎていらつしやるんじゃないかと思つておりますが、私は、裁判のやり直しから、せめてものという話を、百歩譲つてしてゐるのです。何とかして沖縄県民の最低限度の権利は確保しておくことが必要じゃないかという意味で申し上げたのです。恩赦や減刑などというこそこそ手段でやつてはいけません。私は、性質が違ふ、そういうものではない、こゝろに思ふのです。もう一べん御再考願えませんか。

○前尾国務大臣 裁判の済んだものについてのあれでありましたら、恩赦とか何とかという問題よりも再審という問題だと思つて。また裁判の過程にあるものでありましたら、その後におきましては手続法はすべて日本の法律によるわけであり。結論においては、日本の法律なり日本の手続法に従つて行なわれるわけであり。

○久保委員 私が言つてゐるのは、いまお答えになつた後段の話じゃないのです。これはあたりまえの話なんです。その前段の話を私はさつきからくどくどしているのです。何とか考えるべきだと私は思うのです。しかも奄美方式とどうして違ふのか、その理由わかりませんね。奄美は裁判のやり直し、刑事事件は。どうして違ふか、ちつともわからぬじゃないですか。先ほどお話があつた、数が多いからできないんですかと言つたら、そう

じゃないんだ、こう言う。ただ長年やってきて、二十六年もやってきたんだから、法秩序が確立しているから、いまさら混乱を起こしては困るなんて、やってみないで混乱が起きるかどうかな——やらぬほうがこれは混乱は起きるんじゃないです。

○前尾國務大臣 数のみをもって申しておるわけではありませんが、七十万件の犯罪を全部裁判のやり直しということでありまして非常な混乱が起ることは、これは免れないことでありますし、すでに現在まで二十数年間にわたって法秩序ができ上がっておりふうなことを考えますときに、私はやはりこの際やり直し方式では非常な混乱が起る、かように考えておるわけであり

ます。

○久保委員 私は、七十万件あるかどうかは別に、さきから申し上げているのは、全部やり直しがむずかしいとするならば再審の制度を開いたらどうですかと言っておる。しかも沖繩県民のアメリカの施政権下におけるところの人権侵害、そういうものだけは最低限救済することがわれわれ本土の国民の義務じゃないですか。責任じゃないですか。日本国憲法のいわゆる基本理念じゃないですか。いかがでしょうか。

○前尾國務大臣 現在の日本における再審の制度によりまして、私はある程度の救済ができる、かように考えておるわけであります。

○久保委員 総理、法務大臣は太もものですから、総理がお答えしなくてもいいのかもしれないが、これはやはり基本的な重大な問題であります。いまのようなお答えだけでは私どもは納得しません。私が納得しないだけじゃなくて、沖繩県民が納得しないんじゃないですか。奄美じゃやった、沖繩じゃ違うのだということは、簡単に考えてもおかしいじゃないですか。時間もありませんから、一言お答えをいただきたいと思う。私は、やり直しがだめなら再審の道を開けと言っておるのです。

○佐藤内閣総理大臣 いま再審の道を開けとおっしゃるが、これも私もそういうふうに思いますが、いま刑事局長が来ておりますから、実際の扱い方を刑事局長から答えさせます。

○久保委員 刑事局長からお答えいただくのは専門的な技術的なことだと思うのですが、総理、われわれの気持ちをおわかりになっていらっしゃいますか。——おわかりになりますか、私がお尋ねしておることわかりますか。おわかりになれば私はいいのです。私は技術的なことを聞いているのじゃないんです。私も専門家じゃないんです。沖繩の県民の施政権下におけるところの基本的な人権の侵害をどうして救済するかということでは私は聞いているのです。この際、法務大臣を含めて御理解がいただければ私はいいのです。いかがですか。

○佐藤内閣総理大臣 これは大事な問題です、この場を通じて国民の皆さん方がみんな聞きとりたい、どういようにするだろうか、こういう問題をだと思えますので、専門家の刑事局長から要点を説明させたいと思います。

○辻政府委員 沖繩の裁判を、特に刑事裁判を引き継ぎました理由につきましては、先ほど来法務大臣が答弁されたとおりでございます。その場合には、沖繩の復帰時に係属中の事件につきましては、先ほど来法務大臣が答弁されましたように、その後は日本の手続に従って裁判をされていくわけでございます。

問題は、復帰時にすでに確定しておる刑事裁判でございますが、それをどうするかという問題でございます。これにつきましては、特別措置法の二十七条におきまして、向こうの確定裁判はこれらの確定裁判としての効力を認めるように措置をいたしております。そういたしますと、その復帰前に確定いたしました裁判につきましては、本土の刑事訴訟法も確定裁判としての効力が認められるわけでございます。復帰後におきましてその裁判については不服のある個々の案件につきましては、日本の刑事訴訟法に基づく再審の条項の適用があるわけでございます。その再審の条項に当たります限り、復帰後、その当事者が日本の裁判所に再審の請求をすればいいわけでございます。かような法律的な再審の手続がとられるように措置をいたしておるわけでございます。

そのほかに、これもまた先ほど法務大臣が御答弁になりましたように、確定裁判としての効力を認めるわけでございますが、この特別措置法案の二十九条におきましては、日本の恩赦法の適用もあることも明記されておるわけでございます。刑事訴訟法の再審の措置及び恩赦の措置、この二つの措置が適用されることになっておりました。個々の問題のある事件につきましては復帰後救済がはかられることになっておる次第でございます。

○久保委員 私が言っておる再審というのは、いわゆるあなたが言っておる再審とは違うのです。私はこの確定裁判を認めない方法を言っておるのです。認めない立場から、確定裁判を持ち込んでこない、引き継がぬという立場から、再審の道を開けと言っているのです。あなたが言っているのは、自分で申し出て、自分で費用を払って、それで裁判にかけてもらうのでしょうか。そんなことを言っているのじゃないのです。特別な措置をこの際は講ずべきだということです。

それから、恩赦については、さき申し上げたとおりです。一内閣の恩恵などこの確定裁判を帳消しにした何かできるはずのものではありません。せんよ、こんなものは、きれいなさっぱり、きたない衣は脱いで着せるといふのがたてまえじゃないですか。だから、この法案については、われわれは承服しかねる。もう少し考えてもらいたい。いまの刑事局長の答弁は、なるほど筋道は通ったようだが、中身は違います。沖繩の県民から言うならば、そんなことは百も承知だ。わかっている。それがいやだから、再三裁判のやり直しをしてくれと言っているのだ。何で奄美方式と違うのかということなんだ。これは御再考をいただきたい

と思います。

いずれにしても、この国会は来月の二十四日で終わりでありますけれども、法案の審議は、決して二十四日で終わるはずのものではないのであります。時間をかけても、やはり基本的な人権だけは救済するという、これは一番大事だと私は思うのです。請求権の問題にしてもそのとおり。それを見んな、一べんは聞きまして、話はわかりました、しかしながらルールは敷かれておるからそのとおり乗っかっていきます。事は終わりました。もう一べんこれは考えてもらいたい。いかがでしょう、法務大臣。刑事局長の答弁では納得しません。こんなのは、いままでもあたりまえの話じゃないか。これをそこまで考えているのなら、なぜ裁判のやり直しができないのかということとです。私から言わせれば、刑事局長の答弁のとおりやるにしても、七十万件あったらどうするのだ、混乱を来たすのじゃないのか、どうなるか。そこまで思い切るなら、なぜ裁判のやり直しの方向をとらなかつたのかということとです。そうやれば、費用もなければ言っておきながら、あまり公表しなければならぬだろう、わからぬければ言っておきながら、これはそういう方法じゃないですか。でも、もしももうささいのことがあれば恩恵的な恩赦でごまかしていかうか——恩恵は、聞くところによると、そういうものに關係ないものが便乗するといふ話も横行しています。沖繩県民の犠牲の上に乘っかって恩恵までやろうという、とんでもない話で、まさか佐藤総理はおやりにならぬと思ひますが、そういうことに、いま県民なり国民はとっているのです。そういうものを解明しないで、どうしてこれは先に行きますか、審議が進みますか。いかがでしょうか。

○前尾國務大臣 異国民に裁判をされたという感情的な問題があります。よくわかります。その点はわかりますが、と申しまして、やはり近代的な法制のもとにあるには有資格者によつてなされた裁判を、二十数年にわたってやり直すということ、やはり法的秩序を乱すもので、逆にかえつてい

ろんな不安が残るというふうには私も考えてお
ります。したがって、この際は、この方法より以
外はない、かように考えてきたわけでありませ
う。久保委員 法務大臣のことばじりをつかまえる
わけじゃありませんが、異民族にさばかれたとい
う感情が残るというふうなものではないのです
よ、これは。私はそう思っている。そういうもの
ではないと思う。異民族にさばかれた感情じゃな
くて、その裁判の確定裁判なんだ。判決なんだ
よ。処分なんだよ。それに不満を持っていると
いうことなんだよ。もしも、ほんとうに感情的
なものが残るだろうというふうに見ておられ
るなら、これは沖縄には理解されないだろうと私
は思います。

いづれにしても、こういう裁判の効力について
の措置は不当であります。これは憲法にも違反す
る疑いがあります。はつきり言って。こんなもの
もやって、どうしてアメリカ施政権下におけるこ
ころの裁判を引き継がなければならぬのか、私は
疑問であります。もっと努力すべきだ。刑事局長
からさつき答弁あったが、ああいうのは普通でも
あるんでしょ。別にふしぎな話じゃないです
ね。再審の方法なんというの普通でもあるので
すね。そうでしょう。特別な方法じゃないでし
う、これは。そういうものを出してきて、何か特
別に計らっているような話をされたのでは、県民
は、何というか、納得できないじゃないですか。私
は、いづれにしてもこの問題は問題があるので、
会期が終わるまであるいは審議が尽くされるまで
の間に、もう一ぺんお尋ねをしたいと思ひます。
どうかそれまで十分考えてほしい。野党の質問だ
から受け入れるのは、これはどうもうまくないとい
うのじゃなくて、沖縄県民の声を、一つでも二
つでも、基本的なものぐらひは受け入れたらどう
かという考えを私は持っておりますから、ぜひ御
再考をお願いしたいと思います。

これは時間も切迫しておりますから簡単にお

答えたいのでありますが、この協定了解
覚書ということになりますが、この質問に入る前
に、了解覚書とか取りきめとか書簡とか、いろん
な形でわれわれの国会の審議にからぬものがた
くさんある。大事なものは全部これで処理され
ていく。返還協定一本だけ。これを裏づけるもの
が、いま質問しようとする了解覚書であり、ある
いは愛知書簡であり、久保・カーチス取りきめ
であり、いろんなものが出てきている。あるいは合
意議事録である。みんな国会の審議には、正式に
は付されてない。外交官僚等政府の一行でやっ
てこられてしまう。それに基いて関連法はみん
な出てきている。この航空協定に関する了解覚書
もその一つであります。そういうところに、われ
われ自身も沖縄の県民も不満があるのですよ。

それで、この協定の了解覚書をお尋ねしたい
が、返還後、アメリカの乗り入れに於ける企業四
つありますが、この四つの企業を五年間は無条件
でそのまま続行させる、いわゆる継続させるとい
うことであるようでありまして、これは単純に考
えても、いま日米間の航空協定は不平等である。
従来から不平等。これはもともと日本が民間航空
を始めて以来、その不平等は、占領国と被占領国
との間の関係は依然として解消しない。それがわ
が国のいまの対米の航空協定の基本をなしてい
る。そこにいかなる理由があるかわかりませんけ
れども、五年間沖縄に乗り入れている。しかも、
その中の二つ、コンチネンタルあるいはトランス
ワールド、この二つは、いま日本には乗り入れて
いない航空企業なんです。それを合せて四つの企
業が新しく沖縄に乗り入れが可能になるというこ
とは、どう考えても、国民感情からいって納得
しがたい。これはもちろん交渉の姿勢によるもの
だと思ふんだが、こういうものをどうして了解し
てくるのか。しかも、五年たつ前の時限におい
て、このアメリカ企業の運輸権は初めてそこで評
価されてどうバランスをとるか、それによつて日
本にいかなる運輸権を与えるかをきめるといふの
です。五年先のことをわかつて、運輸大臣。

航空協定は商売です。五年先、先付け手形をも
らつていて不確定な要素がたくさんある、これに
は。こういう協定が屈辱的だと思ひになります
んか。ちつとも屈辱的でない、いま乗り入れている
んだから既得権は認めるんだ、こういうことであ
ります。既得権は認めるならば、わがほうもこれ
に応じての運輸権を要求すべきであつたと思ふん
だ、なぜ運輸権を要求しなかつたか、お聞きし
たい。

○丹羽国務大臣 ただいまの了解覚書につきま
しての日米航空協定の問題でございますが、ただ
いま久保さんおっしゃつたとおりでございまして、
私もどなたもいたしまして、アメリカとの航空権
の均衡をはかるために、具体的に申し上げますと、
先般日米合同経済会議の総会におきまして、
私から特に発言を求めまして、航空権の均衡を
はかるために、しかも乗り入れの問題につきま
して再交渉を求めるとともに、また今日、ワシ
ントングループにおきましてそれらの折衝を続け
ていこうとございまして。

したがいまして、機会あるごとに、私どもは航
空権の均衡をはかるために折衝を続けていくつ
もりでございますが、ただいまの四社の問題につ
きましては、いま御質問のございましたとおり、
沖縄の施政権がわが国に戻つてまいりましたと
して、アメリカから見ますと、外国に一つまた航
空の寄港地を認めることになる次第でございま
す、したがいまして、従前のとおりによつてお
りますと、確かに不均衡になる次第でございま
す。

しかしながら、ただいま四社におきましてや
つておりますことは、これはICAOの一般規定
におきましてカボタージュの禁止というものは当
然といえば当然でございますが、今日四社、こ
とにフライング・タイガーとそれからノースウエ
ストは、やはり沖縄・大阪あるいは遠くというふ
うにやつております、それらを含めると、カボ
タージュ禁止によりまして、便数の約三分の二
が、やはり制限をされるということでございます。

折衝の過程におきまして、それらの問題につ
きまして、原則は認めますけれども、具体的な利益
の問題でいましてやつていた問題がございませ
う、非常に難航したように聞いている次第でござ
いまして、これらのカボタージュの禁止を認め
まして、この経過措置として五年間、いままで
の、従前の権益を認めるということ、現在の需
要の状況から申しましてやむを得ない措置であ
るというふうなことをお尋ねいたします。

○久保委員 カボタージュは、これは当然のこ
となんであります、別にこれを恩恵として扱う
こと自体に問題があると思ふんです。だから、
単なる施政権の移動ですと云われるんですよ。
単なる施政権、アメリカから日本に施政権が戻
つたという単純なものだと言われる。カボタージュ
というのは、施政権が戻れば、実質的にはこれは
当然カボタージュの原則によつて、アメリカ企業
は、東京・沖縄間なり日本本土と沖縄間のいわ
ゆる輸送権はないはずなんだ。これは世界共通の原
則なんであります。これをとりたてて、だから五
年間は沖縄に乗り入れるのはただで認めましょ
うというの、卑屈もこの上なしだと私は思ふので
あります。今度の対米交渉は、全部そういう形な
んですね。外国企業は、愛知書簡によつても、全
部沖縄で、いままであるいはかけ込み企業も入
れて有利に展開しているわけだ。

それで、もう一つ聞きますが、これは五年た
つたらば、返還時から五年後の運輸権の価値とい
うものは五年後に計算することになるんですか。い
かがです。おわかりでしょうか。

○丹羽国務大臣 ただいまのお話でございま
すが、あの了解覚書の四項によりまして、先ほど久
保さんから御指摘がございましたが、航空事情の
将来の変化というものはどうなるかわからぬぞと
いうようなお話でございましたが、確かにいま航
空のいろいろの情勢、需要情勢というものは非常
に変化しておりますので、五年の先のことはな
かなか容易に捕捉できない次第でございまして、
やはり五年後のその時点におきまして、われわれ

といたしましては、これをはつきりと日米航空権の均衡の上に立ちまして、日本として要求すべきものは強く要求したい、こういうふうな思っておる次第でございます。

○久保委員 航空局長でもいいでしょう。いまのぼくの尋ねているのは、返還後五年間の四つの企業の乗り入れの運輸権、その価値は、五年の期限が切れる前に評価されて、日本とのバランスをとることになっているのかどうか、それを聞きたい。

○内村(信)政府委員 おっしゃるとおりでございます。

○久保委員 間違っちゃいないでしょうね。五年後の話をしているんじゃないんですよ。五年間許したその代償は、五年が切れる瞬間にもらうということですね。

○内村(信)政府委員 読み上げてみますと、「同協定に基づく利益の総合的均衡には、3にいう五年の期間の満了後は那覇についての合衆国の運輸権の価値を含むものとする。両国政府は、同協定の附表の必要な修正で、その五年の期間の満了の際における利益の総合的均衡(那覇についての合衆国の運輸権の価値を含む)によって正当化される追加の運輸権を日本国政府に許与するものを選択するため、その五年の期間の満了前に協議する」ということになっておりますので、「その五年の期間の満了の際における利益の総合的均衡によつて」云々、こういうことでございます。

○久保委員 大事なところですから、もう一ぺん確認のために局長にお尋ねします。五年間の運輸権は、いわゆる五年の期限が切れる寸前というか、その前に清算することですか。ことばをかわえていけばそうですね。清算することですね。そうですね、いまいちお答えは。

○内村(信)政府委員 この趣旨は、五年の間の事柄は、それまでのものは勘定に入れない、五年たった時点において、その直前において、そのことを勘定に入れて五年後についてはバランスをはかりましょう、こういう意味でございます。

○久保委員 それは明確にもう少し——非常にこのために時間をとるのは残念なんです、いまのような答弁だと非常にいい、いいんです。五年間のアメリカ企業に許した運輸権の価値、というものの価値は、五年が満了する前にこれを合せて、それから五年後引き続くところの運輸権と合わせて評価するという答弁ですね、いまいちは、そうですね。

○内村(信)政府委員 この趣旨は、期間満了前の五年間はこれを全然反対給付なしに与える、こういう意味でございます。しかし、五年たったあとに相互のバランスをはかる、こういうのがその趣旨でございます。

○久保委員 全然話が違わないですか。違わないですか。五年間は、言うなら、あなたの私を、念を押して聞いたんです。本来ならば、少なくとも、さきあなたが私の質問に答弁したように、いまは要求しないが、五年間たつ前に、その五年間のものも入れてこれからどうするか、一ぺん相談しましょう、少なくとも、そのぐらいの交渉は外務省がすべきなんです、ほんとうは。百歩譲ってもそのぐらいの交渉があるべきなんです。いまの話だと、五年間はやはり単純にただでやります。ただで。五年間過ぎてからの話は別途やりましょう。航空事情の変化によって、四つの企業があるいはどうなるかわからぬ。あるいはアメリカ・沖縄間というものの関係がどうなるかわからぬ。そのときには、まるっきりたまたまの場合もあるということだ。よろしくございませうか。まるっきりたまたま。そんな約束は、いわゆる商売の約束としては成り立ちませんよ、はっきり言つて。友好国だからまけるというなら、これは話は別です。全部返還協定に基づくところのアメリカの企業に対しては、この筆法でいっているのです。だから、われわれは、別に民族主義を高揚するわけでもないけれども、たまらぬ気持ちになつてゐるのです。それで、沖縄の県民に対し

ては差別をした、そういう感じを持つてゐるので、五年後の保証がありますか、何か。何かあります。運輸大臣。五年たった時点でバランスをとりましょうというのだが、バランスをとらせるような自信がございましょうか。何かあります。

○丹羽国務大臣 五年後に具体的にどこを寄港地にするかという具体的な問題は、その時点におきます航空事情、それから世界経済その他の変化によりまして、ただいまから予測はしがたいことでございますが、先ほども久保委員からの御指摘がございましたとおり、私も航空権の均衡というものを絶えず考えておりますので、その観点に立ちまして、アメリカとの折衝におきましても強く要求いたしまして、航空権の均衡をはかつてまいりたいという姿勢で臨んでまいりたい、こう思つておる次第でございます。

○久保委員 私に対する答弁ならばその程度でもいいのでありますが、これはやっぱりさき申し上げたように国家の権益ですから、軽々しくこれは譲歩したりすべきではない性格のものだとわれわれは考えてゐるのです。いづれにしても、この航空協定の了解書も、言うならば、先ほど申し上げたように過剰サービスだろうと思つていま「屈辱的だ」と呼ぶ者あり、そうなんです。屈辱的ですよ。すべてがそうなんです。請求権もみんなそうなんです。

そこで、次に引き続いて台湾との関係についてお尋ねします。

最近、政府・与党の姿勢というのは、日中国交回復の方向、これを積極的におとりになるという方向に転換しました。これはアルバニア決議案の通つた影響もある、アメリカの姿勢にもよるんだらうと思うのでありますが、しかし、いまや日中間の問題といへば、一日も早く国交回復することだといふふうに思つていらつしやるだらうと思ふのです。その場合、一番障害になるだらうといふふうに考へてゐるのは台湾の問題、そうですね。台湾の処理をどうするか。この扱いにかん

よつては前進もするし後退もするということだと思ふのです。これについて総理、いまだなんふうにお考えでしょうか、お聞かせをいただきたいのです。

○福田国務大臣 久保さん御指摘のような問題がいろいろこれから検討される時期になつてきておると思ひます。思ひますが、いま現実には那覇また日本本土と中華航空が入つておるわけであり、そういう状態下におきまして、この中華航空の航空権をどうするかといふと、やっぱりわが国が台湾へ日本航空を運航してゐる、この問題とも相応見合いとなるわけです。そういうような現実を考えますときに、やはり今回沖縄を現実のまま認めていく、こういうことにするほかはない、こういうふうに考えます。ただし、沖縄から日本本土への旅客輸送、これは他の場合と同様、アメリカの場合と同様、これはそういうことを差し許すということではできない、これは先方においても了解するところであらう、こういうふうに考へてゐます。

航空の問題はそういう現実的な処理をしなければならぬという考えですが、別途日中間の問題につきましては、大きな外交姿勢として、たゞいま久保さんが御指摘に相なつたような方向で対処していきたい、たゞいま鋭意そういう方向のことを考へておる、こういうふうに御了解願ひます。

○久保委員 さすがに総理は答へにならなかつた。非常にむづかしい問題でしようから、外務大臣、ポスト佐藤で答へになつたのかもしれませんが、いづれにしても、早回りで中華航空との問題を提起されましたが、私も、やっぱり中華航空の問題をどう処理されるか、現実的に処理されるというが、その現実的に処理される方法が非常にむづかしいではないかといふことなんです。残念ながらむづかしいではないか。私も知つております。しかし、それをあえて目をつぶつて先へ行かうといつたつてこれは行けません。最近という

か、この十九日にモントリオールでICAOの理事会がありまして。その理事会の中で、これはモントリオールからの提案で、いままで中国の代表は中華民国というか、台湾政府だった。台湾政府は追放されて、中華人民共和国を迎え入れることに決定したので、これは御承知のとおりであります。

いま沖繩に乗り入れ、日本に来てはいる台湾の航空企業は中華航空、しかも中華航空は、ICAOの中に取込まれるところのIATAのメンバーでもあるかと思うのであります。それとの交渉をする前に、いま日本と台湾との間の航空暫定協定、これも取りきめの一種のようでありまして、国会にはかかっておりません。そういうものを土台にしてお話をしなければならぬと思うのであります。私、外交的にはしるうとでありましてよくわかりません。どんな方法をおとりになるのですか、これは。もちろんこの日華というか日台条約というか、そういうものの第八條、これに基づいて暫定取りきめができています。どうでありまして、しかも、これは昭和三十年以来だろうと思うのです。だから十六年も、これはこのままで暫定で一年一年の、一年というか暫定でやってきています。

そこで、あらためて一つ一つちょっとお聞きしたいのは、どうしてこれは暫定取りきめになっているのか。国会の審議にも付されないままで、どうして十六年間も続いているのか、いかなる理由があつてやっているのか。

それからもう一つ、時間もありませんからあわせてお答えいただきたいのは、ICAOにおけるところのいわゆる中華人民共和国を迎え入れるという決議、IATAのメンバーである中華航空との関係はどういうふうにおとりになっておりますか。この二点だけお伺いします。

○丹羽国務大臣 ただいまの御指摘でございますが、先般十九日のICAOの理事会におきまして、中華人民共和国がICAOの代表国としての承認を得た次第でございますが、ICAOの機構そのものから申しますと、ICAOは、御承知のとおり保安施設、保安のあらゆる面につきましての国際間の協定でございます。実際上の両国間の航空の取りきめその他には関係がないことが大抵の性質でございます。

具体的に申し上げますと、先般までは——最近ソビエトがICAOの加盟国になりましたが、それまで日ソ航空協定が結ばれておりました。ソビエトはICAOの加盟国ではございません。こういうような事情もございまして、中華民国がICAOの加盟国から脱落をいたしました。それ自体が日華航空取りきめの対象からはずすということには理論的にはならぬと思つて、この次第でございます。

また、IATAの問題は、御承知のとおり民間航空会社の運輸協定でございます。ただいまでは、まだIATAには中華民国は加盟して、思つてはいる次第でございます。

現実の問題といたしましては、先ほど外務大臣から答弁がございましたとおり、日中国交正常化、あらゆる問題の一端として処理すべき問題でございまして、ただいまのところは、日本と中華民国との間にFIRの協定も結んでおります。また、日本からは航空機が三十七便、向こうから十七便も来ておりました。相当需要も多いような事情でございますので、現実の問題といたしましては、その取りきめにつきましては、いままでのとおり当分の間やつていくつもりでおる次第でございます。

○久保委員 非常にむずかしい問題だろうと思うのであります。ただ、私がこの問題で最後に聞きたいのは、さっきも申し上げたように、たとえば中華航空に対して、返還後は、いまのカポタージュだけは少なくとも認めさせるわけにはまいらぬ。この交渉もひとつあるわけですね、現実的に。ところが、いまの暫定取りきめというか、協定に基づいてやるようになれば、関連して台湾と日台条約というか、そういうものをさらにコンクリートする結果を招来すると思うのであります。やり方によっては。そうなった場合には、大きく転換する日中国交回復、中華人民共和国との関係は悪化せざるを得ないのではないか。このやり方について私はどうするかを聞いていたのであります。外務大臣、いかがでしょうか。

○福田国務大臣 航空の問題は、これは相互の利益、ひいてはこれは世界の各国のための利益にもつながつていくわけでありまして、いまだにかくわが国は、いま運輸大臣からお話しのような三十数便という日本航空の台湾航空を実施をしておる。それとまた見合うのが中華航空である、こういう性格のものであります。ですから、今度沖繩が日本に入ってくる、こういうことになりました。いままでは沖繩は米施政権下にありますが、今度は日本の本土へ中華航空が入ってくる、沖繩については、ええ、そういうことになる。そこで、カポタージュの問題があります。これは慣例によつて処置しなければならぬ。これを認めるわけにはまいりませんけれども、その他につきましては、この日華航空の現状、これが日華両国ばかりじゃない、世界全体の航空便益につながつて、こういう事態を踏まえまして措置をしなければならぬ、こういうふうにお考えをしております。

ればかりじゃありませんよ。たくさんありますよ、これは。

だから、そこで総理にお伺いしたのであります。私、そういう意味からいっても、早急に、いま外務大臣からお話があつた中華人民共和国との間の国交回復をはかるという大前提だそうであるから、その前提を一刻も早く解決することだと思つて、それには当然台湾の問題もあるでしょう。それ以外にアメリカとの関係もあるでしょう。しかし、そこで私から申し上げておきたいのは、一月の六日、七日であります。このニクソン大統領との会談の中でも、当然日中問題は討議される大きな柱の一つだと思つております。しかし、きつと今度こそ日本がその方向なり、具体的な手段方法を持つて大統領とお会いにならなければ前進はしないし、問題は非常に困難な問題になつてくると思つたので、行つてお話しした上で、まあひとつどうだろうかという程度のものではないと思つたので、もう時間的に、それからいっても、その大前提としても、国会において、一つの中国、中華人民共和国、台湾は中華人民共和国の領土であるというものを原則として、あるいは台湾との条約は、これを破棄していくというふうな、勇断をふるつた国会決議が先行するべきだと思つたので、ニクソン大統領にお会いになる前に、そういうものを一つ一つ着実に、具体的に片づけていかねばならぬ、そういう時期だと思つたので、いかがでしょうか。

○佐藤内閣総理大臣 久保君のただいまの御意見は、たいへん私もありがたく、冷静に、また、たいへん御好意のあるお話だと伺つて、傾聴しておりました。

ところで、国会の決議についてお触れになりましたが、その点は、各党でそれぞれの決議案を用意しておるようでありまして、それらの点は、十分各党間の話し合いによりまして、最終的な結論を得られることを私は心から望んでおる、そのことだけをつけ加えておきます。

また、ニクソン大統領と会つた場合には、ただ

いま言われるような点が問題になること、これは、今日から想像もできることでありますから、十分用意して出かける、こういうつもりでございます。

○久保委員 国会の決議は、もちろん総理の名のもとには、とやかく申し述べることはできないかもしれませんが、総裁としては、この際、やはりイニシアチブを発揮されて、早急に結論をつけるべきだと私は思っているわけでありませう。

そこで、時間も切迫しましたから、あと一、三お伺いするのでありますが、那覇空港の返還の問題であります。

この間、公明党の中川議員から、那覇空港におけるP3の撤去の問題が出ました。完全にこれは撤去しますという話であります。そのあとには、久保・カーチス協定に基づいて、これは海上自衛隊のP2J、そういうものが配置されるというふうになっているんだが、いま那覇空港にあるP3の使用している基地、こういうものは、直ちに海上自衛隊がそこへ展開していくのかどうか。それからもう一つ、那覇空港の前面、いわゆる海岸寄りにはナイキの基地がある。さらに、もう一つはライフルの、これは演習場とか試験射場。それから、エンジンテストの工場等が、四つほどの施設があるんだが、その中でもナイキの基地は、これまた自衛隊がそこに引き継いでいくのか。その場合、ここにあるナイキは核弾頭もつけられるようなナイキであるというふうに承知しているが、これは改造可能なかどうか、いかがです。

○久保政府委員 現在アメリカのP3が使っている地域は、民間航空用として使用の予定であります。ただ、現在自衛隊が予定している地域を民間航空が使われる場合に、若干の彼此融通というところは、これは将来の問題として起こり得るかもしれない。しかし、現在の計画では、民間航空の地域として予定されております。

それから、ナイキの地域であります。これは移動がなかなか困難でありまして、そのまま使用

する予定になっております。

また、ミサイルそのものにつきましましては、これを本土で改修をいたしまして、核装備ができないように改修をする予定になっております。

○久保委員 そこで、これは航空局長に聞いたほうがいいでしょう。

いま話がいったように、ナイキの基地が海岸寄りにある。しかも、たとえばP3その他のあれは、いまの話だというと、空港外に出ている。どうしても滑走路、誘導路を横断して、ナイキ基地には出入りする。いまは米軍が自分でやっている空港だから、これはうまくいく。ナイキ基地がそのまゝの場合において、民間空港との間に支障がないかどうか、いかがです。

○内村(信)政府委員 ただいま先生御指摘のナイキの基地は、大空港の西側のほうにございませう。それから東側のほうに大体ターミナル部分ができる、こういうふうな全体の地形になっております。そこで、そのナイキに通ずる部分でございませうけれども、飛行場の場内に場周道路というのがうつつと通っております。したがって、まだ実際に米軍あるいは防衛庁と、その通行のしかたについてすでに話を合したわけではございませんけれども、これから話を合しまして、そういう場周道路を使うことによりまして、民航に支障のないように使わしたい、こういうふうに考えております。

○久保委員 そんなふうに簡単におっしゃるけれども、そう簡単なものではないと私は思うのです。これは簡単にはいかぬと思うのです。

それからもう一つ、これから返還後、那覇空港は民間空港として整備される必要があるというふうに政府でも考えておられる。その整備されることに、しかも、われわれいままでも聞いている範囲では、ちょうど東側のナイキの基地は海岸寄りの西側にある。その真向かいが大体ターミナルになるように聞いている。ナイキの基地がそばにある民間空港なんて、おおよそこれは安全性を欠くものだと思うんだが、これでもナイキは置か

いかぬのですか。しかも、那覇空港は国際空港として将来発展せよという場所にある。そんなところにナイキの基地を取り込んでおくこと自体に問題があると思うのですが、これはどうなんでしょう。

これは運輸大臣からお聞きしましょう。防衛庁長官に聞いたら、これは必要だということですよ。だけれども、民間に、これは絶対——いまだれもそう思っているのです。那覇空港は民間空港として完全に返還されると思っているのです。ところが危険さまりない。少なくとも、防衛専門家でありますが、防衛専門であるうが何であらうか、ナイキの基地があれば攻撃の目標になるのはあたりまえです。最悪の場合に、そんなところに民間航空が拡張されていっていいはずがありません。あなたの所感を伺いましょう。

○丹羽国務大臣 ただいまの御指摘でございませう。ナイキの基地が民間航空に返還されるその隣接する地帯にある、また、ナイキの基地を利用するに民間航空を通過するのではないかと、お話をいたしました。先ほど航空局長からお話でございまして、飛行場の周辺にずっと周回道路がございまして、それを通れば民間航空の中心を通らなくて済むということも確かめております。

それからまた、ナイキの場合でございませうが、ただいま私どもの返還をされる区域といたしましては、御承知のとおり、滑走路、それから着陸帯、そして誘導路、またエプロンその他民間航空に必要な面積は返還をされることになっておりますので、民間航空といたしましてこれから離着陸するに何ら支障はない、こういうふうに思っております。次第でございませう。

○久保委員 もっとも、支障あると答弁したら事ですから、そういうことになるかと思うんです。一つ一つあげ足をとるわけではまりませんけれども、真剣にやりますのときは考えていくというのがたてまえだろと思うんです。ナイキが必要だという人もいます。しかし、必要だとし

ても、民間航空のそばにあるなんということは、これは常識外ですよ。一言申し上げておきます。それから次に、同じ航空で、航空管制の問題であります。飛行場管制は、返還と同時に引き継ぎが可能な。航空路管制は、当分の間、二年間ぐらいいは米軍の手によって運用されるということですが、この運用される場合に、わがほうの航空権は全部返ってきたと認められない。やはり米軍によって一部は占有される、そういうふうな思う。だから、米軍によって航空路の管制が引き継いでやられるとするならば、いかなる取りきめをするのか。しかも、実際には、日本が、わがほう政府が指揮監督をするのか、いかがですか。

○丹羽国務大臣 すでに久保さん御承知のとおり、航空管制権は、返還と同時にわが国に返ることになっておりますが、航空路管制の諸施設は、ただいまは嘉手納の米軍基地にございませう。日本にはそれらの保安施設、管制施設が全然ございませう。したがって、これに對しまして、長距離監視レーダーであるとか、その他いろいろの保安施設をつくらますのに相当の年月がかかります。ただいませつ々しく那覇空港付近におきまして場所も物色中ではございませう。また、それに対して管制官も七十数名を要する次第でございませう。

それらの観点からいたしまして、私どももできるだけ早くそれらの諸施設の完成を急いでいる次第でございませうが、それまでの間、過渡的として、やむを得ず管制権の事実上の仕事を米軍に委託をするということに相なると思ふ次第でございませう。

また、その点につきまして民間航空に支障はないかということでございますが、御承知のとおり、あるいはまた板付の飛行場が返還するまでは米軍の管制下にございまして、民間航空に支障がなかったままでの事例もございませう。それらを勘案をいたしまして、米軍と十分に協調いたしまして、わがほうからもそれらの管制官を一部派

遺する、その他の方法を講じまして、民間航空の運営上、安全道軌上支障のないよう、不便のないように取りはかたつていくつもりでございます。

○久保委員 航空路の管制については、いまの運輸大臣の答弁では、何か管制官一人か二人派遣すればそれではおまかせするということなんです。これはやはり国の主権に関する問題だと思ふのです。だから、形の上では一つの協定によつて運用されなさいかぬ。

それから、実際には指揮監督権はいつでもわがほうにあるということだと思ふのです。単なる管制官が出向すればいいんだというふうなものは、ないと思ふのです。この点をあらためてひとつお聞きしたいのです。時間も何ですから簡単に……。

○丹羽国務大臣 ただいまお話がございましたが、管制権は日本政府にある次第でございます。いま久保さんの御指摘の御趣旨を十分踏まえまして、そしてアメリカとも交渉するつもりでございます。

○久保委員 これから交渉なさるといふことなんです。ずいぶんおのんびりと言つたら失礼になります。航空協定なら協定、返還なら返還のものが、原則的なものぐらひはやはりきちんとなさるのが当然だと思ふ。あらためて申し上げておきます。国家主権に関する問題でありますから、やはり国と国同士の取りきめというか、協定によつてこれは運用してもらいたい。もう一つは、いつでもわがほうの指揮監督下にこの航空路の管制は置くといふことを約束してもらいたい。以上です。

それからもう時間でありましたが、もう一つ簡単に、これは環境庁長官か農林大臣であります。西表の原生林の問題であります。

これは御承知のように、八重山開発株式会社といふものが一九五三年であります。五十年間の契約でその国有林の大半を部分林契約としてやつてゐる。その後、原生林保護というか、そういうものから多少の変化はありましたが、今日で

は国有林二万四千ヘクタールのうち一万七千ヘクタール以上が契約になつていて、現在契約になつてゐるのは約一万三千ヘクタールです。これが部分林として八重山開発——これは本土におけるところの大きな製紙会社の傍系だと思ふありますが、これと契約してゐる。これは契約してゐること自体に問題もある。

それと同時に、沖繩の西表の原生林は、言うならば、日本民族の最後の郷土の森かもしれない、そういう値打ちがあるものだと思はれて思つてゐます。ところが、本土政府の助成のもとに、たとえば先般七月に行つたときに驚いたのは、大きな縦断道路ができてゐる。これは本土政府の助成のもとにやつてゐるものであります。御承知かもしませんが、この西表の土質はもろい砂といふか岩なんです。これをささえてゐるものは、御承知かもしませんが、あそこ特有のいわゆる植物といふか木ですね、根を張つてゐる。そういうものは、一たん切つたら、もはやその島といふか、それがみんなくずれてくる。いまブルドーザーをかけておられますが、ブルドーザーでかけるものは、全部傍若無人のごとくやつてゐるわけです。貴重な一本、一本の木が存在などはあまり眼中に入らぬ形でやつてゐる。だから浦内川というのです。下を流れてゐる川、これも貴重な川だと思ふ。そこを保護するべき幾つかのものが死滅に瀕してゐる。私はその川まで行きましたが、上の構築中の道路から見えてきたが、むざむざとく原生林が切り捨てられてゐるというよりは押し返されてゐる。

こういうものに対して、外国のほうからも注文がきてゐる。御承知かもしませんが、天然自然資源保存国際連盟から注文がきてゐることも御承知でしょう。これに対してどういうふうな考えをいま持つておられるか。時間もありませんから簡単に、あの林道はそれでいいの、部分林の契約はいいの、最近、林業白書というか、そういうものが出たのであります。その中には、

木はやはり一べん切つて植え直すことが一番いいのだなどという、そういうものも書いてあるようでありまして、ここまでは断じてそういうことではできないはずであります。西表ではできないはずであります。一べん切つて焼いてしまえば、もはやその地殻はくずれ去るのです。二度と再びその地形はもうなくなつてくる。だから、そういう部分林の契約によつて西表の森林を保護するとか資源を涵養するとかいうことにはならぬと私は思ふのです。これはもちろん返還の晩においてはそういう契約はどうするの、更新するの、かどうか。私の言いたいことは、いまの林道の構築はいま直ちにやめる、部分林契約は、いまはどうにもならぬければ、返還後においては一べんみんな返してやらう、あらためて国民全体の郷土の森としてこれは保存する方向を考へるべきだと思ふが、いかがですか。

○山中国務大臣 この契約は、ただいまお話のありましたように、八重山開発株式会社と琉球政府が米民政府から管理、運営、処分等をまかされた国有林について結ばれたものであります。当初は一万八千ヘクタールの契約でありましたが、その後自然保護その他の意見も高まつてまいりまして、現在は一万三千ヘクタールの契約にとどまつております。しかしながら、琉球政府の新しい計画に対する審議会の答申等もありましたので、琉球政府はこれを六千七百ヘクタール程度までにとどめる計画を一応持つておるようでありまして、しかしながら、一方、私も現地にやつて、この契約についても基本的に問題があり、また、亜熱帯の全体の原生林そのまゝの状態を保存すること、そのことが価値のあることであつて、もちろんイリオモテヤマネコ等の貴重な、世界にない、あそこだけにしかない動物もおりますけれども、それらは原則的に廃止すべきであるといふようなことも考へてみたのであります。

しかし、まず第一には、西表の地元の白浜、祖納等の部落の人々は、山の生活によつてのみ生活

があり得る人たちがあつて、もしこれを完全に打ち切つた場合には、それらの部落の人たちに対する生活権の付与というものは、その立地条件から見て、ほかに考えられない山に密着した生活の地形であり、人々であるといふこと、さらにまた、その契約は、琉球政府が合法的にまかされた国の国有林の経営、管理についての代理権を執行したものとして有効と認めざるを得ないこと、もしこれを認めない場合には、やはり八重山開発に対して国は補償の議論を受けて立たなければならぬ性格のものであること、これらのこと等も考へまして、現在の方針としては、まず二つに分けて、一つは、自然破壊のおそれのあるものはいまの林道でありまして、この林道は、実に簡単に傾斜地を斜めに切りくずして平たんにして、下の谷のほうへ木も川も顧みないで土砂を捨てていく、こういう軽便な方法をとつておりますから、これは復旧記念循環道路といふことの第一環にこれを取り入れることにして、十分の十の国の補助でもつてこれをきちんとして規格の、すなわち土砂崩壊、流出、そういうことの起こらない道路として開通させることがぜひ必要だ。と申しましたのは、西表は、沖繩第二の大きな面積を持つ島でありまして、そこに住む三千六百数十名の人たちは東と西に分断をされて住んでおりますけれども、その島における会合にしても、一べん石垣に出て、そしてそれぞれ東の部落の会合か西の部落の会合に出なければお互いの島の中を行き来できないといふ、島民としての連帯感すら持てないような状態にありまして、どうしても道路は開通させなければなりません。これは島民こそつての要望であり、また、政府も含めた現地の要望でもございまして、したがつて、林道はやめて、これを国の十分の十の補助によるきちんとした規格の道路にすることによつて自然破壊をやめよう。

いま一つは、伐採し、植林をしていく部分林契約については、会社のほうも、やはり経営の採算の、長期に見ても成り立ち得る最低の限度があり

ましようから、琉球政府の現在計画書として持つております六千七百ヘクタールというものを参考にしながら、今後やはり山に依存する人たちの生活等の上にも配慮を置きながら、自然破壊の、ことに面積において及ばないよう配慮をしてまいらうとでございます。

○大石国務大臣 いま山中国務大臣からいろいろな説明がありましたが、その補足をいたします。現在環境庁におきましては、あの西表の原始林を何とかしてできる限り最大限に保護してまいりたいと考えております。ただいまのところは、一番よい場所を約一万ヘクタールほど確保いたしまして、これを国立公園としての基盤といたすことに方針を決定いたしております。この部分林の契約は昭和七十八年まででございますから、あと三十二年でございます。法律的には、現在一応この契約は守らなければならないことになっておるわけでございますが、幸いにその後いろいろ琉球政府の努力によりまして、初めは一万九千ヘクタールであった部分林契約がいま現在一万三千ヘクタールまで減っております。さらに、いまも沖縄政府は努力中でございます。これももともと減少し得る見通しでございます。そういうことで、でき得る限り、本土返還までは、この琉球政府の努力によりましてできる限りの原始林を守ってまいりたい、区域を広げてまいりたいと考えております。

ただ、返還後はどうするか。これは法律的にいろいろなむずかしい問題はございますけれども、要するに、部分林の契約というものは、契約はいたしております。国の土地を使用させることに契約いたしましたでございますが、ほとんど大部分、ほとんど全部は、まだ伐採をしようという契約だけであって、植林ということはほとんど一切いたしておりません。したがって、この現実を——一部でございますが、その現実を考えます場合に、このままで将来いっていかどうか、これは返還後に十分に考えまして、そうしてその実態に即するよう行政を進めてまいりたいと思っております。

る次第でございます。

○久保委員 いずれにしましてもたいへん長い契約でありますし、さつき申し上げたように、部分林契約というのは木を切つて植えるという契約であります。木を切ることは自体に問題があるところですね。しかも、この長い契約をした裏にはいろいろ問題があるかと思うのですが、この問題をわれわれいま取り上げようとは考えていません。しかし、やはり八重山開発という会社の企業の立場を認めなければならぬというお答えがありました。企業が、企業の立場よりは国民全体の利益というのか、そういうものの値打ちのほうが重いということも考えてもらいたい私は思っています。沖縄施政権の返還だけに、こんなにアメリカにサービスといつてはおかしいが、大きな代償を払うまでの思い切りをしたのなら、あそこを自然を保護することや、あそこを県民の生活を保護するために、はもとつと惜しげなく金は出すべきだとも考えています。

それから山中長官の御答弁の中で、道路はやはりつくらなければならぬと言いますが、東と西が行ったり来たりできないのは、道路がないから一つ理由であります。しかし、石垣に行つて帰つてこなければならぬというのは、港がそういうふうになっている。港の船等解決しなければ、やはり石垣を中心にし、宮古を中心にし、沖縄を中心し、那覇を中心にしての交通しかなない地形なんです。これは総合開発の観点からも、島同士の行き来ができない現実にはやはり残ります。それを解決しないで、自然はどうでもよいといつては語弊がありますが、どうしても開通しなければならぬというところは、私はなかなか承服しかねる。もつときちんとして、もつと細い道路でも、いい私は思うのです。そういうことを考えて、保護を重点に考えていくべきだと思つてい

たいへん質問が残つて、ほかの閣僚の皆さんにはたいへん失礼なであります。一言だけどうして申し上げておきたいことがあるので、要望

だけ申し上げておきます。

それは、通行区分の問題であります。いま日本ではいわゆる右側通行というのか、ところが沖縄では、アメリカの施政権下で左側通行であります。日本は過去においてはそうだった。これは今回の返還に伴つて暫定期間を置いて日本本土と同じにするというのでありますが、どうしてそういうことをしなくては行けないのか。どうしてしなくては行けないのでしょうか。それはなるほど条約のたてまえもあるだろう。しかし、島なんでありまして、左側通行から右側通行に変わるわけなんです。何の痛痒も感じないでいま乗っているのじゃないでしょうか。しかも、この通行区分を変えるために、たいへんな犠牲が伴います。

それからもう一つは、これによって特にバス、そういうものの企業はどうするのか。みんな零細な小さい企業ばかりであります。それを改良する、改造する費用さえこと欠く。ましてや、みんな上等な交通機関じゃありません。この際、どうしても通行区分を改正するといふならば、みんな沖縄のバスは政府でもって新しく日本の本土と同じような構造のバスを買つてやる。極端なことを言っているようにありますが、金は三十億程度あれば間に合ふ。そうしてこれは零細な企業でやつていたんじや困りますから、しかも辺地、離島が多いのでありますから、こういうものを考えれば、やはり公的機関の一元的な運用で考えるべきだと私は思うのであります。御考慮をいただきたいと思つ

以上です。終わります。(拍手)

○床次委員長 この際、暫時休憩いたします。

午後一時十一分休憩

午後二時六分再開

○床次委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。二見伸明君。

○二見委員 公用地の暫定使用法案についてお尋ねしたいと思つておられます。お出しになった最高責任者である総理大臣に基本的なことをお尋ねします。どうしてこういう法案をつくらなきゃならなかったのか、それについてまず最初にお尋ねをしたいと思います。

○西村(直)国務大臣 私から先にお答えさせていただきます。

元来、こういうような一つの権力作用を伴うような法案は出さないことが理想的ではございまして。ただ御存じのとおり、今回沖縄が復帰いたしますその際に、相当なる基地と申しますか軍用地、また同じように公用地、公共用地と申しますか、そういうようなものを引き続いて使つていかなければならぬ。基地につきましては非常に大きい、多いというんで、これは復帰後において政府は極力縮小整理にとめる、これは国会でも御決議をいただいたわけでありまして。しかし、いずれにしても、国家並びに公共団体がいろいろな仕事をやっていきますのに、引き続いてそこに空白状態を起ささないといふこと、いま一つは、御存じのとおり、日本には、安保体制の中で安保条約上の基地提供の義務がある、これらを考えまして、できるだけ多数の地主の方と契約を結んでまいりたい。しかし、その間にどうしても話が短い期間ではできない部分については暫定使用の期間を置いて、そして暫定使用をする期間にお話を続けながら、空白を置かないで、しかもその間に契約のできるものは契約、それからその他の必要な措置をとつて引き継がせてもらいたい、これが今回の立法を御審議をお願いしておる趣旨でございます。

○二見委員 実は、これは仄聞いたしましたので、はたして真実であるかどうか、私もちょっと疑つておられるので、日本が沖縄の基地をアメリカ軍に提供するという形になると思つておられます。それならばがたがたするんじやなくて——こ

これは政府部内にそういう議論があったという、議論というか一つの意見としてあったという話を聞いたわけですね。こんなめんどくさい措置をしない、すでにアメリカの法体系のもとでやっているんだから、それをそのままやたらいいじゃないかという乱暴な意見もあったという話を聞いておりますけれども、その点については真偽のほどいかがでしょうか。また、そういう考えについての長官の御見解はいかがでしょう。

○西村(直)国務大臣 研究の過程ではいろいろな論があるのは当然でございます。ことに、先ほど申し上げましたように、できればこういうものは円滑な契約でまいる、これが一番であります。御存じのとおり、講和発効時、本土におきましてもおそらくいろいろな議論がかわされたと思っておりますが、最終的には、期間は短い駐留軍基地につきましては、やはり今日に至るまで特別措置法、こういう体系をとっておる。それから小笠原の返還におきまして、同様な法制というものを国会で御審議を願ったわけであります。

○二見委員 要するに、あるいは議論の過程ではそういう意見もあったかもしれないけれども、たとえば布令二十号でやるといことは好ましくない、それは、アメリカの法体系を持ち込むことは好ましくないというお考えで暫定使用法案をおつくりになった、こういうふうないまの答弁を理解してよろしいでしょうか、長官。

○西村(直)国務大臣 日本の国土に戻ります。したがって、沖縄の県民の方々と並びに本土を本土として扱う。当然、日本の憲法のもとにおいて沖縄は復帰するわけであります。したがって、あくまでも日本の自主的判断で憲法の中においてこれを実行していく。アメリカの法体系とは別個の考えでやっておるわけでありまして。

○二見委員 ところで、この公用地等暫定使用法案のすでに国会で議論されてきた最大の問題点というのは、これがたして憲法に適合するかどうかという事です。私たちは、これは明らかに憲法違反の法律案であるという解釈と判断を下して

おりますけれども、しかし、いままでの議論では、政府はこれは憲法違反ではない、こういう説明に終始されております。それでは、暫定使用できるという憲法上の、条文上の根拠はどこにあるのか。四十三年五月の当委員会、ちょうど小笠原の問題に際して議論されたときに、加藤政府委員は、二十九条二項の問題だという答弁がありまして、政府としては、憲法のどの条文に根拠を持つ法律案だと、こうおっしゃるのでしようか。

○西村(直)国務大臣 法制上の問題ですから、法制局長官からお願いたします。

○高辻政府委員 お答え申し上げます。

ただいま憲法上の根拠はどこかというお話でございます。これは憲法二十九条の規定にございまして、これは憲法二十九条の規定にございまして、財産権の問題でございますので、二十九条関係の問題であるということはすぐ言えるわけでありまして、二十九条二項の問題か、三項の問題かというのが尋ねの本旨であるようであります。二項は、この財産権の内容は法律で定めるといふことであります。三項の問題は、私有財産は補償の上で「公共のために用いることができる」という規定にございまして、そこで、この財産権の制約の場合には、二項の問題か三項の問題かというのがよく問題になるわけでありまして、ただいまのお尋ねに端的にお答えをすれば、これはやはり個別の私有財産の問題でもありますが、補償のことも規定の上に出ておりますように、いろいろな考え方はあろうとは思いますが、私どもとしては二十九条三項の問題であらうというふうに考えております。

○二見委員 そういたしますと、四十三年五月十四日の当委員会、これは社会党の中谷委員の質問に対して、二十九条二項の問題だという答弁があるわけですが、その答弁は撤回されるわけですか。そうするとあのときは違ふというのですか。

○高辻政府委員 当時の答弁、質疑応答につきまして、私は遺憾ながら存じておりませんのでございしますが、しかし、二十九条二項か三項かと言わ

れて私がお答えをすれば、これは三項の問題だと思っております。ただし、財産権の制約の問題でございまして、一般的な制約と見るのかあるいは個別の制約と見るのかというところによって、見解は分かれるところでありまして、前の中谷委員に対する御答弁が二項であったとすれば、今度のこの問題についての憲法上の規定は何かと言われれば、三項であると言わなければならない、法制当局としてはそういうふうにお答えをするわけでありまして。

○二見委員 もう一点、ちょっと繰り返しになりますが、二十九条二項とは全然無関係ということになりますか。二十九条二項に照らしてもこの法律案は正しいということになりますか。

○高辻政府委員 御答弁申し上げたところで御理解いただけたと思いましたが、財産権はこれを保障する。「財産権の内容は、公共の福祉に適合するやうに、法律でこれを定める」という一般的な制約といいますが、財産権の内容の法定というのととは違つて、二十九条三項にありますが私有財産の収用ないしは使用の問題であらうというのが私のお答えでございます。

○二見委員 要するに二十九条二項ではないというわけですね。

ところで総理大臣、いろいろな法律の解釈もございまして、法制局長官にいろいろ説明をしていただくわけですが、これはそれで総理大臣に御答弁が全然ないということではございませんで、その法律の解釈を聞きながら、総理大臣が政治家としてこの問題をどういうふうに御判断になるかという一つの材料としてお聞きをいたしたいと思うのです。

ところで、いま法制局長官は、二十九条三項の問題であつて二項の問題ではない、小笠原のときのいわゆる加藤政府委員の答弁はひっくり返したわけですか。(中谷委員「民事局長もそう言ったよ」と呼ぶ)質問をされた中谷委員が、民事局長もそう言ったと言つております。要するに、そのとき

の答弁は間違ひだと訂正されるわけですね。あれは間違ひだ、あのときは二十九条二項で——中谷委員は二十九条三項で質問しようと思つたところ、二十九条二項の問題ですと云つて、あのときは答弁を終始してゐるのです。あなたは今度は二十九条二項ではなくて二十九条三項だと言つてゐる。要するに、あのときの答弁は違ふ、間違ひだ、というふうな正式にここで否定されるわけですね。

○高辻政府委員 当時の答弁を私そばで聞いておれば、また適当なことが言えたと思うのでありますが、しかし、私は不幸にしてその席におりませんでした、その一部始終を存じておりません。おりませんが、しかし、小笠原の問題ではなくて、いまこの問題について、憲法上の規定との関連はどこかというお尋ねでございますので、私は明確にこれは三項の問題であらうということをお答えしておるわけでありまして。私が、もしも同じやうな問題について、前に二項と言ひ、今回は三項と言ひるのであれば、私自身が二項と申し上げたのは誤りでございましてと申し上げますが、しかし、そういう一つの法律的新見方、これを御説明申し上げたのだらうと思ひますが、私は政府の法制当局といたしまして、この問題についての法制当局としての見解を述べろということになれば、三項だと正直に申し上げるはかばかしいというわけでありまして。

○二見委員 要するに、ついで、三年前の同じ政府側の答弁と、今回の答弁と食い違つたのでは議論というものはしょうがないですよ。あのとき中谷さんは十二条の問題で聞いてゐるのです。そうしたら二十九条二項の問題だと答弁が返つてきたのです。そのときはそのとき、このときはこのときで、一々答弁を変えられたのなら、だれの答弁を信用していいのかわからないじゃないですか。この次同じようなことを言つた場合には、また法制局長官が違へば、あのときはそうかも知れませんが、けれども今度はこうですと、その場その場でくるくる変えられたのなら、そんなことで質問なんかで

きますか。前が間違いなら間違いとはつきり言いたくない。

○高辻政府委員 実は、私自身たいへん困っておりますが、前の小笠原の問題に関連してのお尋ねで、それについて二十九条二項か三項かというふうなお尋ねがあったのかどうか存じませんが、とにかくそのいずれであるかについての御質疑であつたように承ります。そこで、二項ということの中谷委員も御了承になったのかどうか、それはよくわかりませんが、もしも三項ということでは御質問になる方々、まあ中谷さんを含めて、もしもそれでよろしいということであれば、もうその基盤に乗ってさらに御質疑を展開していただきたいと私は考えます。私自身申し上げたこととございませんで、ただ法制局長官としては政府における法律問題については一応最終的な答弁を申し上げることになっておりますので、そういうふうにお解を願いたいと思います。

○二見委員 そのときには私は席にすわっておりませんでしたが、あなたがいなかつたことは私もわかつていたのです。あなたの答弁でないこともわかつていた。要するに、そのときの答弁が違ふなら違ふと言つていただければいいのです。そうしないと、あのときはあのときの答弁で認めておいて、今回の答弁はこのまま認めておいて——その点をまづつきりしておいてください。

○高辻政府委員 もしもその問題について、法制局にさらに照会があつたとすれば、私も二項の問題ではなしに三項の問題であると申し上げます。

○二見委員 ところで、この憲法論議は十四条、それから二十九条、三十一條と、これに関して細谷委員あるいは東中委員から、この当委員会でも論議されたわけですが、そのときの答弁、そのときの見解、会議録がありますけれども、一応もう一度、十四条、二十九条、三十一條にどうして合意であるか、そのときの答弁と同じでけっこうですから、もう一度言つてください。

○高辻政府委員 お尋ねは、十四条の問題と二十九条の問題と三十一條の問題でございます。これは御指摘のように、前にも御質疑がございまして、御答弁申し上げました。答弁の内容はそう変わるわけではございませんが、十四条の一項は「すべて國民は、法の下に平等であつて」という規定でございます。それで、そのあとを見ればわかるように、「人種、信條、性別、社會的身分又は門地により、差別されない」ということになつております。この規定をいふに、沖繩の住民を人種、性別、社會的身分等の人間の個人的条件に基づく事由によつて差別するものでないことは、もう直ちにわかりいただけるのではないかと、もうふうに考えるわけです。

それには、使用法案についてのお話をまた申し上げなければならぬと思いますが、しかし、それはあまりに時間をとりますので、簡単に申し上げて、いまの憲法十四條の一項にありますが、人間の個人的条件に根ざす事由によつて差別してないものであることは明らかであると思ひます。したがつて、十四條一項についてはさらに申し上げる必要もなからうと思ひます。

それから二十九條、三十一條、これも何か論点を御指摘になれば、そこだけを中心にお話ができるわけですが、きつめて大ざつぱりに二十九條、三十一條といふこととさせていただきます。こちらは大ざつぱりにお答えを申し上げます。

とにかく、この土地等はいろいろなものであるかといへば、復歸時に公用、公共用の目的に供されてゐるものであるといふことであり、それから復歸時に降参、引き続き同様の公用、公共用の目的に供される公益上の必要があるものであることといふ要件が課されておるわけです。この要件を具備するものが初めて問題になるわけであり、これが、このことは実体面についていへば、公共の利益のための特別の必要性があるという認識を基礎とするものである、と同時に、手続面におきまし

て、復歸による供用の中断を避けるための制約が、いま申したような公共の必要に照らし、やむを得ないものであるという認識を基礎とするものであることは間違ひございません。こういう基礎的な認識について異論があれば、これは別でございますが、そういう認識が正しいものであれば、この暫定使用については正当な補償が与えられることはむろんのことであり、復歸前に対象土地の区域やその使用方法を定めて、これを告示しまして、復歸後遅滞なく関係権利者に通知する手続も具備しておることでもありますので、憲法二十九條三項に違反しない、あるいは三十一條に違反しない、このように考えておるわけであります。

○二見委員 ところで総理大臣、これは憲法条文の解釈ではなくて、憲法の精神という面から見て、どういふふうにお考えになるかお尋ねしたいのですけれども、憲法三十一條ですね。「何人も、法律の定める手続によらなければ、その生命若しくは自由を奪はれ、又はその他の刑罰を科せられない」という規定でございますけれども、この「自由」という中に、財産権といふものは含まれてゐると解すべきでございましょうか、それともそれは含まれてゐないと解すべきでございましょうか。総理大臣、これは政治家としての御判断いかがでございましょうか。

○高辻政府委員 三十一條の解釈問題でございますので私が申し上げますが、「生命若しくは自由を奪はれ、又はその他の刑罰を科せられない」とこの自由に入つてゐるかどうか、あるいは「その他の刑罰」といふものにも、財産権といふものがあるから、そこに入つてゐるのかどうかというようになつてゐる問題になれば、いろいろ議論があると思ひますが、いづれにしても財産を没収するといふのが、この三十一條の適用外であるといふことは相ならぬといふことは確かだと思ひます。

ただし、三十一條は刑事手続における一つの保障であるといふのが、明文上は一応そうなつております。ただし、これは行政手続にも適用とい

うのか、準用説といふのか、これまた學者の間ではたいへん議論の存するところであり、無視してもいいという問題ではないといふことはいえると思ひます。

○二見委員 総理大臣も大体同じ見解でよろしいですか。

○佐藤内閣総理大臣 私は法制局長官を信頼しておりますので、よろしく……。

○二見委員 ところで法制局長官、「法律の定める手続」といふのはどういふことをいへばよろしいのでしょうか。

○高辻政府委員 お答え申し上げます。

口述試験には私もよくそういう問題を出すのでございまして、これはもう先生に詳しく申し上げることもないと思ひますが、いわゆる適正手続条項といふもので、アメリカの該当条文には公正な手続といふのが出ております。日本の憲法にはそういうことが書いてありませんが、どんな手続でもいいというわけのものではない。ただし、それは通常の場合のことであることも言うまでもございませぬ。

○二見委員 普通は、法制局長官の答弁でいきますと、通常の場合にはたとへば告知、弁明、防御、こういった要件は手続として備へなければならぬわけですね。その点いかがでございましょうか。

○高辻政府委員 三十一條の典型的な場合は、刑事手続等のいわゆる訴訟手続の場合のことであり、それが、そういう場合についてこれを通常といへば、その場合に告知、弁明等の手続が必要である、少なくとも問題を限定すれば、確かにそういう問題であります。

○二見委員 ところで、今回のこの法律案、これはどういふふうになつてゐるか、手続の点はどうなつてゐるかといふと、まづ前提として「この法律の施行の日から当該土地又は工作物について権原を取得するまでの間、使用することが出来る。」五年の範囲内で、これが前提となりまして、そして事前の告示と、それから遅滞なく事後の通知といふのがございませぬ。この場合は、これがいわ

ゆる法律の定める手続ということになるのでしょうか。

○高辻政府委員 何度も申し上げておりますが、この憲法の三十一條、いわゆる刑事手続における適正手続条項、これがほんとうの言い方でありまして、そういうものが行政手続にも適用になるかどうか。これは先ほど触れましたが、適用説、準用説、不適用説までございしますが、私どもは、法の場合にどう考えるかといえ、われわれは、やはり刑事手続と行政手続における本質上の相違が通常あるものでございしますが、そういう相違に比例した手続の省略、簡略化、これはむしろなまぬかないけれども、訴訟手続に匹敵するようなものがありとすれば、それは適正手続条項をフルに生かしていくべきであらうということが一方ではいえますと同時に、この人の身体拘束も、警察官職務執行法なんかをこらんなればわかりますように、また伝染病予防法等で患者を隔離病院に入らせるといふような問題についてもわかりますように、事緊急を要し、公共の福祉上の必要があれば、一々その場合にいわゆる理想的な手続を踏まなくてもよろしいということもございします。この場合がどういふ場合に当たるかというところは問題でございしますが、いま申し上った手続、いまあげられたのも一つの手続でございします。

○二見委員 私は、法律はしろうとでございしますので、もう一度くどいけれどもお尋ねします。二条二項ですね、「前項各号に掲げる土地となるべきものの区域又は同項第一号に掲げる工作物となるべきもの及び当該土地又は工作物の使用の方法は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる者がこの法律の施行前に告示する。」それから、そのあとの三項、「この法律の施行後、遅滞なく、当該土地の区域又は工作物及び土地又は工作物の使用の方法をその所有者並びにその氏名又は名称及び」云々とありまして、「に通知しなければならぬ。」と、これが憲法でいう、「法律の定める手続」というふうに大みえ切つていえるもの

のなかのどうかということなんです。これは、要するに一方的に財産権を侵害するわけでしょう。

財産権を侵害するものに對して、こういう一方的な手続のやり方が、これが法律で定めた、憲法で予定している手続といえるのかどうか。あなたは、いま何とかして、これはそうなんだ、間違いないのだと言いたい顔をされているし、いままでもそう言い続けてきたんですけれども、虚心たんかにこれは明らかにしていただきたいと思うのです。あなたは法制局長官という立場ですから、悪いことばでいえば三百代言、もう少しいいことばでいえば詭弁、もっといいことばでいえば政府の顔を立てなければならぬ、答弁をしなければならぬ、その苦衷は私よくわかりますけれども、この点どうなんですか。

○高辻政府委員 まず最初に申し上げたいことは、内閣の法制上の責任当局としての心がまえでありまして、いまかなり辛らつた御批評がございしましたが、私も、確かに一面は、内閣の政策がわが憲法秩序のもとで間違ひなく実施されるように、法制上の措置を講ずるのが一つの任務であります。しかし、同時に、国会における立法の素材を提供することによりまして、国会の立法活動の誠実なお手伝いの役をさせていただいていく心組みをほんとうのところ持っております。そうでありまして、法律の内容が憲法に違反しないということは、われわれの最大の関心事であります。現に、われわれ立法の過程におきまして、憲法上の疑義がある——まあこれを疑義があるとおっしゃるわけですが、そのほかの問題については、法制局で討ち死にする中身というもの、これはもう御説明したことはありませんけれども、これは非常に多いものであります。少なくとも中身をえさえるというように、国会における立法活動が、はなはだ不適当な言い方でありまして、これをわれわれが誠意を尽くして案の内容を吟味し、そして、さつき申し上げたようなお手伝いさんの役割りをさしてもらっているというつもりでございまして、この法案につきましても

その点に十分な検討を加えたことはもちろんのこととでありまして、当然のことながら、御指摘の諸点についても憲法違反のかどはないと確信をいたしております。

そこで、それはよいこととありますが、いまのお話の条文上の手続が手続であるかと言われれば、これは私は手続であるかと言われれば、申し上げましたが、ただ、御質問されるほうからいうと、憲法三十一條の適正手続といふのは、これは何といひますか、すべての場合について、たとえば、訴訟手続におけるがごとき手続が手続であるという考えではないかというふうに考えるわけで、その手続と違ふことは確かでございます。しかし、先ほど来申し上げておりますように、ある説によれば、憲法三十一條は刑事手続におけることをいっておるのであって、行政手続においては、できる限り、その行政手続と刑事手続との相違に應じた措置を講ずべきであらうというので心がけておるわけでありまして、今回の法案は、担当大臣からも御説明がございまして、ごまかしように、私もちょっとさつき触れましたが、とにかく中断なくそれを使用することが公共の利益上必要である、そういう前提に立つておりますが、そういう前提のもとにおける手続としては、これはやっぱり手続であると考えておるわけでありまして。

○二見委員 たとえば、土地収用法による収用のしかたとこれは違いますね。これは争う場というものはあるのですか。これによって沖縄県民は争う場、異議を申し立てる場というものはあるのでしょうか。

○高辻政府委員 少なくとも、告示に對しまして不服の申し立てなりあるいは訴訟の提起、行政事件訴訟法による訴訟の提起もできるものだと私も考えております。

○二見委員 もう一点お尋ねします。たとえば同じ件でお尋ねいたしますけれども、たとえば

不服審査法に基づいて異議の申し立てをした場合に、だれに對して異議の申し立てをすればよろしいのですか。

○高辻政府委員 二条の規定でございしましたが、それぞれ担当の機関がございしますが、告示者で、告示者に対して申し立てができます。

○二見委員 先日、施設庁長官はいまの法制局長官と同じ答弁をいたしました。二条二項の事前告示が一つの処分なので不服の異議申し立てはできる、こういう答弁をしております。いまの法制局長官と同じ答弁です。

ところで防衛庁長官、お尋ねいたします。形式的には不服審査法に基づく異議の申し立てはできるというのが法制局長官の答弁です。軍施設の場合はこれは防衛施設庁長官になるわけですね。長官来てますか。防衛施設庁長官はそういう異議の申し立てをされた場合に、あなたはイエスと言いますか、ノーと言いますか。

【委員長退席、毛利委員長代理着席】

○西村（直）國務大臣 施設庁長官のほうから、それじゃお答えさせましょう。

○島田（豊）政府委員 行政不服審査法に基づきまして異議の申し立てが、どういふふうな内容のものであるかによって異なってくると思ひますけれども、その異議の申し立ての理由が合理的なものであるかどうかということによってそのつど判断をする、こういうことにならうと思ひます。

○二見委員 そのつど判断するのはあたりまえの話なんです。いいですか。「この法律の施行の際沖縄においてアメリカ合衆国の軍隊の用に供されている土地又は工作物で、次に掲げるもの」を引き続き自衛隊の部隊の用に供する土地又は工作物。引き続き日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六條に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の規定に従ひアメリカ合衆国の軍隊の用に供する土地又は工作物」この関係から異議の申し立てが出た場合に、あなたはイエスと言うのですか、ノーと言うのですか。

○島田(豊)政府委員 一応対象の土地等につきましては、ここに、ただいまお読みになりましたように法定せられておりますし、その内容に関する限りにおきまして異議の申し立てがございませうれば、これはもちろんノーであると思います。その他手続上いろいろ問題があります場合には、これはそのつどやはり検討しなければならぬと思ひますけれども、告示その他の手続上、私どもとしては適正にやっておりますのでございまして、その異議の申し立てが合理性があるかどうかということとそのつど判断いたしますけれども、こういう要件に該当しておる限りにおいては、ノーという結論に到達せざるを得ないと思ひます。

○二見委員 法制局長官は異議の申し立てはできると言つた。しかし、防衛施設庁長官はノーと言つた。形式的には異議の申し立てはあつたけれども、それはあくまでも総にかいたものであつて、施設庁長官はノーと言つたのです。最初からノーときまつておる異議申し立てなんではありませんか。これで異議申し立てがあるなんて言えますか。

総理大臣、こういう手続でもいい、これでも憲法には違反しないのだ、違反しないのだというのがいままでの法制局長官の答弁です。異議申し立てもできます。しかし、実は、この範圍に關しては異議の申し立ては全部却下です。沖縄県の人たちは、これに對して、ここに基地があることに對して苦情を言つてゐるのです。抗議をしてゐるのです。反對をしてゐるのです。それに對して、異議の申し立てができますと言ひながら、實際にはノーですと言つたのです。こんなべらぼうなやり方がありますか。これは、いままでの法制局長官の答弁と施設庁長官の答弁とよく見比べた上で、総理大臣はここで御判定いただきたいと思つたのです。

○西村(直)國務大臣 私から先にお答えいたします。御存じのとおり、今回のこの暫定使用法、特に駐留軍の基地等は、返還協定に基づいてできてい

る部分が相当あるわけでありまして。それで、御存じのとおり、その基本には、日米安全保障條約に基づく基地提供の義務がある。それを引き續いてやらなければ協定の趣旨が達成できない。しかし、できるだけそれを契約で私どもは円滑に取得し、また大部分の方々は契約に應じてくださると確信はいたしております。しかし、どうしても最終の保障として、引き続き基地提供のある一定の期間やつていただく、そのための話し合いの期間あるいは法的措置をとる期間というものをいたす。そういう意味ではやむを得ざる理由が成り立つのではないかと。それが法制局長官のいう、いわゆる憲法に認められた合法的な手続であるか、告示し遅滞なく通知することによつてそれをつないでまいる、これはやむを得ない。私は、やはり今回の日米間の交渉から、沖縄を復歸させる、そして、その間に日米の安全保障体制を切れ目なく移行していく。ただ政治的には、したがつてそういうような基地の大きいものはできるだけまた制約していく、あるいは整理縮小していく、これは国会の最高の御意思でありますから、政府全体があげてやつてまいります。法制のたてまえとしてはそういうたてまえにならざるを得ないのではないか、御理解をいただきたいと思つたのであります。

○二見委員 協定があるからやむを得ないのだ、安保があるからやむを得ないのだ、やむを得ないからこういうことをやるのだ、やむを得ないからやるわけでしょう、あなたの答弁は、やむを得ないからといって、こういうことが許されていいのかわかるといふことなんです。ノーと言ひ。異議申し立てをしてもノーと言ひすることにきまり切つてゐる。異議の申し立てというのは事実上は封じられてゐる。それも安保があるからやむを得ないのだ、協定があるからやむを得ないのだ、やむを得ないという立場でもつて憲法に違反しない、違反しないという何とかこじつけをしようというものが今回のこのやり方じゃないのですか。

○西村(直)國務大臣 私どもは憲法の条章を曲げてやる考えはございせん。また、先ほど法制局長官から答弁がありましたように、憲法三十一条、これはねらいは刑事訴訟法上の人権を守るといふ、しかし、一般の行政手続にもこの配慮はしなければならぬといふ趣旨から、十分これは心得つて、そして処分に対する不服審査の法的解釈も一応できます。そして、それがもし違法であるとか、あるいはきつめて不適当である場合においては、当然受理されて審査の対象にもなる、こういうふうに私は解釈をいたしております。

○二見委員 この問題さらに続けまうけれども、この場合事前告示ですね。そうすると、復歸前においても不服審査法に基づく異議の申し立ては当然できるわけですね。これは法制局長官、いかがでしょうか。

○島田(豊)政府委員 そのとおりでございます。○二見委員 いいですか。沖縄の人たちは、これでもつて何の弁明の機会もなく、弁解や防衛の機会も何にも与えられないで、土地を奪われるのですよ。それが実情なんです。そして異議の申し立てはできる。事前告示だから復歸前においても異議の申し立てはできる。しかし、防衛施設庁長官は、そういう場合にはノーと言ひと先ほど答へてゐるのですから、まずノーと言ひ。もう一つ沖縄の人たちが異議の申し立てをする場合に、書面でもできるでしょう。しかし、実情を詳しく言うためには、わざわざ東京まで出てこなければ異議の申し立てはできないでしょう。そんなこと沖縄の人にできますか。できるでせうと言ひ。形式的にはできるでせう。しかし、実体的には沖縄の人には異議の申し立てはできないのじゃないですか。

○島田(豊)政府委員 先ほど、私は、いかなる場合においてもノーと言ひということをおし上げたつもりはございせん。そのつど異議の申し立てがございませうれば、十分慎重に審議いたすわけにございまして、その点は誤解のないようにお願いいたします。

なお、この告示の手続等につきましては、これからいろいろ検討いたしますが、先ほど申しましたように、この告示は一つの行政庁の処分でございますので、それに対する異議の申し立てといふものは当然認められます。その時期は復歸前でも認められるわけにございまして、その辺の手続については、今後十分慎重に検討いたしたいと思ひますが、現実に告示を行ないたいのは、通常は官報の告示ということにならうかと思ひます。

そこで、現に沖縄におられる方々がそれに対する異議の申し立てをおやりになる、その手続上につきましても、確かに十分の時間が与えられなければ、いろいろな資料を集めたり証拠を集めたりといふ点について若干の制約もございまして、それから本土へ来られるといふふうな場合におきましても、若干そういう制約はあろうかと思ひますけれども、しかしながら、それによつて異議の申し立てといふものが、そういう機会を封じられておるといふことにはならないわけにございまして、その辺は十分保障されておる、かように考えておるわけにございまして。

○二見委員 どうもあなた方は形式論でもつてこは何か切り抜けようというお考えのようですけれども、形式的には異議申し立ての機会があることは私も承知してゐるのです、そういう答弁をしてゐるのだから。形式的にはできるといふことはわかっている。それはあくまでも絵に書いたおもちです。それは食べられませうと私たちが言つてゐるのです。異議申し立てはできるといふ形式的な道は開かれてゐるけれども、実質的にできるかできないかの問題でせう、実質的に。まず最初にこれだけの土地を押さえてしまふ。この中から異議の申し立てがあつた場合に、あなたは先ほどノーと言ひますと言つたのです。これでまず沖縄の人は異議申し立ての機会はありませんと言ひけれども、実質的には何の効果も出ないことになりまして、もう一つは、本土に來なければならぬという制約がある。これからは実質的には異議

の申し立てはできない。異議の申し立てというのは、ことばの上であっても実質的にはできないでしょうということです。実質的にもできるのですか。じゃあなたはイエスという場合もあるのですか。イエスと言う場合があればいいのですよ。審査した結果、いまきめられている範囲の中から異議申し立てがあればイエスと言う場合もありますよ。それならそれでいいですよ。イエスと言う場合があるのですか。

○島田(豊)政府委員 法案での対象になります土地を一応特定いたします場合に、その特定のしかたにおいてもし瑕疵がある、あるいは告示をいたします場合に、たとえば米側に提供をする土地でないところを告示をしたというふうな場合におきまして、やはりそこに問題があり得るわけでございます。そういう手続上のミスというものは、私どもとしてはできるだけ避けるつもりでございますけれども、理論的にはやはりそういう場合もあり得ますし、そういう場合に対する異議の申し立てというものも可能でございます。したがって、そういう申し立てにつきましては、私どもとしては個々に検討をいたしまして、十分慎重を期したい、かように考えておるのでございます。

○二見委員 そんなことはあたりまえなんです。施設庁長官、いいですか、これだけの施設を予定をした、間違つてこのところも指定してしまつた、この場合、ここから異議が出てくれば、こんなのをイエスと言うのはあたりまえじゃありませんか。そんなことはあたりまえなんです。この中から異議の申し立てが出た場合にはあなたはイエスと言うのかというのです。言うならいいというのですよ。言うなら異議申し立てがあるということでは、実効を伴うものだとは私は理解をいたしません。しかし、あなたはそうは言わなかつた。間違つて指定したところには、文句は聞きましよう、そういう場合には慎重に考慮します、この中に關してはノー、そうでしよう。

○島田(豊)政府委員 一般的に申しまして、異議の申し立てがございました場合に、それを十分に

審査いたしましたして、そこに十分の必要性と合理性があるかどうかというのを審査するのは一般的なことでございます。

〔毛利委員長代理退席、委員長着席〕

したがいまして、その場合に、その異議の申し立てそのものが理由がなければ、おそらく行政庁としましてはこれはノーと言うことになるかと思うのです。したがいまして、すべての場合に異議の申し立てを封ずるということではございませんで、そういう異議の申し立てというものは絶えずやり得るということにおいて、そこに権利の保障といえますか、そういうものを保障しておる、こういうことは言えるのではないか、かように考えております。

○二見委員 この論議をやるのと切りがありませんから打ち切りますけれども、要するにあなたの言い方、この法律案というのは一方的にここにきめてしまふのです。きめられたところ、間違つてきめたところには、あなた方は異議申し立てがあれば考慮するでしょう。しかし、間違つていない、自分たちとしては、ここはどうしても確保しなければならぬのだと最初からきめて、この法律をかぶせたところには異議の申し立てをしない、異議の申し立てがあつてもそれは受けつけられないという、最初からそういう態度でもつてあなた方は臨むのでしょうか。それならそうだと云つてくださいというのですよ、一般論がどうだこうだ言わないうで。実体はそうなんだから、それがあなたの方を考え方なんだから、そうならそうだと云つてくださいというのです。最初はそういうふうに言つたのだから、この区域内においてはノーと言いますとあなたは答弁したんだから。答弁していないというなら速記録を見てみればいい。

○島田(豊)政府委員 異議の申し立てにつきまして、その申し立てそのものに十分の必要性と合理性というものがなければ、これはやはり異議の申し立てを却下すると申しますか、そういうことは一般的にあり得ることではないのです。もし異

議の申し立てがございまして、それがこの法律の要件に合致しておる、行政庁の処分そのものに別に瑕疵がない、不当、違法なところがないということになりますれば、これは異議の申し立てそのものが成り立たない、こういうことになるかと思ひます。

○二見委員 あなたの方は、これをやったことは自分で決して悪いと思っていないんだ。自分のほうに瑕疵があるなんて、だれも思っていないので、おつくりになったほうは。だから最初から認めます、おつくりなんでしょう。防衛庁長官。

○西村(直)國務大臣 私 先ほどお答えいたしましたとおり、今回の協定そのものにも御満足いただけぬ基地の部分があらうと思います。しかし、先般来政府から再々申し上げましたように、將來に向かつては、いろいろ基地の整理縮小をすみやかにやる努力はいたします。そして、それぞれこれだけの基地を提供するという協定ができておるわけでございます。そしてそれに基づきまして、さらにそれには安保のいわゆる地位協定に基づく施設提供、これをやつてまいる。その手統をきめる段階に、できる限り契約を中心にはいゝが、そうでない最小限の保障措置としてはこういうような法制を立てておる。そしてこれは憲法にも許されておる。その中でどうしても違法な手統、瑕疵のある手統をとつた場合においては、言いかへれば、その処分に対して異議の申し立て等はお扱ひする。そしてそのために、沖繩へは防衛施設局という官庁もそういうような手統を取り扱うためにもできるわけでございます。

○二見委員　もう一点、これはちょっと確認をしておきたいのですけれども、要するに事後の通知ですね。「関係人に通知しなければならない。」というこの通知は、事実行為なのでしょうか、それとも行政処分なのでしょうか。この点はいかがでしょうか。

○島田(豊)政府委員 この通知につきましては、
 事実行為というふうに考えております。

○二見委員　そういたしますと、その通知が間違っていた場合には、これは民事で争うことになりますね。

○島田豊 政府委員 告示が行政庁の処分としての性格を持っておりますので、その告示された部分と通知の部分とがもし食い違つておるといふふうな場合におきましては、それは通知の効力というものか——効力といひますか、通知そのものが告示の内容と違反しておりますので、これはやはり告示された部分についてこの使用権の効力が発生をする。ですから効力の発生要件は告示にかかつておるわけであります、通知ではない、こういうことでございます。

○二見委員　ちよつと簡単な例でお尋ねしますけれども、たとえばAという人のところに通知すべきものが、間違つてBというところについてしまった。そのために、たとえば補償金や何やらがBのほうにいつてしまったという場合には、民事で争うのですか、それとも行政不服審査法に基づいて争うのですか、どちらなんでしょうか。

○林(信)政府委員　お答えいたします。ただいま施設庁の長官から申し上げましたように、告示によって法律の効果というものが確定いたします。したがって、通知は実は事後通知でございます。念のために御通知申し上げるといふことになると思います。

たぐいもお尋ねのことは、おそらく補償請求権という問題だと思いますが、これは、まず当事者間で協議する、協議の相手を誤ったという場合の問題であらうと思いますが、補償請求権が本来の権利者からそのためになくなる、喪失されるということとはございませんから、当然に本来の補償請求権者が補償の請求手続をとる。訴訟上請求するかどうか、実はこの法律に一定の手続がきまつておりますから、その手続を求めるといふことになると思います。

○二見委員 争ひ方はどうするのだと聞いておるのですよ。民事でやるのかどっちでやるのだと言っているのです。

○林信 政府委員 補償手続は、まず両者協議するというのがたまたまになっております。そこで協議がととのわない場合に、収用委員会に裁定を求める。収用委員会の裁定にまだ不服があれば、それに対して訴訟をするという段階になります。

○二見委員 要するに、告示の段階で沖縄の人たちは異議申し立てというのは事実上封じられている。そして、その後事後通知において間違っていた場合も、裁判でもってめんどくさい手続を経なければ、これはお互い同士、AさんとBさんが話し合っただけであって、そうならば問題ないのではありません。そうでない、こじれた場合には、やはりそこで沖縄の人たちにとっては必要な訴訟という手続をしなければならぬ、こういうわけでしょう。林さん、そうですね。

○林(信) 政府委員 お答えいたします。

訴訟手続は、もしかりに訴訟いたしますとすれば、被告は東京にございます。そこで、まず被告相手に訴訟を起こすには、東京の裁判所といたったような問題が起ると思いますが、これは実は管轄についても規定がございまして、応訴管轄なり合意管轄なりということもあり得ます。また、不動産の事件でございまして、不動産所在地という管轄もございまして、それはそれによつてきまるわけでございますが、復讐前におきましては、いずれにいたしましても、現地に日本法が適用されておらず、裁判権もない。したがって、どうしても本土に求めて争わざるを得ない。復讐後は、沖縄の那覇地方裁判所ですか、それができますれば、そこへ行って訴訟をすることもできるということになります。

○二見委員 問題点をちよつと変えます。

実はこれも二、三論議になりましたけれども、地位協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法の附則の二というのがございまして、それは「日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約の効力発生の日から九十日以内に、使用しようとする土地等の所在、種類、数量及び使用期間

を土地等の所有者及び関係人に通知して、六月をこえない期間においてこれを一時使用することができ、」こういう附則の規定がございまして、沖縄の場合になぜこれがとれなかったのか、その理由はいかがでしょうか。

○島田(豊) 政府委員 講和条約発効のときにおきましては、これはすでに以前から日本政府と各土地所有者等の関係人との間に契約がございまして、その関係は引き続いておりますので、かなり明確になっておりますが、沖縄の場合におきましては、米国の施政権下にございまして、しかも関係者が非常に多いということでも、もともとこの効力発生にかかる問題につきましては、やはり復讐の際に確実に、しかも画一的にこれを告示する必要があるとございまして、施政権下におきまして状況がございまして、その関係人を完全に把握するということは、いろいろな制約のもとにおいてむづかしいということでも、むしろ、今回の場合におきましては、通知にからしめるよりも、画一的に、確実に周知できるところの告示という方法をとることが適当である、かような理由から今回のような措置を講じたわけがござい

○二見委員 要するに、関係者が非常に多くて把握しにくいということが最大の理由でございまして、これは、長官、いかがでしょうか。

○西村(直) 国務大臣 もちろん、おっしゃるとおり、地主さんの数が三万八千名、しかも復讐の日までこれはアメリカの施政権下にある、言いかえれば、人のふところにある。そこで、かりにいろいろ事前工作、準備をいたしましても、率直に申しますと、人のふところの中を計算してまいる、こういうような困難。それから一つは、沖縄の特殊事情がございまして、海外移住者であるとかいような面、不在者、こういうところも、いわゆる日本の講和時における本土の状況とはかなり違つておる、こういうところから、今回、公示という一公示は、そのかわり、できるだけ周知徹底をするという手続等はさらにわれわれは努力

したい、こう考えております。

○二見委員 ところで、附則の二と、それから今度の関係法との同じ点、違つた点を引き比べてみます。

まず、附則の二の、日本国とアメリカ合衆国との間の安保条約の効力発生の日、これは、暫定法という協定の効力発生の日、この点は答同じだと思ひます。ところが、違つたのは、まず違つた一点を申し上げますと、附則の二では、九十日以内に、使用しようとする土地等の所在、種類、数量及び使用期間を通知するとなっております。暫定法案のほうでは、使用期間というのが入つておりません。附則の二のほうは、使用期間が明らかになつてゐる。その点、まず親切、不親切という点でいけば、暫定法よりも附則の二のほうがよほど親切。なぜ使用期間をこの際明示しなかつたのか、この点はいかがでしょうか。

○島田(豊) 政府委員 今回の法案におきまして、通知につきましては土地の区域等ということになつておりますが、実は通知をいたします場合には、当然、この附則二項にございまして、かような土地の所在あるいは種類、あるいは数量、こういうものを通知をする予定でございまして、なお、その際に、使用期間というものは、これは政令によりましてさらに具体的に定められますので、そういう使用期間についても通知をする、かようなことになると思ひます。

○二見委員 私は、使用期間がなぜ書いてないかというのです。なぜ書かなかつたのですか、これは私は、暫定法案そのものを、まるっきりこれは憲法違反だと思ひます。全然こんな法律案を認めないけれども、たとえ認める立場からい

たつて、使用期間を明示しなかつたということ、これはおかしいのじゃないか。いつまで使うのか、三ヶ月使うのか、十ヶ月使うのか、十年使うのか、百年使うのか、わかりはしないです。両方とも暫定的なんですからね。附則の二だつて暫定的なものでしょう。附則の二のほうでは、使用期間が明らかになつてゐる。使用期間

を明らかにしなければならぬというふうに義務づけられてゐる。暫定法案の中では、使用期間については何ら触れていない。どうしてこういう差別をするのですか。差別しなければならぬ理由はどこにあるのですか。

○島田(豊) 政府委員 今回の二条の三項におきまして、所有者その他の関係人に通知いたしますのは「当該土地の区域又は工作物及び土地又は工作物の使用の方法、」こういうふうな規定をいたしておきますけれども、この「当該土地の区域」につきましては、先ほど申しましたように、ただ区域というだけでなく、所在なり、あるいは種類なり、あるいは数量、こういうものも含まれておるという解釈でございまして、

なお、使用期間につきましては、御承知のとおり、「五年をこえない範囲」ということになつておりました。その土地、工作物の種類等に應じましてさらに政令で定めることになつたので、本人に通知いたします場合には、そういう五年あるいはその他の使用期間についてこれを通知をする、こういうことになつたといふことであつておるわけがござい

○二見委員 五年が期間を明示しなかつた理由なんかにありますか。附則の二のほうは「六月をこえない期間においてこれを一時使用することができ、」こつちのほうは「五年をこえない範囲内」でもって暫定使用できるのでしょうか。それが期間を明示しなかつた理由にどこになるのですか。どうしてそれが使用期間を明示しなかつた理由になるのですか。そんなばかみだいな答弁はやめてもらいたいですね。——じゃ、もう一回言つてくだ

○島田(豊) 政府委員 今回の暫定使用期間につきましては、御承知のとおり、「五年をこえない範囲内において当該土地又は工作物の種類及び設置場所等を考慮して必要と認められる期間、」これにつきましては、いろいろな場合を考慮して、合理的な線においてこういう期間をきめたい、かように考えておるわけがございまして、その間に、

個々の使用期間につきましては、いろいろ考慮すべき事情があるということでも特に明示はいたしておりませんけれども、個々に通知いたします場合におきましては使用期間を明示する、かようにするつもりでございます。

○二見委員 するつもりを私は聞いていたのじゃないのです。この法案になぜ書かなかったのかと聞いています。なぜ書かなかったのですか。通知においてはするつもりです、通知において使用期間を明示するようにするつもりです、そんなことを聞いていないのじゃないのです。なぜ法律に書かなかったかを聞いています。防衛庁長官、いかがですか。

○西村(直)国務大臣 私も法律にあまり専門家でありませんが、大体の立法の趣旨は、先ほど申し上げましたように、講和条約発効後のときにできちらかという、国内ですべて日本の施政のもとで駐留されたものに提供する、そこでもうすでにその以前から契約ができておたり、非常につかみやすい。ところが、今回の沖繩の場合は、残念ながら、施政権下に復帰まではある。言いかえれば、あちらさんのふところの中を探る。そこに非常に困難性があり、しかも、国有地ではなくて民有地が三分の二ぐらい、三万八千名の地主さんにお願しなければならぬ。そこで、事実行為として努力はいたしますが、法律論としては、そこに非常に不明確な、つかみにくい状態がある。そこで私も、法体系としては小笠原の際の方式にして、五年というものを最高の期限にする。ただし、今回これが非常な御議論にもなるので、私どもとしてはすでに国会の委員会には政令案要綱はお届けして、この法案に基づく工作物の種類等々で、あるものは五年です、あるものは三年ですというふうに政令案としてやらせていただいております、これが立法の経過であると私は考えておるのではありません。

○二見委員 沖繩はアメリカのふところにある、講和条約発効のときに日本は事実的に非常につかみよい状態にあった、だからそれが使用期間を明示しなくていいという理由になるのですか。いかがですか。

○西村(直)国務大臣 これは考え方の相違だと私は思います。小笠原のときにもむしろ事情が似ているからというので、最高五年以内で政令で定むというふうにしたしております。したがって、事情は、人さまたくさんいらつしやるが、しかし、つかみにくいという点では同じであるということ、五年以内。ただし、明示をしないとしても、これは当然、この法が成立すると同時に、私どもは政令案要綱というものも、国会の御意見等も反映したものでおそろく最終的にはきまつて、そして施行されていく、そして、あわせてそれが通知にもなっていく、こういうふうにお考えをいただきたいと思います。

○二見委員 長官、それは答弁にならぬのです。非常に苦しい御答弁をして、何とかお逃げになりたい気持ちには私よくわかります。使用期間と一言入れておけばよかったというふうに、いまおそろく後悔されておるまっ最中だろうと思います。小笠原の例は例になりません。例にならないことは、長官自身よくおわかりのほうなんです。しかしそれをあえて持つてこなければならぬ苦衷は察しますけれども、しかし、事実としては、何とかしますと言ったって、法律案に書いていないこともこれは事実なんです。私は、この法律案がこの一点だけがきつがあるというのなら、まだ救いがある。それ以外のたくさんある、まだ憲法上の大きな疑念があり、われわれは憲法違反だと言う。あなた方はそうではないと言う。そういう憲法違反だという大きな問題をばらんだ上に、なおかつこういう点にミスがある。こういう点については、では、長官は反省されておりますか。

○林(信)政府委員 ただいまお尋ねの、事後通知に使用期間のことが入っていないではないかというお尋ねでございますが、実は地位協定に伴う特別措置法の場合は六カ月が最長の期間で、それに相当するこちらの規定を見ますと、法案の第二条第一項のところに「五年をこえない範囲内において」「政令で定める期間を経過した日」さらにその下にカッコ書きがありまして、「(その日前に、事業の廃止、変更その他の事由により、当該土地又は工作物を使用するの必要がなくなったときは、その事由が生じた日の翌日)以後においては、この限りでない。」となっております。五年あるいは三年という期間を政令で定めようと思っておりますが、その期間前でありまして、こういう事由が生じますと、それ以後はこの法律による使用権の行使はできないということになっております。したがって、この期限というものは非常に不確定である。いつ必要がなくなるかということとは確定できませんので、せいぜい通知できる事柄は、三年あるいは五年という最長期は通知できますが、この不確定な時期そのものは通知できない、こういうことでございます。

○二見委員 カッコの中の「(その日前に、事業の廃止、変更その他の事由により、当該土地又は工作物を使用するの必要がなくなったときは、その事由が生じた日の翌日)こんなことはあたりまえでしよう。これが使用期間を明示しなかった理由になるのですか。では、附則の二のほうはどうなんですか。附則の二のほうはなぜ使用期間を明示したのですか。附則の二のほうは使用期間の明示がしてあって、こっちに明示してないのはおかしいじゃないか。あなたは、五年を政令で三年に直すとか言うが、五年という問題は附則の二とは別の問題ですからね。別の文章の問題なんです。その点はすりかえないでもらいたい。使用期間を明示しなかったことについて、はっきりと間違いない間違いないと言ってもらいたいです。その点、あくまでそれでいくのならいいんですけど、こうです。防衛庁長官の答弁も非常に苦しいし、いまの御答弁などというのは答弁としては認められませんが、明確にだれもが、なるほど、そういうわけで使用期間を明示しなかったのか、よくわかった、いなかのおぼあちゃんまでわかるような答弁

ではありませんよ。

○林(信)政府委員 使用期間が五年あるいは三年、これは何年になるか、政令で決めてみなければわかりませんが、その前にカッコ書きの事由によつて終了するということは、これは法律自体で明記しておりますので、あえて通知を要しないということでございます。

○二見委員 では、この点はもう一つ論議の観点をちょっと変えます。

附則では「六月をこえない期間」こうなっていますね。ところが、今回は「五年をこえない範囲内」です。政令で具体的には三年とか四年とかきまるのでしようけれども、法律であらわれてくるのは「五年をこえない範囲内」こうなっていますね。六カ月と五年、この差はどうなっていますか。

○島田(豊)政府委員 暫定使用期間が講和発効のときには六カ月、これは実はその前にいわゆる撤退期間がございますので、九十日間ございますけれども、今回は五年で、非常に長過ぎるではないか、こういう御質問でございます。今回五年といはしましたのは、先ほどちょっと触れましたように、講和発効の際におきましては、それ以前から国と土地の所有者との間には契約が締結せられておりまして、それが講和発効のときに引き続きその契約がなされた、こういうことで事前から所有者なりあるいは関係人は十分把握されておたわけでございますが、今回は土地の所有者が非常に多いということもござります。講和発効時よりも三倍程度の三万数千人という地主があるわけでも、もちろん、復帰までの間に十分契約の合意に達するようにつとめますけれども、やはりそれが完全に一〇〇%契約に応じてもらうという保証はございません。現在アメリカの施政権下におきましても、契約件数で五%程度が収用の対象になつておるといふことで、相当の方々とやはり復帰後引き続き契約の交渉をやらなければいけない。それについては相当の日時がかかる。それから沖繩が戦火に見舞われて、そういう関係もあったと思っておりますけれども、住所が不明であるという

方、あるいは海外に移住しておるといふ方々が非常に多いわけでございます。そういう人々を、一々さがし出して契約にまで持っていくという事はなかなか相当の時間がかかるであらう、こういうことでございます。さらに、どうしても復帰後契約の交渉をいたしましてその成立を見ないという場合におきましては、本来の手続でございますところの土地収用法とか、あるいは、米軍の土地につきましては特別措置法を適用いたすことになるわけでございますけれども、これはやはり事前調査からその手続をいたします期間というものは、やはり相当な期間が要るであらう。さらに、この期間は、米軍の土地につきましてはいろいろ返還を要求したり、あるいは集約移転をいたしたり、そういういろいろな面の要素もござい

ます。そういうものをいろいろ総合的に勘案いたしますと、当時の六カ月というような短い期間でこの目的を達することはとうていできないということ、十分いろいろなものの要素を勘案いたしました、五年という期間を設けたような次第でございます。しかしながら、個々の土地につきましては政令でさらにそれを短縮することができるといふことになっておりますので、政令の作成についても十分その辺は慎重に考えていきたい、かように考えておるわけでございます。

○二見委員 まず一つの理由、いまの御答弁を聞いておきますと、五年ということにしたのは、基本的には沖繩なるがゆえにだ、この点はよろしいでしょうか。一つ一つちゃんと確認いたします。

○島田(豊)政府委員 今回の沖繩返還という非常に異例な特殊な事情にかんがみまして、当時の講和発効時の事情と非常に違っておりますので、そういう特殊事情なり、先ほど申しましたようないろいろな事情を勘案いたしまして五年ということにいたしましたわけでございます。

○二見委員 もう一点は、関係者がなかなか把握しにくい、数が多いからだというふうな御答弁もありましたですね。それはそのとおりでよろしい

ですか。いいですね。——沖繩でたゞいまアメリカ軍に基地を提供している人の数、ばく大な数になるだらうと思ひます。それはアメリカの法体系のもとではどういふ関係にありますか。アメリカの法体系の上からいけば、たとえば正当な貸借関係にあるのでしょうか。それとも、まるっきりでたらめな関係にあるのでしょうか。いかがでございますか。

○島田(豊)政府委員 沖繩におきましては、高等弁務官布令第二十号によりまして、琉球政府と個々の地主との間に基本貸借契約、さらに琉球政府と米軍側との間に総括貸借契約というものを結びまして、それによって貸借権を取得しておるわけでございます。

○二見委員 その限りにおいては、関係人というのは明らかじゃありませんか。それは一部海外に行っている者もいるだらう、一部わからない人もあるでしょうけれども、ほとんどは関係人というのは明らかでしょう。明らかじゃないのですか。あなたは把握しにくいと言った。つかみにくいと言った。事実上は、関係人というのは琉球政府を通してはつきりしているのでしょうか。関係人というのはまるつきりはつきりしていないのですか。いまのあなたの答弁は、はつきりしているのでしょうか。解釈できない答弁ですよ。

○島田(豊)政府委員 現在、琉球政府と個人との間に貸借契約が締結せられておりますので、その限りにおきましては、土地所有者及び関係人につきましてはある程度は明確でございますが、その後いろいろな移動もございします。それが必ずしも十分その資料が整備されておらないというふうな事情もございまして、これを一つ一つ所有者並びに関係人に突き当たっていきましますには、やはり相当な手間がかかる。さらに、この使用権を設定いたしました引き続き契約交渉をいたすわけでございますけれども、その件数がどれくらいになるかという事は、やはり復帰までの努力いかんでございましょうけれども、まだ現在の時点ではよくわかりません。したがって、相当な人数で

あるということもわれわれとしては十分予測をいたさなければなりませんので、そういう方々との契約交渉というものに相当な日時がかかる、かように実は推測をいたしておるわけでございます。

○二見委員 防衛庁長官、関係人は、それは明らかでない者もいるだらうと思ひます。しかし、いままでの施設庁長官の答弁を通して、関係人というものは、明らかにならない部分もあるけれども、明らかに部分もかなり多いのじゃないですか。地主連合のほうは、自民党と、二百十五億出すとか百何十億出すとかいういろいろな話し合いを進められていくというふうな話し合いがこれは関係人が明らかだからそういう話し合いが進められるのです。いいですか。今回五年にした理由の一つは、沖繩の特殊事情ということ、もう一つは、関係人が把握できない、あまり数が多いのでどうにもならないから、六カ月じゃなくて五年にしたんだ。じゃ、関係人が明らかにないところだけだつて六カ月にしたつていいじゃないですか。附則二と同じやり方でやつたつていいんじゃないですか。これはこの法律案を全面的にお認めになつて政府・自民党さんの中からもこういう議論は当然出てくるんじゃないでしょうか。われわれの立場からは、この法案それ自体、どういふふうな改正されても、修正されても、認めることのできない法律案でございますけれども、たとえばこれを認めるという立場にいたつて、関係人が明らかなものに對しても五年という設定はおかしいんじゃないですか。この点は、防衛庁長官、どういふふうな御判断になって

いますか。

○西村(直)國務大臣 そういふふうなお説もあるかもしれませんが、しかし、私どももいたしましては、やはり協定を御承認いたしたく。したがつて、米軍基地等を提供するというような場合に、本土の場合におきましては、まず九十日という前提がある。それから六カ月、約九カ月でございます。こちらの場合にございましては、現在アメリカの施政権下にあつて、なるほど、従来も一部は

お話し合いがつかないで、何というか、いわゆる供託のような形でいつている部分もあります。それから、今日日本政府に引き取りますれば、より明確にわれわれ政府としては責任をもつてきちつとした形で契約を結んでいきたい。おそらく復帰の時点までには相当な方々が残るであらう。なるほど、現在地主連合の方ともあるいは役員ともいろいろな話し合いをしております。しかし、これも一応われわれとしては概算要求で借料等も立てておるわけでありまして、これが予算が確定してからでないと具体的個々の地主さんとの交渉というものは動きにくい。そうすると、復帰がいつになるかの時点によつても違いますが、相当部分は残つてまいる。そうしてなおその後一生懸命契約を進めますが、しかし、どうしても契約が不可能であるような場合におきましては、特別措置法等によつて措置もしてまいらなければならぬ期間というものは、御存じのとおり、これはいろいろな手続が要りますから期間がかかる。そこいらを総合勘案すると、五年という行政実務上の推算というものは私は妥当ではないか、こう考えているわけでありま

す。

○二見委員 それはあくまでも防衛庁長官として、行政の担当者としての御都合の論理でございます。実際にこれでもって財産権を侵害される沖繩の人たちにとつてみれば、その行政権優位の論理はなほだ迷惑の論理です。そういうのを力の論理というんじゃないでしょうか。いかがでございますか。それはどうですか。

○西村(直)國務大臣 私どもは、できるだけ力といたすものを使うべきものではないと考えております。したがつて、あくまでも誠意を尽くしてお話し合いというものを——この法のたしか第一条の第二項にも今回はつきり明文化をして、これを柱にいたしておる次第であります。

○二見委員 九十日プラス六カ月というのは九カ月です。片方は五年です。約十倍の違いが本土と沖繩とではございます。沖繩の特殊事情ということでもって何とかこれを言ひのがれしょう、何とか

理屈づけようというけれども、このこと自体も沖縄に対する差別と考えてもいいんじゃないんですか。沖縄だからそうするんだ、沖縄だからやるんだ。じゃ、本土ならこれをやれませんか。本土じゃこういうことはできない。沖縄ならできる。これはまた別の観点から見れば差別に通ずるんじゃないですか。長官、これはいかがですか。

○西村(直)国務大臣 私どもは、本土並みということ、確かに大きな意味では——今回沖縄の方方がお戻りになり、憲法のもとでお迎えをする。これは安保条約体制からいっても本土並みに扱えるわけでありまして、基地の提供というものは、

一つは、協定上私どもはいずれ御承認を願って義務づけられてくる、こういうような観点から考えますと、これをやはり円滑に引き継いでまいって、そして基地提供というものもやっていかねければならない。ただし、基地の縮小というものは当然考えなければならぬ。ことに、この機会に申し上げたいのでありますが、五年の間には私どもは基地の縮小あるいは整理、移転というようなものも当然考えられると思います。移転と申しましたも、きょう移転するときまたからといってあしたに移れるものではないかもしれません。やはりその間にある時間的なものもいたなければならぬ。いろいろな要素を考えますと、こういう期間の中で暫定使用——これはよく世間では強制収用というところを使っておりますが、あくまでも使用権を暫定的に設定させていただく、こういう意味で私どもは立案しておる次第であります。

○二見委員 暫定使用であって、強制収用ではないということですね。私たちはこれは強制収用だと思ひます。

そこでまたちょっと話を変えますけれども、この議論は、どうせ長官のほうも、政府のほうも、こちらの議論は最初から何とか言いにくるめようというので、平行線をたどらせようというのが作戦だろうと思ひますので、論点を変えますけれども、自衛隊が本土において土地を収用する場合に、はどの法律でやるわけですか。自衛隊の土地収用

というのはどの法律に基づいてやるのでしょうか。

○島田(豊)政府委員 自衛隊が、契約交渉が成立したしませんが、やむを得ず土地を収用するといふ場合におきましては、土地収用法に基づいて行なうことになつてゐます。

○二見委員 土地収用法の三条三十一号の規定をたしか防衛庁としてはおとりになるわけですね。これに基づいてやる。これについて私異論はあります。異論はありますけれども、きょうは複雑になりますので、この議論は別の機会にいたします。

今回沖縄に自衛隊が、要するに、二条の一号「引き続き自衛隊の部隊の用に供する土地又は工作物」は、自衛隊が暫定使用できるのだ、どうしてこういう形をとるのですか。国内の場合には土地収用法でもって、たとえば、私たちはその立場はとりませんけれども、土地収用法三条三十一号でやるのです。ところが、沖縄に対してはそういう方策は何らとらないで、一方的にばつと取るのです。強制収用をするわけでしょう。土地収用法三条三十一号による自衛隊の土地収用というものは、実例は一件もございせんね。本土においては、これが適用できるといふことも、実例は一件もございせん。まして、暫定使用みたいなこというやり方で日本国本土内において自衛隊の基地を取つたことは、当然一件もありませんね。これが沖縄に対してなぜ認められるのか。米軍だといふならば、継続使用しなければならぬという一つ、それは政府・自民党の安保体制堅持という、そこからそういう議論は出てくるでしょう。しかし、自衛隊は沖縄に継続使用をしていないのですから、継続使用をしていない自衛隊にこういうやり方で土地を取らせるといふのは、どういうわけなんですか。正しいやり方といえるのですか、こういうやり方も。

○鶴崎政府委員 お答えします。ただいまの御質疑は、要するに、沖縄においては従来自衛隊はいなかったじゃないか、にもか

わらず、何で米軍の基地と同様に暫定使用にかけ

るのか、こういうことでございしますが、確かに自衛隊は現在ありません。しかしながら、施政権が復帰になりますと、当然わが国の領土の一部としてその防衛に当たらなければならないというよう

なことから、自衛隊が沖縄に配備になり、局地防衛あるいは民生協力、そういったことに当たらざるを得ない。このことは、たとえば道路とか、あるいは水道とか電気、こういった従来いわゆる米軍用地といわれておつたようなものにありまして、公的な機能、これらは一日も切れることなく継続しなくちゃならないというやうなものと、た

だいま申し上げました防衛の機能というものは、やはり公的な機能であるということについては本質的に変わりはない、こういうやうなことから、従来はおきませんでしたけれども、やはり自衛隊は局地防衛の任務を引き継ぐために直ちにいらなくちゃならない。しかしながら、自衛隊の土地の取得につきましては、たゞいまお話しがありました土地収用法によつて取得するということになりま

す。これは時間的に相当手続にかかる、こういうやうなことがございしますので、施政権が復帰になるといふ沖縄の特殊事情から、やはり自衛隊の用地の取得についてもとりあえず暫定的に使用権を確保する必要がある、こういうことでござい

○二見委員 長官、自衛隊が間髪を入れず沖縄に行かなければならない、土地収用法であれば手続上時間がかかる、だから暫定法でやつたんだというのがいまの御答弁ですね。ここで考えていただかなければならないのは、手続がめんどうくさい、複雑だ。これは何のために——たとえば土地収用法に基づく土地収用をかける場合にいろいろな手続があります。なぜそういう手続が必要なん

だろつかという、手続がめんどうくさい、なぜめんどろつかというのかという、その原点はどこにあるのでしようか。簡単に収用法をかけられないという、その原点はどこにあるのでしようか。それは、いかがですか。これは法律論というよりも、政治

家としてのお考えでどうかお答えをいただきたいと思ひます。

○西村(直)国務大臣 そういふ法律論以前に申し上げたいという御理解願ひたいことがあつたのは、もちろん、国の作用として防衛も一つの機能でございまして、また、道路を提供するといふか、あるいは水道あるいは電気、こういった一つの国家ないし公共団体のフランクッションというものを円滑に進める、こういうやうな趣旨からいへば、本質的に私は自衛隊だけが特にどうのという議論は立たないと思ひます。やはり国の作用としての一つを——たゞ実際の運びとしては、私どもはそれは慎重に自衛隊のやうな場合には考えます。しかし、法制的と申しますか、制度的に考える場合には、国家の機能として自衛隊だけは抜いていくというわけにもいかない。しかし、それじゃすべてそれを契約でいったらどうかという御議論になると、先ほど来申し上げたやうな、沖縄のいわゆる引き継いでの機能を維持するためには非常に数が多いとか、それから相手方が明確化しにくいとか、あるいは復帰の日までとにかく施政権下にあるという特殊事情、こういうものはやむを得ない事情で、そういう中で御理解をいただきたい、こう考えております。

○二見委員 もし自衛隊が本土内に新たなる基地を設けたいと考へた場合には、防衛庁長官はどういうやり方でおやりになりますか。沖縄における同じやうに、たとえば千葉県における自衛隊用地等の暫定使用に関する法律案とでもいうものをつくつて、自衛隊の土地をがばつと取りますか。沖縄の特殊事情はさておきまして、本土内においてはそういうことをやりますか。それは防衛上非常に必要だという立場でおやりになりますか。どうでしようか。

○西村(直)国務大臣 話が少しちぐはぐになるかもしれませんが、沖縄で、もちろん水道も電気も同じであります。自衛隊の配備される区域も、従来のいわゆる米軍がやつておつた基地内を使つて、新しく外に取るのではありません。従来の機

械としてのお考えでどうかお答えをいただきたいと思ひます。

械としてのお考えでどうかお答えをいただきたいと思ひます。

能を生かしている、ここが千葉県でたまたま新しくつくるのはちょっと性格が違ふ。従来の機能——本来なら沖縄は日本の本土でございます。したがって、日本の自衛隊そのものがやはり国家の機能としてやるべきこととあります。その機能を引き継いでやるということに目を移していただく御理解がいただけるのではないかと。新しく千葉県に自衛隊の基地をつくらせて特別措置法をつくるのはだいたい事情が違ふ。従来のアメリカの軍の機能、これはむしろ日本本土であれば当然自衛隊がやるべき、あるいは警備上の問題、防空上の問題、民生協力、その部分をそのまま継続して使わしてもらおうという国家機能の一端として考えていただければ、今回の措置は御理解願えるのではないかと申すのであります。

○二見委員 長官は重要な点のすりかえ論がございませう。基地が継続しているのだというように、実体的な面では確かに継続しているのだらうと思ひます。しかし、復帰と同時に法体系はまるつきり変わるのです。そうでしょう。法体系は変わるんです。あなたそういうふうな回答をされたのですから。いままではアメリカの大統領行政命令下における法体系であった。復帰したと同時に日本国憲法のもとにおける法体系に変わるんでしよう。基地という実態は継続かもしれないけれども、法体系は変わるんでしよう。ここであらためて日本の現在ある法律でもって——アメリカ軍の場合には、安保条約があるからやむを得ないという、そういう理論も立つてしようけれども、自衛隊はそうじゃないのだから。日本の現在ある法律でもって自衛隊の基地を取得していくというの、これが正規のやり方じゃありませんか。これが憲法でいう手続を踏んだやり方になるんじゃないですか。そうしたものが一切がっさいを抜いて、もともとあそこは継続していただけたら、だから自衛隊が行ったってどうということはないのだ、そういうやり方というのは許されるのですかね。その点いかがですか。あなたはそれでもいいんだというふうにあくまで強情を張って抗弁なさるおつ

もりなんですか。どうですか。

○西村(直)國務大臣 別に私は強情な男でも何でもないのでございまして、ただ、御存じのとおり、たとえば一つ那覇の滑走路を例におとりたいたしても、これも一日もすみやかに、できれば引き続いて使おう、できれば管理権そのものを、先ほど委員会でもあったように、早く日本の管理権に移す、これと同じように、国家のファンクショナルとして防衛業務というものを——防衛業務の中には、復帰後もはうっておけば、民生の協力、救難業務、みなアメリカ軍の手に残る。そういうことのないようにするということ、しかも新しくその土地を求めるのではなくて、従来の機能されておった機能、ファンクショナルという面から見ていただければ、私は御理解ができるのではないかと申すのであります。

○二見委員 国家のファンクショナルにも二つございまして、沖縄の民生というか、沖縄の県民に利益を与えるファンクショナルもあるし、基地というのは沖縄の県民にとってはマイナスの影響を与えるファンクショナルなんです。ファンクショナルだからといって、利益を与えるファンクショナルとマイナスを与えるファンクショナルと同列に論じてもらったのでは、私は困るのです。あなたは、沖縄に自衛隊が行くということ、アメリカ軍の基地がそのまま残り、自衛隊が行くということが、沖縄の県民生活にとってプラスになるという判断なんですか。沖縄の県民にとってこれは非常に喜ばしいことだ、沖縄の県民はこれで生活水準から何か何まで本土並みになるのだというふうな、あなたははじめにお考えになっているのですか。いかがでしょう。

○西村(直)國務大臣 自衛隊に対する御否定論とか、これが害であるという御意見なら、これはまた別論になります。私も、今日の自衛隊、もちろん県民の方々の御理解をいただく努力はいたしますが、自衛隊は国の法律として存在させていたが、そして同時に、それがまた単に戦争の抑止力という意味で考えていただきます場合に

は、このファンクショナルというものは沖縄の県民に害を与えるというふうな立場には私は立たないの、でございます。

○二見委員 このことに関する理解というのは、長官と私たちとはまるつきり違う理解でございませう。しかし、国家のファンクショナルだからといって、こういう暫定使用、しかも土地を取り上げても、いままで米軍が使っていたといえればそれまでもかまいませんが、実質的には私権を制限する。それがこういうやり方でやっていると、これは私はやはり重大な問題点だろふと思ひます。長官の御答弁をどう考えても私は納得できるものじゃございません。

これはやはり憲法問題でもう一つお尋ねいたしますけれども、いままでの答弁を通して、三十一條の上にも私たちは問題があるという問題提起をいたしました。二十九條の上からも問題があるという論議をいたしました。そして最後にここで、この問題に關して総理大臣の御見解も承りたいと思つておるわけでありませうけれども、先ほど法制局長官の御答弁によると、憲法十四條においても何ら問題がないという答弁でした。それはなぜかという、先ほどの御答弁をそのまま言つと、一つの差別ができる。「ただ、沖縄にある土地等に權利を有する者が、公共の利益のための特別の必要性に基づき、その權利を制限する法律が適用される結果として、他の地域に權利を有する者との相違が生じてくるにすぎない。」要するに、沖縄と、たとえば日本本土、九州なら九州、この間に相違が生じてくるにすぎないという、非常に簡単な御答弁です。「この相違は、事柄の性質に即応した合理的な内容を持つ法律の適用の結果によつて生ずるものでありまして、合理的根拠に基づくものでありますから、御存じのように、憲法十四條一項の趣旨は合理的な差別といひますか、合理的な理由に基づくもの、そういうものについて、憲法十四條一項は、何もこれを問題にしない、憲法十四條一項は、何もこれを問題にしない、こういう御答弁です。三十一條の法律に定める手続の問題、これも現在本土でやっておるや

り方とは違ふ。しかも沖縄にある基地の実態も違ふ。こういう事実を目にして、ここである、法制局長官がおっしゃっている合理的な根拠というのは、一体これはどういふ合理的な根拠があるのですか。なおかつ沖縄が差別されてないという合理的な根拠というのを示してください。

○高辻政府委員 たぶん、いまお読みになりましたのは、前に御答弁申し上げた答弁だと思ひます。私はきょうさらにまた御答弁を申し上げておりますが、その御答弁を申し上げたのは、もともと本質的なことを申し上げております。というのは、この憲法十四條一項の、法のものとの平等というのはどこからくるかといへば、個人の尊厳といふことからきておるわけですね。個人の尊厳といふのは、憲法十三條に規定がございしますが、要するに、日本国憲法の民主主義の基本にもなりませうが、個人の尊厳といふものを最も貴重な民主主義の原理として、憲法はこれを基本的な原理としておるわけでありませうが、この個人の尊厳といふことから照らして、この差別待遇になるようなものは十四條の一項でもってこれを禁ずるというのが、十四條一項の本旨であるわけでありませうので、きょうはその本旨のほうを御説明といひますか、御答弁申し上げたわけでありませう。

その本旨といふのは、十四條一項を見ればすぐわかることでありませうが、人種、信条、性別、社会的身分または門地により差別してはならない、こういう規定がありますが、そのいづれも沖縄住民をそういう見地から差別してないものであることは明らかではないかといふことを先ほど申し上げましたが、かりにこういう事由に限定されないとしても、少なくとも人間の個人的条件に根ざすところの事由によつて沖縄の住民を差別するものではない。かりにそういう事由で差別——これはよく問題になります。たとえば高齢者である。高齢者であればかつてに差別してもいいのかというふうな問題が出ましたときに、要するに、個人的条件に根ざす事由が問題になりましたときに、それでも合理的な理由があればそれは十四條一項

に違反するものではないというのが、通常立てられる論旨であります。そちらのほうを先は先に申し上げたものですから、ちょっと御理解がむずかしかつたかと思いますが、特に、とにかくも、十四条一項の問題としては、沖繩の住民の個人的な、人間の個人的な条件に根ざす事由によって差別したものでないというのが、実は簡単に申し上げますが、言った基本的なところであります。

よく法律の中には、確かに、その定めるところの要件、事実が該当するものと、それに該当しないものとが相違が出てくるのは、この法の世界では当然出てくるものであります。実はそれはふしぎなことではございませんが、そういう面から申しまして適用の問題を申し上げたわけでありますが、確かに、沖繩住民とそうでない者とは、法の定める要件に該当するものと該当しないものと相違が出てくることは確かである。それはしかし、そういう法律が必要であるかどうか、これは先ほど来大いに議論されたところでありますが、その法律が法律として認められるものであれば、その適用の結果として相違が出てくるのは、これは法律の世界では通常生ずるものであつて、これを十四条一項で論ずるのは当たらないであらうというのを申し上げたわけでありまして、きょうの御答弁とあわせて御理解をいただくようお願い申し上げます。

○二見委員 確かに、今回の沖繩関連法案の中には、沖繩だからといって差別するという条項はどこにもございせん。それはあたりまえです。そんなことを書くものなら、憲法九十八条違反です。そんなものはつくれません。そんな法律は出せません。そんな文面が出てこないのはあたりまえです。字づらどおりいけば、あなたの御答弁どおりだと思ひます。あなたは、その前のときには、何も沖繩の住民を、憲法の明文にあるような人種、信条、性別、社会的身分云々、この憲法上の理念にそむいて差別しようというものではないと——確かに、関係法案の中からは、沖繩県民だからといって本土とは違った差別をい

たしますよというところはどこにも出てまいりません。しかし、この法律がもし国会を通じて、可決された場合には、適用の結果によって差別が生ずるでしょう。沖繩県なるがゆえの差別というものは生ずるんじゃないですか。沖繩県なるがゆえに生ずるんじゃないですか。形式的には十四条違反ではないだろう、しかし、十四条の精神からいって場合には、沖繩復帰というものは、結局は沖繩を差別する結果になるんじゃないですか。それはもう基地の態様からいってもうそうだろうし、いままでのいろいろな話からいって、その点は私は明らかになるんじゃないかと思ひます。

総理大臣、今回のこの暫定法案というのは、憲法の理念、憲法の精神という面から考へて、総理大臣は、これはもう百点満点だと、胸を張って、あなたは責任をもって沖繩県民や日本国民の前で断言できますか。

○佐藤内閣総理大臣 お答えいたします。

先ほど来の政府答弁並びに二見君からのお尋ね等を静かに聞いておりました。私は、いわゆる憲法違反だ、さうには思ひませんけれども、しかしながら、まだまだ足りない差等がある、そこらに開きがある、かように認めざるを得ない。ただいま申し上げるものは、いわゆる憲法の精神に違反するとは申しません。また、直接にこれに反対だと、違反だと、こういうものではございせんけれども、しかし、本土のわれわれと沖繩との間にずいぶん開きがある、それを感ぜざるを得ません。これは一体何からきているのか、これは問題なしに、アメリカに占領されて、アメリカの施政権下で今日までそうしてきた、それが本土に復帰する、そのために特別な考慮をしなければならぬ。幾つかの問題がある、そのものが県民にとりまして都合のいい面もあるが、同時に都合の悪い面もある、それを私も率直に認めざるを得ないと思ひます。

ただいま五十年間の暫定使用の土地法案、これなどは、内地においてはさうなものはないのです。でありますから、本土並みと申ししても、

かような暫定措置をとらざるを得ないそのゆえんは、先ほど来る説明したように、これは現に米軍がその土地を使用しておるとか、あるいは現に水道あるいは電気等を使用しておる、その原因がどういふことであらうと、とにかくいままでも私有権自身は否定はされておらないけれども、しかしながら、強権によってその使用が行なわれておる、この事実が私ども率直に認めなければならぬ。それをそのまゝの状態で今日施政権だけが返つてきて、しかしながらその現実は残つておる、それをできるだけ現状変更なしに依然として公共の用に供するよう方法があるかないか、そこらに問題が出てきた、かように私は思ひます。二見君の指摘されようとしておるのもその点ではないかと思ひます。

ただ私どもも、理屈を抜きにして、あれは公共の用だからまゐり、さういふつもりは毛頭ございせん。しかし、ただいま理屈をずつと推し進めてこられると、何だか公共の用に供するのだからがまんしてくださ、しんぼうしてくださ、さういふような政府側の答弁だが、私は、それはどうも二見君も満足されな、さういふことがどうも憲法の精神から見ては合致しないかと、かように御指摘になるのではないかと思ひます。しかし、私は、かようなことを考えながら、本土と沖繩が一体になる、真の同一民族としての一国家を形成する、そのために、ある程度いまの状態を認めて、さうしてごしんぼう願わなければならぬのではないだろうか。その期間がいかに長い期間ではこれはしんぼうできない、もつとわれわれがスピードをあげてさうして本土と沖繩の一体化をはかるべきではないか、かように思ふような次第でございまして、私は、今日まで整備された法案、これもできるだけ本土と沖繩を一体化しよう、さういふ意味で提案して皆さん方の御審議をいたしておりますが、しかし、先ほど来お話がありましたような点で、なおこれは完全無欠なものだ、十分なものだ、かように私は言いかねます。したがって、さういふような点は十

分皆さき方の御意見も伺つて、さうしていま直ちにとは申しませんが、私は、できるだけ沖繩同胞の意向に沿うことが、本土のわれわれの責任ではないか、かように思ふ次第でございまして、私の感じを率直に御披露いたしまして、お答えいたします。

○二見委員 総理大臣もまさか憲法の精神に違反するとは言いにくい気持ちにはわかります。しかし私は、これは明らかに、精神じゃなくて、憲法そのものに違反している法律案だ、もし政府が率直にこの事実を認めなければ、何でさういふ憲法違反の法律をいけしやあしやと弁解したんだらうと、後世の歴史家から非難が浴びせられるのじゃないだらうか、さう思ひます。

ここで、基地の問題に関しまして、同僚の委員から若干の関連質問をさせてくれということでございますので、その関連質問が終わつたあと、引き続き裁判の効力の問題と沖繩の経済開発の問題について若干お尋ねをしたいと思います。委員長、よろしいですか。

○床次委員長 関連質問の要求がありますので、これを許します。伊藤惣助九君。

ただし、関連質問でありますので、簡潔にお願いいたします。伊藤惣助九君。

○伊藤惣助九委員 ただいま同僚委員からお話ありましたように、基地の問題に関連いたしました、核の問題について質問したいと思ひます。

いままで、この席上においても、また返還協定委員会においても、核の問題については政府が答弁をなさつてきております。そこで、その答弁をもう一回この場において総理並びに外務大臣からも明確に再確認したい、さう私は思ひます。

御存じのように、岩国の基地には核がない、点検をやつたけれどもなかったと言ひながらも、なぜか国民は、この核の問題についてさういふ感じが持たない、いわゆる核の疑惑について、まだに持ち続けております。その点について、まず初めに、岩国の基地の問題について、基地の撤去状況について報告願ひたいと思ひます。

○西村(直)國務大臣 詳細は防衛局長から御報告申上げますが、大略申上げますと、岩国には、核の、あるいは核部隊と申しますか、いろいろな客観的材料があるというような国会での御質問がありました。そこで、外務省を通し米国の側の合意を得まして、そうして防衛庁から責任ある統幕の空軍補並に陸上部隊の統幕の責任者、二人でもって参りまして、そして向こうの基地司令官なり関係者立ち会ひの上で事態を見せました。A云々と申します。一番問題になりましたあの格納庫等を中心調査をしてもいいました。普通の状況と何ら変わらない様子であり、それから、従来、何かこれをいじつてしまつて隠しているんじゃないかという点も特に念を入れて見ましたが、何らそういう形跡もなしということでありました。それから、特殊のために何か消火器その他が置いてあるかというの、普通の、円形と申しますシャベル一個とか、普通の消火器が置いてある程度、それから外部からは、約二百メートル先ぐらには公道がございまして、そこから十分見えるという状況、それから特別な警戒をしていない、こういうような状況で、まず核は、あるいは核関係のものはない。

それからも一つは、航空機の関係も見せてもらったわけですが、これらも詳細申上げてもいいのでありますが、それなにかも普通のいわゆる補助タンクを使つておるのでありまして、核を装置していきけるような飛行機ではないということ、いわゆる滑走路からいっても、特殊な飛行機が来て飛べるような長い滑走路でもないわけがあります。

それからもう一つは、電話帳の問題がございしましたが、これは、向こうのほうから文書でもって、いわゆる核その他の関係の防護のためのものである。これは防護の教育である。これはちょうど自衛隊であります、化学学校とか化学部隊とか称しておりますいわゆる防護のためのような系統の機関である、こういう説明がございまして、これを公式に私どものほうから新聞にも発表し、閣下にも報告をした次第であります。

○伊藤(徳)委員 いま防衛庁長官からお話ございましたが、私はこの調査について一つ疑問があります。たとえば、この防衛庁からの派遣の制服の方、共同調査といいますが、そういう形で行ったようでありましたが、ただ見たのか、あるいはまた、弾薬の取り扱い、あるいはまた核倉庫の形態、こういう面から学術的に調査をした結果なのか、その辺はいかがですか。

○西村(直)國務大臣 久保局長からお答えさせていただきます。

○久保政府委員 伊藤空将補でございますが、弾薬であれ、かりに海軍関係の魚雷であれ、当然御本人は十分の知識を持っております。また、視察の目的を承知いたしておりましたので、どういう点を見るべきか、事前にちゃんとチェックをしてまゐっております。したがって、特に学術的に申されなくても、たとえば、弾薬には文字が書いてありますし、コンテナにも文字があつたようでありまして、それらは十分承知してまゐつたようであります。

○伊藤(徳)委員 いまの答弁に私は不満なんです。なぜかと申しますと、あとで申上げますけれども、弾薬庫には、それぞれ米軍の一つの格納する基準がございまして、それに基づいてきちっと整理されております。したがって、私がここで申し上げたい点は、少なくとも沖繩において毒ガスを撤去したとき、また、その毒ガスを確認に行ったときには、政府から専門家の学者を派遣しました。そしてその専門家の学者は、毒ガスのマスをかぶつてその弾薬庫の中に入り、さらにまた専門的な面から調査をしたのであります。私は、今回のこの確認について、もしほんとうにないというのをさらに詳しくするならば、あの毒ガス撤去より以上に、本土にもし核があつたならばという疑惑に対して、たいへんな提起があつたわけでございますから、いまだ慎重に、学者なり専門家なり、民間人とともに共同調査をすべきである。一説によりますと、橋本委員より指摘のあったその後にひそかに持ち運んだものがある、こういう報道も実は出ていますわけでありまして、そういう疑問が残るわけでありまして、私も、さらに私は沖繩の核問題について伺いたいと思います。

これは参議院の黒柳議員からの質問でございますが、メースBは撤去した、こういう指摘があつたときに、いつ、それが、どうで、どこを歩いたのだ、その質問に対して、政府は、現地にいる三木一佐ですか、彼が行つて一カ所の確認をした。だから三カ所も同じだ、こういう理論にはならなかつたわけでありまして、そしてその後、次の三カ所について政府は撤去したというようにことを言つておりますけれども、その後の撤去状況についてまた答弁を願いたいと思ひます。

○西村(直)國務大臣 メースBは、御存じのとおり、すでに退役をいたしました核兵器でございます。したがって、沖繩において撤去は一部公開はしました。したがって、公開をしたものは当然われわれのほうもはつきり確認をいたしております。したがって、その後国会方面の御要望もありますので、三木一佐をもつて残る三カ所をたんに、アメリカの合意のもとに、見ました。ランチャーその他全部完全に、電線その他撤去してあるということを確認いたしましたので、そのことを国会で御報告を申し上げた次第であります。

○床次委員長 伊藤君に申し上げますが、関連質問でありますから、簡潔にお願いします。時間はいいということですよ、理事会のほうで。そうですね。

○床次委員長 簡潔にお願いします。

○伊藤(徳)委員 それでは問題の核心に入ります。長官、あなたは、沖繩の基地の返還後、核問題について疑惑があれば調査をする、こういうふうな発言しておりますけれども、これは間違いございませんか。

○西村(直)國務大臣 沖繩の復帰前の問題につきましては、しばしば総理あるいは外務大臣から、扱いについて、核の確認につきまして、アメリカ側の証言、もちろん共同声明、今回の協定等にもいろいろその気持ちが出ておりますが、それ以外に、復帰後どうするかという不安感の問題があります。そこで、これもなかなかアメリカの—いわゆる核のあるなしを言うことは大統領権限になつておりますから、アメリカとしての立場というものもありましょう。どうしても沖繩において核があるのだという、非常に客観的な、具体的な問題でも起こつた場合には、そのときには、アメリカがもし合意してくれるならば、これは核はないとわれわれは信じているし、また、核は置かないとアメリカも言っている以上は、もし、防衛庁が行けというならば、防衛庁の専門職をしてそれは当たらしめてもいいじゃないか、こういう意見を私は述べたことは事実であります。

○床次委員長 伊藤君、ちょっとお待ち願います。

○床次委員長 この機会に、公聴会開会承認要求の件についておはかりいたします。

ただいま本委員会において審査中の沖繩の復帰に伴う特別措置に関する法律案、沖繩の復帰に伴う関係法令の改廃に関する法律案、沖繩振興開発特別措置法案、沖繩における公用地等の暫定使用に関する法律案、国家公務員法第十三条第五項および地方自治法第五十六条第六項の規定に基づき、人事院の地方の事務所設置に承認を求め、和開発基本法案、及び川俣健二郎君外十六名提出にかる沖繩における雇用の促進に関する特別措置法案の各案件について公聴会を開きたいと存じます。

つきましては、公聴会開会につき議長承認を求めたいと存じます。これに御異議ありませんか。

○西村(直)國務大臣 公聴会開会につき議長承認を求めたいと存じます。これに御異議ありませんか。

○伊藤(徳)委員 公聴会開会につき議長承認を求めたいと存じます。これに御異議ありませんか。

○西村(直)國務大臣 公聴会開会につき議長承認を求めたいと存じます。これに御異議ありませんか。

か。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○床次委員長 得異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

なお、公聴会の開会日時、公聴人の選定その他の手続につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○床次委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

○床次委員長 次に、委員派遣承認申請に関する件についておはかりいたします。

ただいま公聴会の開会承認要求を決定いたしました各案件について、委員を大阪に派遣し、審査の参考にしたいと存じます。

つきましては、議長に対し、委員派遣承認申請をいたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○床次委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

なお、派遣の日時、派遣委員の人選等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○床次委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

○床次委員長 質疑を続行いたします。伊藤惣助丸君。

○伊藤(惣)委員 ただいま防衛庁長官が防衛庁長官の私見みたいなお話をなさっておりますけれども、その疑惑があれば確認をしたい、こういう発言は、米軍と話し合った上での長官の発言ですか。

○西村(直)国務大臣 別にこれは米軍と話し合っておりません。また、軍同士でこういう問題は事柄が事柄だけに話すべきではありません。外交ルートを通してやるべきだとは思いますが、岩国を先例というわけではないが、しかし、復帰後に非常な状況が混乱でもするような場合があったとき、そういう万一の場合にそういうことがし得るならば、防衛庁としては専門職が当然そういうものの調査に参加してけつこうであるというところ、それがやはりまた土地のためになるなら非常にいいことじゃないか、こういう意味であります。

○伊藤(惣)委員 防衛庁長官が日米合同委員会とあるいは米軍との交渉なしに前向きに発言したことだろうと私は思います。このことはぜひそれぞれの話し合いの機関において明確にしておいていただきたい。こういうふうな要望いたします。

ところで、マイヤー大使の核に対する発言についてであります。このマイヤー大使の発言の中に、岩国基地には核はない、日本の基地のどこにもない、このように発言しております。これについて、佐藤総理はどのようにお考えになつていらっしゃるのか。また、もし岩国基地以外に核のあるような疑惑があれば、それを調査するのかもしれないのか、その点明確にまず伺っておきたいと思ひます。

○佐藤内閣総理大臣 本土の基地に核はあろうとは考えません。絶対にありません。また、過日の本会議における、非核三原則、これの決議もされた今日でありますし、また、新たな核の持ち込みにしても、はつきり政府の方針も国会の方針もきまつた今日でありますから、さようなことがあろうはずはございませんし、またさようなことがあつてはならない、そのことをはつきり申し上げておきます。

○伊藤(惣)委員 総理は確信を持って、ないと、こうおっしゃっておりますが、前に同僚委員からも質問があつたが、もしそのようなわが国における非核三原則の原則を破るようなことが起こつた

場合にはどうするか、あらためて総理の態度を確認しておきたいわけです。そしてまた、疑惑があれば調査をするのか。または申し入れを明確にして明らかにする必要があると思ひます。その点について再度確認しておきます。

○佐藤内閣総理大臣 ただいま申し上げますように、さようなことがあろうはずがない。もしあつたら、たいへんだ。もちろん、政治的責任は重大である、かように私は申しました。今日もその考えに変わりはないと思ひます。はつきりさうに御了承いただきます。

○伊藤(惣)委員 そこが大事なところでありますから伺いたたいのでありますが、疑惑があれば調査するかしないかということです。それで、あなたは政治責任とおっしゃるけれども、それは何を意味するのか、その点も明確にしてください。

○福田国務大臣 ただいま総理がお答えになつておられるとおりであります。疑惑があろうはずがないと、かように考えております。しかし、何か自然な疑惑——つくられた疑惑じゃないというところであります。自然な疑惑がありまして、これは解明を要するといふ場合は、解明のための適当なる措置をとります。

○伊藤(惣)委員 私は、外務大臣ではなくて総理に伺つております。またあらためてあと伺いますけれども、これが仮定の問題であるから答えられないというなら、これまた問題であります。といふのは、これから提示いたしますけれども、私がこれから申し上げます問題の中に、やはり総理としてはき然としたその姿勢、あるいはまた、院で決議した非核三原則との間において、われわれも国民としてもこれはたいへんな決意で臨まなければならぬことだといふふうに考えているからであります。重ねて総理の御所見を伺いたたいと思ひます。疑惑があれば調査するといふ点検、さらにまた、その申し入れをやるかどうかということも明確に伺つておきたいと思ひます。

○佐藤内閣総理大臣 私が疑惑を持てば私が処理します。ただ疑惑がある、疑惑があるというだけでは私は動きませんから、そこは誤解のないように願つておきます。

では私は動きませんから、そこは誤解のないように願つておきます。

○伊藤(惣)委員 疑惑があれば私が判断してやるというわけですね。そのことは、調査をするなり点検するなり申し入れをやるなりということをお約束できますか。

○佐藤内閣総理大臣 私は、核がありと、またその疑惑があると、かように感じたら、私自身が最善を尽くします。ただいま言われるように、みんなが納得のいくような処置をとります。

○伊藤(惣)委員 国民が聞きたいのは、そのように私が責任をとるといふ——まあ考えてみますと、佐藤総理は四選されて、五選はないといわれております。沖縄が終ればやめるのじゃないか、こういううわさもあります。いろいろのことがありましても、私はここでは言いません。ただ問題は、国民がそういうふうな疑惑を持ったときに、その疑惑に対しては、前向き、率直に態度を明確にすべきだと思ひます。総理の立場は私はよくわかります。ですけれども、やはりこの核の問題についてはいままでいろいろなところでも論じられてはおりますけれども、その問題はいつもありまいであり、抽象的であり、しかもその核心についてはだれも触れることができなかった。それはいろいろな問題があるからでありますけれども、その点についてもう一回、総理、たいへん失礼でございますが、答弁願いたいと思ひます。

○佐藤内閣総理大臣 さっき申したのとちよつと誤解があり、あるいは私のことが足りないために疑惑を持たれたようですから、もう一度はつきり申し上げます。

私自身が疑惑を抱いたり、また疑念を持てば、私がその疑念、疑念を払ふような処置をとって、国民の皆さんに安心していただくような方法をとります。こういうことでございます。これがただいま言われるように、あるいははつきりから点検するか、あるいはその筋の者をして確認するか、それらの点は私にまかしていただきたい。ただ疑惑が

ある、疑惑があると言われても、私自身がどうも疑惑がないのを、しられて、疑惑があると、かように私は思いませんから、その点は、いま申し上げるように、はっきりと私自身が疑惑あり、あるいはその疑惑があると、かように感じたときには、国民の皆さまにも安心がいくような処置をとります、こういうことであります。これは私の進退問題を含めての云々というのではなくて、その核の有無についてのこれを明確にするということでございます。

○伊藤(惣)委員 いま最後の一言がちょっと重大でありますので申し上げますが、かつて総理は、橋本委員の質問に対しても、ないんだ、もし非核三原則と違反し、あるいはまた核を持ち込んでおったような事実が判明したときには、責任をとる、これは進退問題も含めてだ、こういう答弁を私は聞いております。それは撤回いたすのですか。

○佐藤内閣総理大臣 それは撤回はいたしません。しかし、ただいま言われておることは、その問題ではない。その核の有無を裏証しろ、こういうことであります。それについての私の考え方のほどを申し上げたのであります。橋本君に答えたこと、私撤回はいたしません。

○伊藤(惣)委員 それでは防衛庁長官、あるいはまた防衛局長でもけっこうですが、私の写真をお見せいたしますから、どこの基地か、ちょっと言っていただいたいの思っています。

(伊藤(惣)委員、写真を示す)

どこの基地かわかったら答弁願いたいと思います。

○西村(直)国務大臣 ちょっと突然のことでございますから、わかりません。

○伊藤(惣)委員 防衛局長。

○久保政府委員 私、現地を承知しておりませんので、存じません。

○伊藤(惣)委員 政府で知っている方いますか。特にそのシンボルに注目していただきたいと思えます。何とありますか。

もう一つ申し上げます。

(伊藤(惣)委員、写真を示す)
政府委員でおわかりでしたら、その基地の名前をあげていただきたいと思えます。

○久保政府委員 全く現地を承知しておりませんので、わかりません。

○伊藤(惣)委員 私は沖繩調査団の一人として八月に行きました。そして常日ごろ新聞を読んでおいて、これがメースBの基地であるということ、一回見てはつきり覚えてまいりました。だれが見ても、その写真はメースBの基地じゃありませんか。

それから、外務省当局あるいは防衛庁でもけっこうでございますけれども、二番目に持っていた写真は、あれは有名な辺野古です。あの前に立ちどまることも写真をとることも禁じられている場所であります。そんなことがわからないはずないじゃありませんか。なぜ前向きに答弁しないのですか。まだそこに核があると私は言っていないです。場所はどこだと聞いているのです。政府委員、答弁してください。何十回も行っている防衛庁や外務省がわからないわけないじゃないか。わからなかったら質問進まないよ。

○西村(直)国務大臣 御質問がちょっと御無理じゃないかと思えます。その部分の写真だけでこれをどこかといつても、ああいう形の金網を張っている場所に至るところの基地にある形でありまして、ちょっと判定つきません。

○伊藤(惣)委員 メースBの基地は八カ所あるわけですが、しかも、上はちゃんとこういうかっこうになっているわけですが、かまぼこ型でございまして、それは沖繩広しといえども四カ所しかありません。それがわからないはずないじゃありませんか。いままでも防衛庁や外務省が沖繩に何回、何十回行ったことを聞いております。それほど基地に対して関心なかったんですか。私はただの一度でわかってきて、そしてこれを見て、たいへんなところだ、というふうにわかってきたんだ。その点についてもう一回。

○久保政府委員 私はメースBの写真は持っておりませんが、図を持っております。その面からいいますと、この入口が八つあるものはメースBの基地だと思えます。それから、このゲートだけある写真は、全くどこであるかわかりません。

○伊藤(惣)委員 メースBの基地の一つだということをお認めになりましたね。

では、あとのカラーの写真は辺野古です。はっきり申し上げます。そこで注目していただきたいというのはシンボルのことです。

それでは、最後にこの写真をお見せいたします。

(伊藤(惣)委員、写真を示す)

○床次委員長 伊藤君に申し上げますが、関連質問の時間内です。すみやかに二見君の質問に入ってくださいと思えます。また、政府のほうも、すみやかに調査の上、答弁を願いたいと存じます。

○伊藤(惣)委員 あとの二枚の基地の写真のシンボルは、横田基地です。この東京都にある横田基地の弾薬庫のシンボルです。いいですか、総理。私は、この核の問題については、国会に於て以来調査してまいりました。ずいぶん米軍の基地も歩きました。総点検もやりました。しかし、こういうようなことがあるのではないかと、疑い、前から持っておりますけれども、政府がいないと言わなければならないのだからと信じてまいりました。しかし、御存じのように、そのシンボルを見てまいりますと、現在ここにありましかつても、米軍が現在使用中の一つの弾薬庫の中にある弾薬をいろんな角度から分けた基準を示した本であります。それにやりますと、弾薬庫というもののシンボルは1から1、2、3、4、5、6、7、8、9、10、11、12、13、14、15、16、17、18、19、20、21、22、23、24、25、26、27、28、29、30、31、32、33、34、35、36、37、38、39、40、41、42、43、44、45、46、47、48、49、50、51、52、53、54、55、56、57、58、59、60、61、62、63、64、65、66、67、68、69、70、71、72、73、74、75、76、77、78、79、80、81、82、83、84、85、86、87、88、89、90、91、92、93、94、95、96、97、98、99、100、101、102、103、104、105、106、107、108、109、110、111、112、113、114、115、116、117、118、119、120、121、122、123、124、125、126、127、128、129、130、131、132、133、134、135、136、137、138、139、140、141、142、143、144、145、146、147、148、149、150、151、152、153、154、155、156、157、158、159、160、161、162、163、164、165、166、167、168、169、170、171、172、173、174、175、176、177、178、179、180、181、182、183、184、185、186、187、188、189、190、191、192、193、194、195、196、197、198、199、200、201、202、203、204、205、206、207、208、209、210、211、212、213、214、215、216、217、218、219、220、221、222、223、224、225、226、227、228、229、230、231、232、233、234、235、236、237、238、239、240、241、242、243、244、245、246、247、248、249、250、251、252、253、254、255、256、257、258、259、260、261、262、263、264、265、266、267、268、269、270、271、272、273、274、275、276、277、278、279、280、281、282、283、284、285、286、287、288、289、290、291、292、293、294、295、296、297、298、299、300、301、302、303、304、305、306、307、308、309、310、311、312、313、314、315、316、317、318、319、320、321、322、323、324、325、326、327、328、329、330、331、332、333、334、335、336、337、338、339、340、341、342、343、344、345、346、347、348、349、350、351、352、353、354、355、356、357、358、359、360、361、362、363、364、365、366、367、368、369、370、371、372、373、374、375、376、377、378、379、380、381、382、383、384、385、386、387、388、389、390、391、392、393、394、395、396、397、398、399、400、401、402、403、404、405、406、407、408、409、410、411、412、413、414、415、416、417、418、419、420、421、422、423、424、425、426、427、428、429、430、431、432、433、434、435、436、437、438、439、440、441、442、443、444、445、446、447、448、449、450、451、452、453、454、455、456、457、458、459、460、461、462、463、464、465、466、467、468、469、470、471、472、473、474、475、476、477、478、479、480、481、482、483、484、485、486、487、488、489、490、491、492、493、494、495、496、497、498、499、500、501、502、503、504、505、506、507、508、509、510、511、512、513、514、515、516、517、518、519、520、521、522、523、524、525、526、527、528、529、530、531、532、533、534、535、536、537、538、539、540、541、542、543、544、545、546、547、548、549、550、551、552、553、554、555、556、557、558、559、560、561、562、563、564、565、566、567、568、569、570、571、572、573、574、575、576、577、578、579、580、581、582、583、584、585、586、587、588、589、590、591、592、593、594、595、596、597、598、599、600、601、602、603、604、605、606、607、608、609、610、611、612、613、614、615、616、617、618、619、620、621、622、623、624、625、626、627、628、629、630、631、632、633、634、635、636、637、638、639、640、641、642、643、644、645、646、647、648、649、650、651、652、653、654、655、656、657、658、659、660、661、662、663、664、665、666、667、668、669、670、671、672、673、674、675、676、677、678、679、680、681、682、683、684、685、686、687、688、689、690、691、692、693、694、695、696、697、698、699、700、701、702、703、704、705、706、707、708、709、710、711、712、713、714、715、716、717、718、719、720、721、722、723、724、725、726、727、728、729、730、731、732、733、734、735、736、737、738、739、740、741、742、743、744、745、746、747、748、749、750、751、752、753、754、755、756、757、758、759、760、761、762、763、764、765、766、767、768、769、770、771、772、773、774、775、776、777、778、779、780、781、782、783、784、785、786、787、788、789、790、791、792、793、794、795、796、797、798、799、800、801、802、803、804、805、806、807、808、809、810、811、812、813、814、815、816、817、818、819、820、821、822、823、824、825、826、827、828、829、830、831、832、833、834、835、836、837、838、839、840、841、842、843、844、845、846、847、848、849、850、851、852、853、854、855、856、857、858、859、860、861、862、863、864、865、866、867、868、869、870、871、872、873、874、875、876、877、878、879、880、881、882、883、884、885、886、887、888、889、890、891、892、893、894、895、896、897、898、899、900、901、902、903、904、905、906、907、908、909、910、911、912、913、914、915、916、917、918、919、920、921、922、923、924、925、926、927、928、929、930、931、932、933、934、935、936、937、938、939、940、941、942、943、944、945、946、947、948、949、950、951、952、953、954、955、956、957、958、959、960、961、962、963、964、965、966、967、968、969、970、971、972、973、974、975、976、977、978、979、980、981、982、983、984、985、986、987、988、989、990、991、992、993、994、995、996、997、998、999、1000、1001、1002、1003、1004、1005、1006、1007、1008、1009、1010、1011、1012、1013、1014、1015、1016、1017、1018、1019、1020、1021、1022、1023、1024、1025、1026、1027、1028、1029、1030、1031、1032、1033、1034、1035、1036、1037、1038、1039、1040、1041、1042、1043、1044、1045、1046、1047、1048、1049、1050、1051、1052、1053、1054、1055、1056、1057、1058、1059、1060、1061、1062、1063、1064、1065、1066、1067、1068、1069、1070、1071、1072、1073、1074、1075、1076、1077、1078、1079、1080、1081、1082、1083、1084、1085、1086、1087、1088、1089、1090、1091、1092、1093、1094、1095、1096、1097、1098、1099、1100、1101、1102、1103、1104、1105、1106、1107、1108、1109、1110、1111、1112、1113、1114、1115、1116、1117、1118、1119、1120、1121、1122、1123、1124、1125、1126、1127、1128、1129、1130、1131、1132、1133、1134、1135、1136、1137、1138、1139、1140、1141、1142、1143、1144、1145、1146、1147、1148、1149、1150、1151、1152、1153、1154、1155、1156、1157、1158、1159、1160、1161、1162、1163、1164、1165、1166、1167、1168、1169、1170、1171、1172、1173、1174、1175、1176、1177、1178、1179、1180、1181、1182、1183、1184、1185、1186、1187、1188、1189、1190、1191、1192、1193、1194、1195、1196、1197、1198、1199、1200、1201、1202、1203、1204、1205、1206、1207、1208、1209、1210、1211、1212、1213、1214、1215、1216、1217、1218、1219、1220、1221、1222、1223、1224、1225、1226、1227、1228、1229、1230、1231、1232、1233、1234、1235、1236、1237、1238、1239、1240、1241、1242、1243、1244、1245、1246、1247、1248、1249、1250、1251、1252、1253、1254、1255、1256、1257、1258、1259、1260、1261、1262、1263、1264、1265、1266、1267、1268、1269、1270、1271、1272、1273、1274、1275、1276、1277、1278、1279、1280、1281、1282、1283、1284、1285、1286、1287、1288、1289、1290、1291、1292、1293、1294、1295、1296、1297、1298、1299、1300、1301、1302、1303、1304、1305、1306、1307、1308、1309、1310、1311、1312、1313、1314、1315、1316、1317、1318、1319、1320、1321、1322、1323、1324、1325、1326、1327、1328、1329、1330、1331、1332、1333、1334、1335、1336、1337、1338、1339、1340、1341、1342、1343、1344、1345、1346、1347、1348、1349、1350、1351、1352、1353、1354、1355、1356、1357、1358、1359、1360、1361、1362、1363、1364、1365、1366、1367、1368、1369、1370、1371、1372、1373、1374、1375、1376、1377、1378、1379、1380、1381、1382、1383、1384、1385、1386、1387、1388、1389、1390、1391、1392、1393、1394、1395、1396、1397、1398、1399、1400、1401、1402、1403、1404、1405、1406、1407、1408、1409、1410、1411、1412、1413、1414、1415、1416、1417、1418、1419、1420、1421、1422、1423、1424、1425、1426、1427、1428、1429、1430、1431、1432、1433、1434、1435、1436、1437、1438、1439、1440、1441、1442、1443、1444、1445、1446、1447、1448、1449、1450、1451、1452、1453、1454、1455、1456、1457、1458、1459、1460、1461、1462、1463、1464、1465、1466、1467、1468、1469、1470、1471、1472、1473、1474、1475、1476、1477、1478、1479、1480、1481、1482、1483、1484、1485、1486、1487、1488、1489、1490、1491、1492、1493、1494、1495、1496、1497、1498、1499、1500、1501、1502、1503、1504、1505、1506、1507、1508、1509、1510、1511、1512、1513、1514、1515、1516、1517、1518、1519、1520、1521、1522、1523、1524、1525、1526、1527、1528、1529、1530、1531、1532、1533、1534、1535、1536、1537、1538、1539、1540、1541、1542、1543、1544、1545、1546、1547、1548、1549、1550、1551、1552、1553、1554、1555、1556、1557、1558、1559、1560、1561、1562、1563、1564、1565、1566、1567、1568、1569、1570、1571、1572、1573、1574、1575、1576、1577、1578、1579、1580、1581、1582、1583、1584、1585、1586、1587、1588、1589、1590、1591、1592、1593、1594、1595、1596、1597、1598、1599、1600、1601、1602、1603、1604、1605、1606、1607、1608、1609、1610、1611、1612、1613、1614、1615、1616、1617、1618、1619、1620、1621、1622、1623、1624、1625、1626、1627、1628、1629、1630、1631、1632、1633、1634、1635、1636、1637、1638、1639、1640、1641、1642、1643、1644、1645、1646、1647、1648、1649、1650、1651、1652、1653、1654、1655、1656、1657、1658、1659、1660、1661、1662、1663、1664、1665、1666、1667、1668、1669、1670、1671、1672、1673、1674、1675、1676、1677、1678、1679、1680、1681、1682、1683、1684、1685、1686、1687、1688、1689、1690、1691、1692、1693、1694、1695、1696、1697、1698、1699、1700、1701、1702、1703、1704、1705、1706、1707、1708、1709、1710、1711、1712、1713、1714、1715、1716、1717、1718、1719、1720、1721、1722、1723、1724、1725、1726、1727、1728、1729、1730、1731、1732、1733、1734、1735、1736、1737、1738、1739、1740、1741、1742、1743、1744、1745、1746、1747、1748、1749、1750、1751、1752、1753、1754、1755、1756、1757、1758、1759、1760、1761、1762、1763、1764、1765、1766、1767、1768、1769、1770、1771、1772、1773、1774、1775、1776、1777、1778、1779、1780、1781、1782、1783、1784、1785、1786、1787、1788、1789、1790、1791、1792、1793、1794、1795、1796、1797、1798、1799、1800、1801、1802、1803、1804、1805、1806、1807、1808、1809、1810、1811、1812、1813、1814、1815、1816、1817、1818、1819、1820、1821、1822、1823、1824、1825、1826、1827、1828、1829、1830、1831、1832、1833、1834、1835、1836、1837、1838、1839、1840、1841、1842、1843、1844、1845、1846、1847、1848、1849、1850、1851、1852、1853、1854、1855、1856、1857、1858、1859、1860、1861、1862、1863、1864、1865、1866、1867、1868、1869、1870、1871、1872、1873、1874、1875、1876、1877、1878、1879、1880、1881、1882、1883、1884、1885、1886、1887、1888、1889、1890、1891、1892、1893、1894、1895、1896、1897、1898、1899、1900、1901、1902、1903、1904、1905、1906、1907、1908、1909、1910、1911、1912、1913、1914、1915、1916、1917、1918、1919、1920、1921、1922、1923、1924、1925、1926、1927、1928、1929、1930、1931、1932、1933、1934、1935、1936、1937、1938、1939、1940、1941、1942、1943、1944、1945、1946、1947、1948、1949、1950、1951、1952、1953、1954、1955、1956、1957、1958、1959、1960、1961、1962、1963、1964、1965、1966、1967、1968、1969、1970、1971、1972、1973、1974、1975、1976、1977、1978、1979、1980、1981、1982、1983、1984、1985、1986、1987、1988、1989、1990、1991、1992、1993、1994、1995、1996、1997、1998、1999、2000、2001、2002、2003、2004、2005、2006、2007、2008、2009、2010、2011、2012、2013、2014、2015、2016、2017、2018、2019、2020、2021、2022、2023、2024、2025、2026、2027、2028、2029、2030、2031、2032、2033、2034、2035、2036、2037、2038、2039、2040、2041、2042、2043、2044、2045、2046、2047、2048、2049、2050、2051、2052、2053、2054、2055、2056、2057、2058、2059、2060、2061、2062、2063、2064、2065、2066、2067、2068、2069、2070、2071、2072、2073、2074、2075、2076、2077、2078、2079、2080、2081、2082、2083、2084、2085、2086、2087、2088、2089、2090、2091、2092、2093、2094、2095、2096、2097、2098、2099、2100、2101、2102、2103、2104、2105、2106、2107、2108、2109、2110、2111、2112、2113、2114、2115、2116、2117、2118、2119、2120、2121、2122、2123、2124、2125、2126、2127、2128、2129、2130、2131、2132、2133、2134、2135、2136、2137、2138、2139、2140、2141、2142、2143、2144、2145、2146、2147、2148、2149、2150、2151、2152、2153、2154、2155、2156、2157、2158、2159、2160、2161、2162、2163、2164、2165、2166、2167、2168、2169、2170、2171、2172、2173、2174、2175、2176、2177、2178、2179、2180、2181、2182、2183、2184、2185、2186、2187、2188、2189、2190、2191、2192、2193、2194、2195、2196、2197、2198、2199、2200、2201、2202、2203、2204、2205、2206、2207、2208、2209、2210、2211、2212、2213、2214、2215、2216、2217、2218、2219、2220、2221、2222、2223、2224、2225、2226、2227、2228、2229、2230、2231、2232、2233、2234、2235、2236、2237、2238、2239、2240、2241、2242、2243、2244、2245、2246、2247、2248、2249、2250、2251、2252、2253、2254、2255、2256、2257、2258、2259、2260、2261、2262、2263、2264、2265、2266、2267、2268、2269、2270、2271、2272、2273、2274、2275、2276、2277、2278、2279、2280、2281、2282、2283、2284、2285、2286、2287、2288、2289、2290、2291、2292、2293、2294、2295、2296、2297、2298、2299、2300、2301、2302、2303、2304、2305、2306、2307、2308、2309、2310、2311、2312、2313、2314、2315

○伊藤(惣)委員 あなた、先ほどは補給部隊だと言いましたけれども、そうじゃないじゃないですか。いいですか。戦略部隊と言いましたね。これをもう少し正確に言いますと、四二五二戦略部隊です。それから四七五戦術戦闘連隊というの、これはつい最近三沢にいた部隊であります。またその前は三七五戦術戦闘部隊、これは第五空軍が誇る核装備の部隊であります。その飛行機は皆さん御存じのようにF105サンダーチーフ、さらにF4Cファントム、そしてまたその装備できる武器は何か。一つは核ファルコン、核ブルバップ、核スパーロー、こういうものを装備する部隊じゃありませんか。しかも四二五二部隊というものの分遣隊が横田にある。すなわち、極東における戦略空軍は沖縄だけでなく、この日本本土も拠点として、現在でもなお戦略空軍の飛行を続けているのであります。これは二、三年前のことでございますが、横田基地にB52戦略爆撃機が来て問題になりました。故障のために飛びおきたということでございますが、そうじゃない。そういう分遣隊が所属しております。点検整備のために着陸しているわけであり

ます。もう少し申し上げますと、この戦略空軍、略称SACといいますが、これは米本土のネブラスカ州オフアット基地を本拠にしております。そして核兵器による大量報復部隊、ICBM大陸間弾道弾とB52戦闘機部隊、これが米軍の戦略上の抑止戦略部隊である、その中核だといわれております。こういった部隊の分遣隊が横田にあるのであります。

先ほど写真を示しまして、私はその答弁を求めているわけですが、状況証拠を提出しました。さらに詳しい資料がたくさんございます。この点について政府側で答弁があればいいのだと思います。

○久保政府委員 SACの部隊はナンバーが違っておりましても、これが核装備をしたものをこちらに持つてくるというたてまえのものではないと存じております。したがって、過去にお

いてF4の部隊があり、それがまた核装備をする航空機であることは確かでありましても、本土において核装備をするというものではおそろくありません。したがって、それもありま

せんし、現在のところはいろんな各部隊の連絡班を中心とし、それから偵察と気象関係、その他は輸送関係が中心になっている基地であるというこ

とは間違いないと思っております。

○伊藤(惣)委員 シンボル4について説明していただきたい。

○久保政府委員 いま御提示になりました4、C15という数字が出ておりますけれども、このシンボルについて私どもは資料を持っておりません。

○伊藤(惣)委員 総理、どうしますか。——それは、横田に行つてくるまで待ちましょ。調査をして答弁していただきたいのであります。これはきわめて重大なことでありま

す。

○伊藤(惣)委員 じゃ、申し上げますが、私がいま示しましたこの問題については、専門家であれ

ばわかるのです。いいですか。それを、先ほどからの答弁にもありますように、写真を見てすぐわ

かっても、わからないと言ふ、そういう政府の姿勢、そして、大きな声を出せば、確かにそれはメースBの一方所であるなんて、時間があればと——いままで核の問題については同僚委員から

もたくさん指摘があるのです。したがって、ここ

でまたいろいろ問題がございまして、だけれども、総理、ただ、声を大きくしてあんまりおどかさ

すんじゃないぞと先ほどおっしゃいましたけれども、そんなつもりで言っているんじゃないんです。いいですか。いろいろありますけれども、やはり刑法の問題もある。それからまた、日米関係も考えなきゃならぬ。私は、この質問をするときに真剣に考えました。このことを明らかにして、日米関係はどうなるだろうか、このことを通してわが国の利益がどうなるだろうか、真剣に考えました。しかしながら、核をめぐる論議というもの、常に抽象的であり、不誠意な政府の答弁ばかりであります。しかも、岩国の基地にいたしましても、あのよう

ういう形の魚雷であるとかいう説明が正式に回答があつたわけでありまして、御質問の点もわかりますが、同時にまた、正確なる御回答をする用意をいたしたいと思ひます。

○伊藤委員 それでは、調査の結果、報告をしていただくことを約束して、質問を留保してやめます。

総理、その実態が明らかになったときには、どういふ姿勢で臨まれるのか、最後に御答弁願つて質問をやめたいと思ひます。

○佐藤内閣総理大臣 先ほど答えましたから、速記録をよくお調べ願ひたい。

○床次委員長 引き続き二見伸明君の質問を続行していただきます。

○二見委員 軍用地の問題をお尋ねしましたけれども、今度は裁判の効力の問題について、三お尋ねをしたいと思ひます。

これは午前中久保委員のほうがいぶおやりになりましたので、重複しないように質問いたしますけれども、重複する点がありましたら、その点は御容赦いただきたいと思ひます。

最初に、法制局長官、またも御足労をわずらわして申しわけないのですが、沖繩の復帰に伴う特別措置に関する法律案の二十八条の七項「民政府の裁判所が裁判権を有していた刑事に関する事件（民政府の裁判所の最終裁判があつた事件を除く。）についてこの法律の施行前にされた手続は、この法律の施行後は、事件の受理を除き、その効力を有しない。これはどういふふうに解釈されればよろしいのでしょうか。

○辻政府委員 特別措置法案二十八条七項でございしますが、これは「民政府の裁判所が裁判権を有していた刑事に関する事件についてこの法律の施行前にされた手続は、この法律の施行後は、事件の受理を除き、その効力を有しない。」ということでごさいます、特にこの条文でカッコ内で「民政府の裁判所の最終裁判のあつた事件を除く。」といふおきから、この復帰の際に民政府の裁判所に係属しておる事件でこの法律の施行前に

なされた手続につきましては、この民政府の裁判所に係属しておる、民政府の裁判所に受理されているという意味の事件の係属という効力を認めまして、その民政府の裁判所で復帰の前に行なわれた手続については、その効果を認めないという趣旨でございします。

○二見委員 たとえば民政府の裁判で判決が確定した段階でちよつとお尋ねをしますけれども、復帰前に死刑の判決が確定した場合には、本土復帰後、この死刑についてはこれはどういふことになるのか。日本政府としてはただ単に死刑を執行するだけになるのでしょうか。その点はいかがでしよう。これは法務大臣。

○辻政府委員 こまかい点でございしますから私から答弁いたします。

実例をいたしまして、民政府の裁判所で死刑の裁判が確定しておる——があつたということとはございせんけれども、一つの仮定論として申し上げます、民政府の裁判所の復帰前における確定裁判、これにつきましては、民政府の確定裁判としての効力を、復帰後日本として認めるわけでございます。

○二見委員 いいですか。いまの答弁は非常に重要なことです。私がたとえ死刑という例示をいたしましたけれども、たとえば復帰前に死刑の判決が確定した場合には、復帰後、日本政府は死刑にするわけですね。そういうことになりますね。

○辻政府委員 確定裁判としての効力を認めるということでございしますけれども、それを、あくまで理屈の問題でございしますが、その確定裁判を日本側が執行するという段階におきまして、日本政府としてこれについての再審であるとかあるいは恩赦の措置をとり得るということとは別途あるわけでございます。

○二見委員 私は恩赦の話を知っているのじゃないのです。死刑の判決が確定すれば、本土復帰後、この法律のたてまえからいけば、それは日本は死刑の執行をすることになるのでしょうかというのです。

○辻政府委員 確定裁判の効力を認めるわけでございますから、執行する場合もございします。また再審をする場合もございします。

○二見委員 いいですか。再審の話をしているのじゃないのです。いろいろとこまかさなくてもいいのです。あなた、正式にいえばこれは死刑の判決が確定されれば、本土復帰後それは死刑になるのです。だけれども、死刑になると、そういうふうな言つたのじゃ困るので、恩赦がありましかんとか言つて逃げを打っているけれども、現実的には死刑になるのでしょうか。

じゃ、あなたの言ひ分では、そういう場合もあるということになりますね。いずれにしてもそのなるのでしょうか。

○辻政府委員 民政府の裁判所が死刑の判決を言い渡してそれが確定したという場合には、復帰後日本政府がいたしまして、民政府の死刑の判決が確定したという事実を認めるわけでございます。

○二見委員 だから、死刑にするわけじゃありませんか。死刑にするわけでしょう。

ところで、お尋ねいたしますけれども、また先ほどに戻りますけれども、憲法三十一条の「何人も、法律の定める手続によらなければ、その生命若しくは自由を奪はれ、又はその他の刑罰を科せられない。」という、この条文の「法律」というのは、これは日本の国会で制定した法律のみをいうのでしょうか、それとも、たとえば布令であるとか立法院の立法だとかいうところ、それも三十一条でいう法律ということになるのでしょうか。いかがでしようか。

○辻政府委員 憲法三十一条にございします法律は日本の法律でございします。

○二見委員 沖繩復帰後、沖繩の県民はこの三十一条というものを一〇〇%適用されるのでしょうか、それとも一〇〇%適用は無理なんではないでしょうか。いかがでしようか。

○辻政府委員 復帰後におきましては憲法の適用を当然全面的に受けるわけでございます。

○二見委員 ところで、憲法三十二条に、これは裁判を受ける権利ですね、「何人も、裁判所において裁判を受ける権利を奪はれない。」という、この規定にある「裁判所」というのは、これは憲法七十六条に規定されたいわゆる裁判所なんではないでしょうか、それともいわゆる米民政府の裁判所もこの中に入るのでしょうか。いかがでしようか。

○辻政府委員 憲法三十二条にいいます裁判所は、この憲法で書いてある裁判所を意味すると解します。

○二見委員 ところで憲法三十二条は、復帰後沖繩の方々に一〇〇%適用されるのでしょうか。これはいかがでしようか。

○辻政府委員 ただいまの御質問の点は、復帰前に確定いたしました琉球政府の裁判所の確定裁判であるとか、非常に数は少のうございしますが、米国民政府の確定裁判を復帰後に執行いたします場合に、この憲法三十二条の裁判を受ける権利という保障、これに抵触するのではないかと御質問であらうと存じます。

この点につきましては、今回の沖繩の復帰というものが憲法的にどうなるかという問題であらうと思ひます。ございしますけれども、憲法がこの復帰とともに新しく沖繩に適用されるわけでございます。そういういたしますと、この復帰前の沖繩というのは、ちよつと、たとえが多少違ふかもしれませんが、現在の新憲法、現行憲法が施行される前の旧憲法当時の日本の状態と憲法の適用という関係においては相似ておるわけでございます。ところで本土の場合に、現行の憲法が施行されました場合に旧憲法当時確定いたしました裁判、その裁判の中には新しい現行憲法が認めていない軍法會議その他の裁判もあつたわけでございますけれども、そういう裁判を含めまして、旧憲法当時の裁判につきましても新憲法後これを執行してございまして、これは憲法の九十八条の第一項でございしますが、「この憲法は、國の最高法規であつて、その條規に反する法律、命令、詔勅及び國務

によらなければ、その生命は奪われないのです。法律の定める手続によらなければ命は奪われないとされているのです。先ほど法律は何かと聞いたら、国会でつくられた法律だということです。米民政府でつくった法律じゃない。この日本の国の国会でつくった法律によって生命もしくは自由を奪われる——生命は奪われるのです。米民政府の、向こうの法律で奪われるのじゃないです。本土復帰というときは、もうそのときから日本の憲法下に入ることでしょう。ではこれは、その人だけが憲法下に入らないということですか。法務大臣、どうなんですか、いまの答弁は。○前尾国務大臣 この特別の法律によりまして前の裁判を引き継ぐということは、結局において、その裁判が国内法で行なわれた裁判と同様に考えるべきだ、こういうことだと思ひます。したがって、裁判なしに死刑になるといふ問題ではないと思ひます。

○二見委員 要するに、この特別措置法をつくるんだ、だからこれが言ふなれば法律の定めるものなんだ、この法律に当たるといふ、こういう、言ふなれば強引なやり方でしょう。——そうでしょう。向こうの裁判というものを認めた上で、向こうの法律をそのままこちらに、その法体系そのものをこちらに持つてこようというやり方でしょう。どうなんですか、法務大臣。

○前尾国務大臣 法体系を持つてくるというのはなしに、すでにその以前の法体系によって行なわれた裁判をそのまま国内の裁判をしたものと認めていこうということだと思ひます。

○二見委員 そこに問題があるのじゃないですか。ではもう一つ聞きますよ。私が公用地の暫定法案のときに、一番最初にお尋ねしたときに、政府の内部では、向こうでいままですでに賃借関係やその他があるのだから、向こうの法体系をそのまま持つてきたらどうか、向こうのやつっている布告ですか、布令ですか、それを持つてきたらどうかという意見も聞いているけれどもどうだと言った

ら、それはアメリカの法体系で日本の憲法下の法体系ではない、アメリカの法体系だからだめだと言ったのです。いいですか、公用地についてはそういうやり方はできないと防衛庁長官は言ったのです。ところが、この刑事の問題に関しては、アメリカのその布告、沖繩のそのものをこちらに持つてくる。それも、持つてきたことによつて沖繩県民がプラスになるのはいいですよ。プラスになるのもまで持つてきちゃいかぬと言ふのじゃないのです。命を奪われる、あるいは懲役十年とか十五年の刑が科せられる。いわば人権を侵害するのではありません。そういうものを持つてくるというのはどういうわけなんですか。まず、土地についてはそういうことはできない、こつちについてできる、その矛盾はどういうふうに釈明してくれるのでしょうか。

○前尾国務大臣 いかなる場合にも、刑事問題はそのときの法律によつて罰せられるということでありまして、したがって、復帰前の状態において行なわれたということでありまして、それはそれとして認めて、そうしてその後において、手続法におきまして、ただいま申しましたような再審の制度あるいは恩赦の制度、そういうものを活用していくべきだ、それがむしろはつきり法秩序を守つていく上に混乱がない、こういうふうな考えをおるわけですか。私は憲法違反だとは考えておりません。

○二見委員 私ちよつと確認したいのですけれども、再審の道を開いているというのですけれども、裁判の判決が確定したものについて、再審の道はどこで開いておられますか、法律の上では。

○辻政府委員 特別措置法案の第二十七条でございます。

○二見委員 第二十七条のどこですか。

○辻政府委員 第二十七条の第一項でございます。少し長くなりますけれども読んでみますが、「刑事訴訟法、少年法、監獄法、犯罪者予防更生法その他の政令で定める刑事に関する法律及びこれらに基づく命令並びに刑事に関する最高裁判所

規則のうち最高裁判所規則で定めるもの（以下この節において「本土の刑事関係法令」という。）の規定（刑罰に関する規定を除く。）は、この法律の施行前に沖繩において生じた事項についても適用する。」ということ、その次に「この場合において、この法律の施行の際沖繩に適用されていた刑事に関する法令（以下この節において「沖繩の刑事関係法令」という。）の規定に関する事項で本土の刑事関係法令にその規定に相当する規定のあるものは、当該本土の刑事関係法令の規定に関する事項と、沖繩の刑事関係法令の規定によつて生じた効力は、本土の刑事関係法令上の相当の効力とみなす。」ということ、復帰前に沖繩で確定いたしました裁判は本土の確定裁判とみなしておきまして、そういたしまして、先ほどの読み上げましたように、刑事訴訟法の規定を適用するということでございますから、本土の確定裁判と同じ効力を持つて、そして本土の刑事訴訟法が適用されるということになりますと、本土の刑事訴訟法の再審の規定の適用があるということでございます。

○二見委員 二十八条の七項「民政府の裁判所が裁判権を有していた刑事に関する事件（民政府の裁判所の最終裁判があつた事件を除く。）」このところ、民政府の裁判所の最終判決があつた事件については、これはそのものについては効力がもうあるのではありません。再審の道は閉ざされているのでしよう。民政府の裁判所の最終判決があつた、判決の確定が行なわれた、死刑だとか十年だとか十五年だとか確定されたものについても再審の道を開いているのですか、この文章は。そうじゃないですよ、この文章は。

○辻政府委員 ただいま御指摘の、この特別措置法案の二十八条七項でございますが、これは特にカッコ内で「民政府の裁判所の最終裁判があつた事件を除く。」ということ、復帰の際に最終裁判でない事件、現在係属中の事件をいうわけでございます。それについては、現在裁判所に係属している事件については、係属しておるというだけ

の効果を認めますというのがこの七項でございます。すでに確定しております事件の裁判の効力については、先ほど私が読み上げた第二十七条一項の適用がある、こういう趣旨でございます。

○二見委員 私は、いわば本土に復帰した段階で、米民政府下に置かれた裁判所のものを認めるということ自体にも——要するに、再審の道を開くということ、すでにそこで確定された刑については認めるということですね。これ自体についても疑義があるわけでしょう。これは午前中たしかこの質疑は行なわれているはずですが。これについても疑義があるはずですが。しかし、再審の道を開いてはいるけれども、実質的には、たとえば民政府の裁判所の最終判決が確定した段階ではそのとおり執行するわけでしょう。そのこと自体がいいかどうかということなんです。そういう規定を設けているこの法律案というものが認められるものかどうかということなんです。それはどうなんですか。

○前尾国務大臣 ただいまお話しした点は、要するにこの法律が憲法違反であるかどうかということだと思ふのであります。それは、九十八条については、ただいまの説明いたしましたように、国内法の憲法から考えましても、条規を逸脱したものではないものを採用することについては、要するに九十八条には触れないんだ、われわれはそういう見解をとつておるわけでありまして、そういう点で、憲法違反ではない、かように考えておるわけでありまして。

○二見委員 法務大臣、沖繩の、たとえば米民政府のもとで行なわれた裁判がどのように悲惨なものであるか、どのようなふうな人々からこゝで論議されております。日本のわれわれが考えているほど向こうでは——われわれが本土において基本的人権を享受しているのに、沖繩の方々は、二十六年間われわれと同じ条件で同じ内容の人権を保障されて、基本的人権というものが擁護

されてきたのか。これはもうそうでないという実例がたぐさんあるわけでしょう。それも結論は、大統領行政命令ですか、そういう体系下の中で全部行なわれてきたわけでしょう。その実態も一つは知っていた方がいいことだと思います。

それから、時間があるまいので、少しはしりませうけれども、この特措法二十五条から三十三条、これは私たちがもう違憲きわまりないものだという断定を下します。これははっきり言って、こういうやり方というのは憲法違反です。しかし、あなた方が憲法違反ではないというならば、一体憲法上どの条文に当たるのか。これもまず明らかにしていただきたい。憲法上どういふ根拠を持ってゐるのか。法務大臣、憲法上どこに根拠を持っているのですか、こういうやり方が。

○前尾国務大臣 従来行なわれておる裁判が、まあいろいろ感情的から言ひましてもあるいは実態においても、沖縄県民としては耐えがたいものであったらうとわれわれも推察いたします。でありますから、早く復帰をして、われわれの従来の国内と同様なことをやっていきたい、そういうふうにして考えておるわけでありませう。

また、たゞいま憲法違反だというふうに断定をされるのでありますが、たゞいま申し上げましたように、われわれは九十八条にも違反していません。十四条にも違反していません。したがって、憲法違反ではない。かように考えておるわけでありませうし、また、沖縄の法秩序を円滑に移行しますために、やはりこういう措置でいくべきだ、かように考えておるわけでありませう。

○二見委員 いまの大臣の答弁の中で、一つ重要な問題があると思うのです。九十八条の問題で、九十八条の一項「この憲法は、國の最高法規であつて、その條規に反する法律、命令、詔勅及び國務に關するその他の行爲の全部又は一部は、その效力を有しない。」あなたはこれに違反しないと、こうおっしゃいました。しかし、その前に、沖縄の方々が向こうで受けたのは非常に耐えがたいものだったと言っています。実態的にも内容的にも

耐えがたいものと言つた。要するに耐えがたいものだということ、その耐えがたいものを持つてくるといふことが、その條規に反しない法律になるんですか。あなたは、米軍支配下における沖縄の受けた処置というのはたいへんなものだといふ、あなたはそれを認められてゐる。しかし、なおかつ九十八条違反ではないと言つてゐる。そういう矛盾した答弁といふのはあるんですか。あのときも、米民政府における法律その他すべて、これはもう日本と、本土とまるっきり同じだ、むしろ何もない、だから、この條規に反する法律、命令ではない、こういうふうにおっしゃるならいいですよ。あなたそう言つてないものは、私は何ら條規に反してゐるものとは考えておりません。ただ、いろいろ感情的に、あるいは具体的な事例で、いろいろあるように伺つておりますが、條規として、また法律制度として、私は憲法違反といふふうには考えていないわけでありませう。

○二見委員 もう一点。もう一度むしろ返すようにお尋ねしますけれども、あなたは全然問題ないとおっしゃつてゐるんです。ところで、さっきのどなたかの答弁の中に、憲法が予想してゐなかつたんだという答弁がありましたね。大臣もこの点は認めますか。今回のこのやり方は憲法が予想してゐなかつたんだという……

○前尾国務大臣 予想——そういうような、まあ施政権が返還されるという事態は想像してゐなかつたではありません。しかし、旧憲法から新憲法に移り変わる際の経過の場合、事情は非常に同じような形態をしてゐるので、たゞいまそういうような説明をしたんだと思ひます。

○二見委員 これは私の聞き間違ひだったらいへん申しわけないのですけれども、午前中の質疑の中で、久保委員が質疑された中で、なぜ日本の刑法でやらないんだ、やり直したいことばはいのかどうかかわかりませぬけれども、沖縄で行なわれた裁判を、日本に復帰するなら、日本の憲法

体系のもとでもう一度やり直したらどうだといふような内容の御質問があつたように私記憶いたします。そのときには、大臣は七十万ぐらいあるんでできないんだといふような御答弁があつたように記憶してゐますけれども、その点はいかがでしうか。

○前尾国務大臣 事実上できないといふことは申しましたが、それよりはやはり法秩序の維持の面から考えますと、ここで全部むしろ返しをやるというふうなことは、逆に非常に法的に法秩序の混乱を起す。むしろその点が奄美大島、その他の場合と非常に違ひ、かように申ししたわけですね。

○二見委員 こういうやり方というのは、たとえば本土復帰をした。しかし、本土復帰をしたけれども、沖縄の県民は——総理大臣、ちよつといままでの論議からいろいろ総理大臣の御意見、御感想をいただきたいと思ひますけれども、言へなれば、たとえば死刑の話に戻りますけれども、そういう処置を受けていながら本土に來て、この法律のたてまえからいけば死刑を執行されるというふうな返還のやり方というものは、しかも刑事問題についてはまるっきり向こうの法律をそのまゝ持つてきて、しかも刑事事件というのは非常に人権にかかわる問題ですね。懲役になったり死刑になったりするのですからね。それを日本の法体系に入れる場合、たとえばこれはことばが適切かどうかかわかりませぬけれども、もう一度日本の法律として見直すというのがむしろ沖縄県民の人権を守るというのか、そういう点からいつても適切な行為じゃないか、その点はどうですか。この規定は明らかに沖縄という特殊事情——特殊事情といふことでございませうけれども、特殊事情といふことを理由にした不当なやり方じゃないかとわれわれ考えてゐるのです。総理大臣はそれでも、いやこれは非常にいい、けっこうなやり方だ、こういうふうにはやはりいまでもお感じになつておりますか。

○前尾国務大臣 施政権の返還といふ非常な特殊事情からいひまして、またあるいは、要するに復帰前の施政権をゆだねたという点において沖縄県民が非常に困りになつたといふことについては、われわれ同情もし、またそれなるがゆゑに復帰を急いでおるわけでありませうが、復帰を円滑にやるという面から考えますとやむを得ない措置であらうと思ひますし、また施政権が返還された後に、先ほど申ししておりますような再審の制度あるいは復権の恩赦法の制度、そういうものを活用して、ほんとうにできるだけの努力をした、かように考えておるわけでありませう。

○二見委員 要するに、これは恩赦とかいふそういう事後的な、何とか技術的な方法論で済まされる問題じゃないのです。そういうやり方が憲法の精神に合致するかどうかという憲法に対する解釈と認識の問題に関するのです。これは、恩赦があるからいいんだ——たとえば死刑の判決を受けた。しかし、復帰後沖縄恩赦でもって罪一等を減するなんていう、だから死刑にはなりませぬよなんていう、そういう筋合いのものじゃないのです。こういうやり方で人権を侵害するといふことが、憲法の三十一條や三十二條に照らしてまじりつけないの正当といえるのかどうかといふ認識の問題なんです。これは、あなたはすりかえよう、すりかえようといふ感じが、じゃ、総理大臣、これはどうお考えになりますか。

○佐藤内閣総理大臣 どうも私、法律論は苦手よくわかりませぬが、しかし、いまのをこう考へてみて、民政府で、その裁判で死刑の判決を受けた、それが確定した、まあ日本に復帰してきたら、いまのような議論だが、もし復帰しなかつたら一体どうなるか。それはおそらく民政府の裁判がそのまま執行されるんじゃないかと思ひます。そうすると、今度は日本に復帰した、そうすると、これはそのまま死刑が執行されるか、もう一つは、先ほど言ひました再審の規定、日本の手続による再審の恩赦といふか、そういうことができるかどうか。こういう問題じゃないだろうかと思ひます。

私どうもしろろとよくわからないですが、

復帰してきたら民政府の裁判が確定していてもそれに対する救済方法はあるんだ、もし復帰しなかったらその救済方法はないんだ、こういうふう

に感じますが、間違いないでしょうか。

○二見委員 間違いないでしょうかと云うて、私のほうが答弁を求められるとは、私もこれこそほんとうに予想をせざる事態でございまして、驚いておりますけれども、総理大臣の御認識は、私ははっきりいって間違いないと思ひます。

この論議、私さらに続けたいのですけれども、私のあとにまだ社会党の山口委員の質問もござい

ますので、このあとまた別のときにこの問題、さらに沖繩の開港の問題については質疑をさせていただきますかと思ひまして、今日は、これで私終わりたいと思ひます。

要求しておきながら、山中総務長官その他の方

方に、とんだ御足労をかけましたけれども、あしからず御了解のほどをお願いいたします。

○床次委員長 山口鶴男君。——山口君、ひとつ質問をお願いします。

○山口(鶴)委員 要求大臣が一人お見えにならぬ方がありますし、また歴史的な沖繩返還に伴うところの国内法の審議、きわめて重要な審議であるというのにかかわらず、与党席が過半数を割っており、こういう状況で質問しろといつても無理じゃありませんか。

○床次委員長 与党の委員はすぐいゝ出席方を督励しておりますから、御了承いただきたいと思ひます。——山口君ひとつ質疑を……。山口鶴男君。

○山口(鶴)委員 要求大臣がおそろいにならない、また与党側の退席が非常に多いということ、貴重な時間を空費したことを非常に残念に思ひます。わが党の理事からの御指示もありますから質問をいたします。

私も、数回沖繩に参りまして、沖繩現地の方々といろいろ話し合ひをする機会を持ちました。そこで、琉球処分ということばをしばしば聞いたのであります。ちょうど衆議院の沖繩返還協定特別

委員会におきまして、きわめて不当な暴挙が行なわれまして直後、屋良琉球政府主席が参りまして、この建議書を持参をいたしました。政府並びに私ももいたいたわけでありまして、沖繩の心を政府並びに国会に訴えようとなされた。そこで、先ほどわが党の久保委員からもお尋ねがあつたわけでありまして、この建議書を見ますと、具体的事項を明確にするしてあるのであります。

自衛隊の沖繩配備は反対である。軍用公用地使用法案については反対であり、再考を求める。防衛関係特別措置法案については不満であり容認できない。

開港三法につきましては、具体的な問題点をあげて自治権の尊重その他を要望いたしてあります。

先ほど来二見委員が質疑をされました裁判権、効力の問題につきましては、刑事裁判については審美方式を踏襲してもらいたい、こういう要求を出してあります。

また、厚生、労働関係につきましても、年金等具体的な事例をあげまして、具体的な要求をされております。

教育、文化につきましても、教育委員会制度、これはむしろ本土を沖繩並みにせよ、こういう要求をいたしてあります。地公法、教特法、これらにつきましても、特別措置を講ずることを要求をいたしてあります。教育の中立性確保法案につきましても、適用するなということ具体的に要求しておられます。

税制、財政、金融の問題につきましては、住民税あるいは自動車重量税、これらの具体的な問題をあげて要求をいたしてあります。また一ドル三百六十円によつて切りかえろという具体的な諸問題を列記をしておられます。

これらの建議書を拝見いたしますと、明確に反対である、再考すべきである、こういうことをいつておられる項目が数々あるわけですね。こういった沖繩の要求といふか、沖繩の願ひといふものをこの際総理はどうされるおつもりでありますか。

また、冒頭申し上げたような琉球処分ということばを思い出すのであります。歴史的に振り返つてみますと、第一次琉球処分、一六〇九年、慶長十四年だそうでありまして、島津藩主家が樺山久高を総大将として、兵三千、船百隻でもつて当時の琉球に進攻いたしました。ついに首里城は落城をいたしましたという歴史があるものであります。そして、その後この琉球、沖繩をどう扱つたか。当然薩摩に対して貢租を強要いたしました。しかるに、一方におきましては、当初は明らかだったように、その後清にかつたようでありましたが、中国からの冊封使が琉球に来島することを認める。いわばこの琉球は、一方は薩摩に属する、一方は中国に属する、こういった両属というような状態を薩摩は琉球にいたわけでありまして、これは当然、中国貿易を独占することによつて利益を得ようとした、そういうことがその理由だったろうと思ひますが、薩摩藩はこのようにして、この琉球に対して、わが国の他の領土には見

ますか。いま私どもは具体的にこの国内法審議をいたしているわけでありまして、われわれが審議をいたします対象の国内法について、明確な意思表示がある。こういう段階で、私は政府としてこの琉球政府の建議書に対して明確な意思表示をされるのが至当ではないかと思うのですが、その点ひとつ総理から明確にお答えをいただきたいと思ひます。

○佐藤内閣総理大臣 屋良主席の持つてこられた建議書、これはただいま言われるように、いろいろ私どもの考え方との間にずいぶん開きがありまして、この建議書の中身について、心情的に私もわからぬではないが、さういふものもあるわけでありまして、ただいま用意をして皆さん方に御審議をいたしておるこの案が、ただいまの段階では政府のとり得る案だ、かように考えておりますので、どうかただいまの建議は建議、御審議は御審議としてお進めをお願いしたいと思います。

○山口(鶴)委員 たいへん残念な御答弁であります。そこで私は、冒頭申し上げたような琉球処分ということばを思い出すのであります。歴史的に振り返つてみますと、第一次琉球処分、一六〇九年、慶長十四年だそうでありまして、島津藩主家が樺山久高を総大将として、兵三千、船百隻でもつて当時の琉球に進攻いたしました。ついに首里城は落城をいたしましたという歴史があるものであります。そして、その後この琉球、沖繩をどう扱つたか。当然薩摩に対して貢租を強要いたしました。しかるに、一方におきましては、当初は明らかだったように、その後清にかつたようでありましたが、中国からの冊封使が琉球に来島することを認める。いわばこの琉球は、一方は薩摩に属する、一方は中国に属する、こういった両属というような状態を薩摩は琉球にいたわけでありまして、これは当然、中国貿易を独占することによつて利益を得ようとした、そういうことがその理由だったろうと思ひますが、薩摩藩はこのようにして、この琉球に対して、わが国の他の領土には見

られないこの両属という、きわめて不当な差別というものを琉球にいた、こういう歴史を私どもは忘れることができないと思ひます。

次に、第二次の琉球処分といわれるものであります。一八七四年、明治七年、西郷従道が兵三千六百を率いて征台におもむく、その際の清国とわが国との紛争の過程で、台湾の生蕃、日本国属民に對しみだりに害を加えたということで、沖繩の人たちを日本国の属民である、日本の国民であるということとを認めた、これが公文書における沖繩の方々を日本国民として認めた最初の文章だといわれております。その後、当初琉球藩は外務省の管轄に属した。当時の内務卿は大久保利通だつたのであります。琉球処分案を作成いたしました。いわゆる第二次琉球処分といふものをこの沖繩にいたといわれております。琉球藩を廃し、沖繩県を置く、そして県庁は首里に置くといふことを最終的に処分決定いたしましたのは、明治十二年三月十一日といわれております。そしてその後、内務大臣山県有朋が初めて沖繩に来島する。明治二十年に総理大臣伊藤博文が大山陸軍大臣を率ひまして、軍艦で来島をするという過去の歴史があるものであります。

そこで、私は総理にお尋ねをしたいと思ふのであります。このようにいたしまして、わが国は第一次、第二次琉球処分を通じて、いろいろな形でこの沖繩の人たちに差別をした。現に、明治二十三年から第一回の帝國議會が開かれたわけでありまして、この沖繩県の方々が衆議院選挙を行なうことができたのは明治四十五年、実に本土に比べまして二十二年おくれである。ことほどきょうに、この沖繩の人たちに対しては差別をした。

そこで問題なのは、第一次琉球処分のこの立て役者は薩摩、いまだいへば鹿児島県でしょう。それから第二次琉球処分の立て役者になった大久保利通、薩摩、鹿児島県でしょう。それからまた、明治十二年三月十一日、最終的に琉球処分を確定し

たときの内務卿は伊藤博文、山口県、長州でしよ。う。そして沖縄に初めてわが国の大臣として訪れた山県有朋、これは長州、山口県でしよ。総理大臣として訪れた伊藤博文、これも山口県、長州であり、いま沖縄返還協定の締結に努力をし、そしてまた、具体的には沖縄国内法七本の関連法案、そのうちの五本を中心になつておまとめになつたのは山中総務長官であります。

私はこういう歴史を見ますときに、薩摩、長州の方々が、この際、琉球政府屋良主席が出した建議書、沖縄の心をいれて、国内法については撤回すべきものは撤回をする、修正すべきものは修正をする。そういうことなしに、沖縄の心を踏みにじつて無理やりに押しつけようとするということになれば、当然今回の措置も第三次琉球処分、そしてその中心になつたのは長州と薩摩であつた。たまたま床次委員長も鹿児島県の御出身でありますけれども、そういうことを後世の歴史家に言われないように、そういう意味を含めて、私は、この建議書に対して佐藤総理並びに山中総務長官は謙虚にひとつこれを受け取つてもらいたい。撤回すべきものは撤回をする、修正すべきものは修正をする、そういうことが必要ではないかと実は申し上げたいのであります。

○佐藤内閣総理大臣 山口君、別に御意見を求められたとは実は感じなかつたものですから、立ち上がるのがたいへんおそくなりましたけれども、あれだけお話しなされたのですから、政府は所見を述べるのが当然だろうと思ひます。

私は、いま言われる長州の出でございませう、山口県。私は、しかし、長州と薩摩、山口県と鹿児島県だけが沖縄と取り組んでいる、かように考へません。

申すまでもなく一億の国民、これはもう全体が沖縄、これをアメリカの施政権下に置いてはならないという、また沖縄の百万の県民も、とにかく同じ日本人ではないか、どうしてわれわれが一体になれないのか、こういう感じではないかと私は思つております。私自身が六五年でしたか、沖縄

を訪問いたしました際に、各地において、ここにも日本の子供がいるんだ、こういう立て札が出ておりました。私はそれを見て、できるだけ早く祖国復帰を実現しなければならぬと、かように決意いたしましたのであります。いまなおその感じは残つております。

ただいま山口君の話を聞いてみると、琉球処分というようになつて表現されますが、私も私でもそういうような扱い方をするつもりは毛頭ございませぬ。一億国民が、同胞が、お互いに手を取り合つて、そして豊かな平和な沖縄県を建設しよう、つくろう、これでたまたま立ち上がったのであるとございませう。屋良主席とは、事柄、表現等におきまして相当の開きがありますけれども、屋良主席も言つておられるように、やはり祖国復帰、これは実現すべきだ、そして、その上で不足、不満、不平、そういうような点を改めていくべきだ、こういうこともしんみりと言つておられるようです。私は、むしろそのしんみりした気持ちで、屋良さんのことば、発言を受けとめる、それがわれわれ本土のたてまえじゃないか、かように思ひます。

あえて山口君の御意見に対して、私は私なりの考え方、それを表明いたしておきます。別に意見を求められたわけではありせんけれども、あまりにも山口君と私の考え方が相違がありますから、その点ををはつきりしておきます。

○山口(鶴)委員 先ほど来わが党の久保委員が、この建議書に対して総理の考え方はどうかということをお尋ねいたしました。冒頭私に対してお答えをいただきましたような趣旨のお答えがあつたわけですが、私はそれでは残念だ。私ども、決して沖縄が返りますことについては反対をいたしたことはありません。平和条約三条の問題については十分わが党から議論をいたしましたように、私も私は沖縄の祖国無条件全面返還、これをいち早く主張して政府に要求をしてきたことは、佐藤総理もよく御存じのとおりだと思ひます。ただ、そういう中で、今回出てまいりました国内法の関係におい

て二十六年間異民族支配のもとに呻吟をいたしました沖縄の方々、沖縄の総意が結果されて屋良主席が実現をしたわけでありませうから、屋良主席が持つてまいりました建議書というものは、沖縄県民大多数の気持ちを反映した建議書、こういうふうになつてわれわれは受けとめるべきだし、また政府もそうでなければならぬと思ひます。その建議書の趣旨からいって、今回われわれが審議をいたしております国内法はあまりにも違ひがあり過ぎる。過去の歴史のことをくどくど申し上げたのは、少なくとも過去にもそういうことがあつたではないか、したがつてそのことに対してわれわれは十分な反省を持たなければならぬ。それは第二次琉球処分いたしましたときの大久保内務卿にしても、伊藤内務卿にしても、これは長州あるいは薩摩の出身であつても、当時の明治政府は、これは日本国民の政府だつたわけですから、そういうことについては、現在も私は変わりがないと思ひます。そういう中で、過去のそういう歴史があるだけに、私は、琉球政府の建議書というものについては、政府並びに国会が謙虚にこれを受けとめ、そして撤回をすべきものは政府が撤回をする、そして修正すべきものは修正をする、こういう形で、少なくとも二十六年間異民族支配のもとに呻吟いたしました沖縄の心というものを、要求というものを、できる限りわれわれがこれを受けとめ、実現化していく、このことが必要ではないか、ということをお願いいたします。いま一度総理の御見解を承りませう。

○佐藤内閣総理大臣 私の所見は先ほど詳しく申し述べましたから、速記であらためて十分御検討願ひます。

○山口(鶴)委員 きわめて残念なお答えであります。また、これらの問題につきましては、今後各委員から、それぞれ具体的な問題をひびき返してお尋ねがあると思ひますから、これ以上繰り返すことは避けたいと思ひます。

のをできる限り今後尊重していく、それは心情的、精神的ばかりではないに、制度の上からいって沖縄の自治権というものを尊重していく、確立をしていく、こういうことが必要ではないかと思ひるのであります。

その具体的な問題といたしましては、先ほど私が触れましたように、この建議書は、沖縄法令の民主的な諸制度というものはできる限りこれを存続してもらいたいということをいっているわけでありませう。

教育委員会制度につきましては、沖縄は言うまでもなく公選であります。この制度を本土においてもひとつ実施したらどうかということを提案をいたしております。

それからさらに、沖縄の市町村の職員、沖縄の教育区の教職員、これらの人たちは、現在沖縄法令のもとでは労働三権が保障されております。また政治活動の制限もございませぬ。こういう制度については特例措置を講じて存続をしてもらいたいと要求をいたしておるのであります。

これらの具体的な要求について、まず、文部省なりあるいは自治省なりは一体どうお考えでありますか、お答えをいただきたいと思います。

○高見国務大臣 お答え申し上げます。屋良主席がお持ちになりました建議書、これには私は二つの重要な問題が盛り込んであると存じます。その一つは、本土との教育の格差の是正に特に力を入れるということであり、他の一つは、教育行政制度を現状のままに残しておいてほしいという御要請もあると存じておりますけれども、私は、沖縄県の方々が今日まで積み重ねてこられました教育に対する御努力というものに対しては、非常に高く評価いたしております。また、この格差是正については全力をあげてやらなければならぬことだと存じておりますけれども、教育制度につきましては現状のままにしておいてという御意見については、私は、教育という基本的な事柄が、日本全体を通じて、異なつた地域において異なつた制度が行なわれるということは決して

望ましいことではないと存じております。沖縄の子供たちが、本土と同じ制度のもとに充実した教育を受けることができませんように配慮することこそ、沖縄が祖国へ復帰するに際してとるべき教育行政の最も大事なことでないかと思うのであります。このため、教育制度につきましても、復帰後は本土の制度と一体化して本土の制度を適用したい、かように考えておるわけであります。

○渡海国務大臣 自治権の尊重につきましては、山口委員御指摘のとおり、私たちは常に意を用いなければならぬところであると考へております。沖縄が二十六年間わが国の行政から分離されておったというこの特殊性がございしますが、その特殊性のゆえをもつていさかも自治権が侵されてはならないと考へております。そのために、今回の暫定措置におきましても特別な規定を設けず、復帰と同時に本土の府県また市町村と同じように、沖縄の県並びに各市町村が組織をみずから定め、また条例、法規を制定し、行政が行なわれるように計らうておるような次第でございします。

いま地方公務員制度のことを申されましたが、現在、沖縄が復帰されましたならば、一日も早く本土と同等の地方公務員法を適用していきたい、こう考へております。現在の公務員制度の中には、公正でかつ能率的な運営をはかると同時に、また職員の身分の保障というものをかけておるのでございしますが、復帰と同時にこの法律を適用することによって身分の保障をはかり得ると思ひます。本土と同じような職を行ないます沖縄の市町村のあるいは県の公務員にのみ本土と違つた法令を用いることは、大体公務員の規定というものが一体的な体系をなしておるところから、この体系を乱すことになりまして、また他の地方公共団体との均衡から考へましてもとるべき態度でない、このように考へておるような次第でございします。

○山口(鶴)委員 教育制度についても全国が同じ制度のもとに運営されることが好ましい、地方公務員の制度についても同様である。したがって、

本土並みの制度に沖縄を持っていくんだ、こういうような御趣旨の答弁でございました。教育委員会制度あるいは教育問題につきましては、また他の委員から具体的にお尋ねがあると思ひますから、私はこれ以上申し上げることを避けたいと思ひます。

具体的にこの市町村の職員、教職員等のいわゆる地方公務員の労働基本権の問題、これについてさらにお尋ねをいたしたいと思ひますが、自治大臣、過般東京地裁で行なわれた都教組の刑事罰に対するところの最高裁判決のとりまじり、東京地裁で行政罰についても無罪の判決が出ましたことは御存じだと思います。

そこで、お尋ねしたいのであります。この判決を見ますと、従来文部省も、それから自治省もそうだったのですが、大争議行為などをやつた連中、あるいは怠業行為などをした諸君については、地公法でいえば地公法三十七条第二項によつて、分限上の身分保障を行なへ、これを当該地方公共団体に對して主張することができない、こういうことを一貫して主張してこられたようでありまして。したがって、争議行為を行つた職員が処分を受ける、これに對して不利益処分の審査の請求があつてもこれは棄却をしるという趣旨の指導を自治省はやつてきた。文部省も同様だろうと思ひます。さらにまた、公務員は他の民間の労働関係とは違つた、いわば特別権力関係にあるんだ、だからこのような争議行為、怠業行為などは全くけしからぬ、こういうことを、これまで言つてきたと思ひます。現在でもそうですか。

○渡海国務大臣 いま山口委員の述べられました東京地裁における判決、私も詳細に読ましていたしましたが、あれが最終判決でもございせんし、また、いろいろな事件の中で最高裁までまいりましたものの判例とも食い違つておる点もございします。なお、地方裁判所で行なわれましたものは、裁判の手続におきまして確定をいたしました段階でございせんので、私たち、現在のところ従来

の態度は変えておりません。

○山口(鶴)委員 人事院総裁がおられると思うのですが、国家公務員法におきましても、九十八条ですか、先ほど私が申し上げました地公法三十七条第二項と同じような規定があります。国家公務員の諸君が、これまた一斉休暇その他いろいろな形におきまして、人事院勧告の完全実施その他の行動をされたことは、人事院総裁も御案内のとおりです。これらの行為をいたしました諸君に對して行政罰が科せられる。当然これらの諸君は、人事院に對して審査請求を出しておられると思ひます。これに對して人事院はどのような措置をおとりになつておられますか。

○佐藤(達)政府委員 国家公務員法では、そのような場合については、処分を受けた職員は對抗することを得ずというような表現になつておつたと思ひますが、結局私どもとしては、それは棄却とすることを意味するものだという立場で、原則はそういう立場を貫いてきております。しかし、よくよくの、ものによりましては、違つた観点から棄却でない扱いをしていられるものも間々ございします。大体は棄却の扱いでまいつております。

○山口(鶴)委員 この国家公務員法九十八条、地公法三十七条二項の問題につきましては、学者の方々もいろいろの見解を示されておるようであります。特にその中で、大勢的な意見としては、「任命又は雇用上の権利」とは、職員が任命または雇用されていることに基いて有する権利、すなわち職員たる身分を有することの権利をいう。すなわち、それは職員たる身分を有することの権利であつて、そのことから派生するいろいろな権利、たとえば、俸給を受ける権利、恩給期待権等を含むものではない。また不利益処分に対する審査請求権のような身分保障的な請求権も含まれない。こういう意見もございします。また、昭和二十七年二月二十八日、当時の法制局長、「人事院に對して不利益処分の審査を請求することはさしつかえない」こういう見解を出しているではありませんか。佐藤人事院総裁はそのことは御存

じのはずだと思ひます。

○佐藤(達)政府委員 お答えします。それはそのとおりなので、不利益処分の審査請求がくれば、われわれのほうではそれを受け取つて、中身を見ておるわけです。その点はその場で、窓口で突つ返すというようなことは絶対にやつておりません。

○山口(鶴)委員 そうしますと、不利益処分の審査請求をすることは当然なんだということ、人事院も対処しておられるわけですね。それは審査をいたしまして、内容を却下するかどうかはその次の問題だ、要するに審査請求権はあるのだということは、人事院としてお認めになつておられるわけですね。

そこで、私は自治大臣にお尋ねしたいのですけれども、自治省はこれらの行為に對して、一方面的な法律解釈というのを文書でどんどん自治体に流しているじゃありませんか。そういう事態であるからこそ、沖縄の諸君も、現在労働三権を持つてゐる、本土並みに扱うということになれば、いままでとは違つた非常に過酷な状態が来る、このことを非常に懸念をしておられると思ひます。自治省は具体的にどういう指導を地方団体にしておられますか。

○渡海国務大臣 いま審査請求の件で人事院総裁にお尋ねがございましたが、これにつきましては、私たちの指導も、人事院総裁の答弁になられたとおりの指導をいたしております。

○山口(鶴)委員 自治省が各地方団体に御流しをいたしました資料を拝見をいたしました。「地公法三十七条と公平審理について」「争議行為を行つた職員は、地方公務員法第三十七條第二項により、地方公共団体に對し法令に基づいて保有する任命上又は雇用上の権利をもつて對抗することができなくなるものであり、地方公務員法に基づき公平審理を受ける権利を有しないものである。したがって、①処分理由が争議行為によるとされており、かつ、不服申立においても、職員が争議行為を明らかに自認しているものであれば、人事

委、公平委は審査する権限のないものとして却下すべきである。こういう文書を出しているじゃありませんか。

○渡海国務大臣 たいだいまのお尋ねでございますが、内容を審査いたしましたして争議行為であるというにきまりましたら、そういうふうな措置をするということでございます。

○山口(鶴)委員 争議行為と見るかあるいは一斉休暇による行動と見るか、これは最高裁の判例あるいは各種裁判所の判例によりまして、その実態を案にこまかく精査しているでしよう。それを調べなければわかるはずはない。また、それが現在の憲法に一体どう抵触するかということも、自然審査の対象になっていくわけだ。しかるに、自治省のこの指導によれば、いわば公平委員会なり人事委員会がこれを争議行為だというふうに認めればどんどん却下していい、こういつてゐるのですよ。先ほどの人事院総裁の答弁と明らかに食い違ふじゃありませんか、これは、どうですか。

○渡海国務大臣 前にも答弁いたしましたように、実態の調査というものは、いま山口委員御指摘のとおり十分行なわなければならぬが、争議行為と認定した以上は却下して差しつかえないという指導をしておるのが実情でございます。

○山口(鶴)委員 そういう行政庁が一方的にこの認定をする、そういう中で国民の権利、こういうものが侵害されるということは非常に問題じゃありませんか。

ひとつ私は要求したいと思うのですが、自治省としてこれに対して出しております文書、地方公共団体等に対して指導いたしております文書を、一括ひとつ提出をいただきたいと思うのです。その上でまた議論をいたしたいと思うのですが、問題は、そういう行政庁の一方的認定で、これは争議行為だ、だから不利益処分審査を受ける権利もないんだということ、現に本土の中ではやられてるケースがある。そういう中で、現在労働基本権を持つておられる沖縄の地方公務員の諸君が、少なくともこれについては適用除外をしてもらいたい、少なくとも暫定的な措置を講じてもらいたい、こういうことを要求し、また屋良主席も、建議書の中で同じような趣旨を触れているという点も、私はこれは当然だと思ふのです。ひとつ自治省どうですか。いまの点と、それから私の要求いたしました資料についてはいつごろ出していただけるか、お答えをいただきたいと思ふます。

○渡海国務大臣 現在御要求になりました資料は、できるだけ早く提出させていただきますように取り計らいます。

○山口(鶴)委員 それでは、その際にまた議論をするといまして、先に進みたいと思ふます。沖縄におきまして、各種法令で本土より有利になつてゐるものが、待遇その他の面においてございます。共済組合あるいは各種年金、国民年金、厚生年金等ありますが、これらの問題について既得権を認めていただきたい、期待権を認めていただきたい、こういう要求が出ております。これは本来沖縄の方々、本土の施政権下にあるとするならば当然受けたであろうところの年金、それに対する期待権というものを表明されることは、私はこれは十分理解できることだと思つております。こまかい点については、連合審査その他の機会もあるでしょうから、私はその際に具体的にはお尋ねをしたいと思ふます。

この場では、国民年金、厚生年金、まあ厚生大臣がおりますから、主としてさしふを預かつております大蔵大臣から考え方を聞きたいと思ふます。こまかい点も、それから共済組合につきましても、これは当然国家公務員につきましても大蔵省が所管をいたしております。そういう意味で、各種共済について期待権、既得権、こういうものを尊重するおつもりでありますか、そういう形で政令等を施行するおつもりでありますか、基本的な考え方を承つておきたいと思ふます。

○田中国務大臣 各種共済組合等の本土移行に対する引き継ぎの経過措置についての御質問でございますが、沖縄を本土にするわけでございますが、

ら、法令の適用は本土と軌を一にすることが望ましいことは言うまでもありません。ただ一部、あながたがいき指摘をせられたように、沖縄で受けておる現行制度の中で本土のものより有利なものありとすれば、その部分だけは残したらどうかというところでございます。先ほど文部大臣に對して、公選制度等いいと思われるものは残されてはどうですかという質問と軌を一にしておるわけでございますが、これは四十七の都道府県の中の一つの沖縄県になるわけでございますから、これは本土の法令が適用せられるということが望ましい、またそうなければならぬ、こう思うわけでございます。今度の措置の中で一部本土のいいものというものは、これは適用するようになっています。今度の措置の中で一部本土のいいものというものは、これは適用するようになっています。今度の措置の中で一部本土のいいものというものは、これは適用するようになっています。

○山口(鶴)委員 私が本土より有利なものといふことば、私自体のことばも十分意を尽くしていません。私自身も、受け取り方も誤解をされておるようでもあります。申し上げたいと思ふのですが、確かにこの共済組合あるいは国民年金、厚生年金、当然施政権下にあつたといふれば掛け金をしておつたであろう方々が、沖縄法令でこれらの制度ができたのがおそかつたために掛け金をしていない。そうしますと、掛け金をしていないから割り落とす。そういう意味で、何もう形になるわけですね。そういう意味で、何もう形になるわけですね。そういう意味で、何もう形になるわけですね。

権が沖縄に及んでいなかった、また沖縄においてこれらの社会保障制度の確立がおくれたというところのために、本来であるならば当然かけておつたであろうという方々が、かけておらなかったという理由で、結局、本土においてかけていなかった人は割り落とすことになるのだから、沖縄の方々も割り落とす、こういう形の適用がなされる。これについて私は、やはり不都合ではないだろうかということなんです。沖縄のほうはたいへんいいものをそのまゝ何もおつつけ、こう言っている

わけじゃないのです。施政権が切り離されておりましたために、かけようにもかけることができなかった、そういう制度がなかったためにやむなく掛け金をしなかった、そういう方が本土に入つてきたときに、いまだ掛け金をしないものはだめです、こういう扱いは、私は幾ら何でもひど過ぎるのではないかと。そういう意味での期待権というものには当然認めていいのではないかと。現に、そういう点で沖縄法令、たとえば公立学校共済組合の制度では、当然本土ならかけておつたであろうということを想定いたしましたして、かけていなかった期間もかけていたものとしてこの適用をする、こういう措置を沖縄法令でとっている。ところが、本土へくればそれはだめですということでは、これは明らかに既得権、期待権の侵害ではないのかという点を申し上げておるわけでありまして、こまかい点は連合審査その他で申し上げることにしまして、概括的に申し上げた次第です。

いま私が申し上げた程度のもので、この期待権、既得権を認めることは当然じゃありませんか。大蔵大臣代理、さらには、共済組合の問題についても触れましたので、自治、文部いずれでもつけようでありますから、お答えがあればいいのだと思ふます。

○田中国務大臣 二十六年前、沖縄がこのような状態にならなかつたならばという、当然受くべき権利というふうなものについては、できるだけそういうものについて今度の特別法で措置をいたしておるわけでございますが、いま御指摘になつたようなもの、これは掛け金をかけておらないものが、四十七都道府県と同じ状態にあつた場合を仮定して、かけたものとして措置せられたらというところでございますが、制度の上としてそういう措置がとれるかどうかという問題は問題であります。ですから、国がこれから負担すべきものについては、自今負担をしてまいるということは当然でございますが、さかのぼつて、保険金をかけておらなかった時代の保険金も満額支払えという理論でありますから、どうもいまの段階において採

用することは考えておりません。こまかい問題、具体的な問題については政府委員からより詳細に答弁をさせます。

○平井政府委員 ただいま大臣から御答弁申し上げましたように、基本的には厚生年金なり各種共済組合等は社会保険の原理に立つて運用されているわけでございまして、その点からいいたしまして、相互扶助に基づき、掛け金をかけていない部分については保険金を支払うということとは、基本的には非常にむずかしい問題であるということをお聞きいただいたかと思っております。

○山口(鶴)委員 ただいまのような御答弁では、きわめて残念であります。割り落としのしかたにについても方式がいろいろあります。できる限りやはり有利な扱いをするように、私は、政令その他実施の段階で配慮をいただくように強く要請をいたしておきたいと思っております。

さてそこで、沖縄におきましては、それぞれの共済組合連合会あるいは連合会というものがあつて、年金を所管をしていることは本土と同じであります。ところが、これが本土に返りますと、それぞれの共済組合の系列下に入りますと、沖縄の人たちをこの連合会あるいはその共済組合の会議員というものに入れることがきわめて困難であります。しかし、いままでそういった機関がございまして、それぞれ運営に参加しておつた。本土に復帰したことによって九州ブロックだということと、九州の他の県から委員がただ一人出ているということでは、私は先ほど来申し上げましたように、沖縄の制度と本土の制度に差があらつた関係もあつて、沖縄の人たちは納得をしないと思つております。

過般自民党の漢委員が、OHK、沖縄放送の問題に関連して、当然沖縄からNHKの経営委員に加えたかどうかということを主張しておられました。廣瀬郵政大臣、たいへんものわかりがいなわけでありまして、それでは現在十二人だが、このうち地方区八人、全国区四人と、こうなつてゐるのを一人ふやして、沖縄から一人この経営委員を

出すようにいたしましょう、こういう御答弁をされておつたのを私は拝聴いたしました。同じ政府の委員である郵政大臣がそう言われるのでありますから、同じような形の各種委員については沖縄の代表を加えるということが当然だ、私はかように思つております。共済組合連合会あるいは連合会の会議員、こういうものに対して、郵政省と同じような配慮を自治省もされると思つて、いかがでしようか。あるいは大蔵省も国家公務員の関係についてはなされると思つて、いかがでしようか。

○田中事務大臣 国家公務員のはうはブロック制代表は出ておらないようでございますから、沖縄の代表を特に郵政大臣発言のように加えるということは考えられないわけでございます。しかし、現実的な問題として沖縄が本土に復帰せられれば、法制上の問題は別としても、発言をし、意見を表明できる機会が当然しんしゃくせらるべきものである。こういうことで、現実的には、法制の改正が必要であれば改正すればいいことでございまして、現行制度でもつて、そういう制度がなくともだれでも員外発言もできますし、員外発言としても、それよりもより以上なウエイトをもつて聞くであろう引き受け側のお互いの気持ちを考えれば、あなたがいま御発言になられたようなことは十分実現できるというふうにお考えをいただいたほうがいいと思つております。

○渡海国務大臣 地方共済制度におきましても、いま大蔵大臣がお述べになりましたように、特にそのために人数をふやし、制度を変えようというところは考えておりませんが、それぞれ労使双方の代表は、本土、沖縄を加えて四十七の都道府県なりまた全国の市町村なり、そのものの意図を体して行なわれましよう。現実的には、特にこのたび新たに入りますところの沖縄のことにつきましては、それらの方々によりまして十分反映して運営されると思つて、また私たちもそのように指導してまいりたいと思つております。

○山口(鶴)委員 自治大臣、この地方公務員の共済組合につきましては、これはブロック選出をとつていただくわけですね。ですから、私は、大蔵大臣の答えになつたことと自治大臣の答えになつたことは、性質が少し違ふと思つて、少なくともブロック制をとつておられます。少くとも国会におきましても国政参加法という法律をつくつて、そして沖縄の現地から参議院二名、衆議院五名の代表を選んでいるのじゃありませんか。これは沖縄の人たちの要求が十分反映するやうにとつて考えれば、沖縄の代表を入れるということが当然ではないか、かように思つて、いかがでしようか。

○渡海国務大臣 山口委員の御要求、御要望につきましては十分検討いたしておりますが、ブロック制の選考は行なつておりますが、本来それは選考のやり方の問題でございまして、本来としては、全委員が全自治団体の代表として意見を述べたいだくという制度になつておられますので、沖縄を特に制度の上から一名加えるということとは、現在いたさない方針をいたしております。しかしながら、運営面におきまして、おのおのの委員によりまして沖縄の事情は十分反映していただくやうに指導申し上げたい、このやうに考えておるやうな次第でございまして、

○山口(鶴)委員 きわめて残念な答弁ですね。沖縄の人たちの要求が反映できるように今後考えたというのですから、できぬなどということをおいふので、さらにこれは検討してください。郵政大臣ができて、自治大臣ができて、これはいいでしょう。しかも片方はNHKの経営委員という機関、それに対してまで一名加えようというのですから、経営委員の数は人数の多い共済組合の連合会あるいは市町村の連合会の評議員、このやういふものは私は加えられぬということはないと思つたのです。それは政府の姿勢だと思つて、これはひとつ、できる限り沖縄の人たちの主張が通るやうに前向きで検討するといふくらいのことをおつしやうにいただいだらどうでしようか。

○渡海国務大臣 十分検討はさせていただきます。しかし、ただ単に制度を変え人数を変えることだけが反映をさす道ではないと考えておりますので、沖縄の意向が十分反映されるやうなあり方を検討させていただきますと思つております。

○山口(鶴)委員 沖縄返還協定、国内法の問題を審議する、こういうことを十分見越しまして、私ども国会におきましても国政参加法という法律をつくつて、そして沖縄の現地から参議院二名、衆議院五名の代表を選んでいるのじゃありませんか。これは沖縄の人たちの要求が十分反映するやうにとつて考えれば、沖縄の代表を入れるということが当然のことじゃありませんか。まあ沖縄の選出の議員の発言もなま強行採決をやつた、それが政府・自民党の体質だ、こう言へばそれは話が終わりになるかと思つて、そうとばかりは、私には思つて、沖縄の人たちの要求が反映するやうにとつて、大臣の意向をひとつ十分生かす形を御検討いただきたい。要求をいたしておきます。

○渡海国務大臣 現在員数等は法定制度でございまして、いま言われました山口委員の要望よくわかりますので検討させていただきますが、いまのような構成ができません、その他の方法におきましても沖縄の反映が必ずできますやうな措置を考慮させていただきます、このやうに考えております。

○山口(鶴)委員 地方公務員共済組合法等の一部改正というのは毎年毎年出るわけなんです。ですから、次の通常国会でも当然、共済組合法等の一部改正案は政府提出で出るでしょう。改正する機会というものはいつでもあるわけですね。そういうことを踏まえて私は要求を申し上げてゐる。したがつて、次の通常国会、共済組合法等の政府提出の際までにひとつ前向きに御検討をいただきたいたします。

○渡海国務大臣 よく御承知のとおり、共済組合の法案は毎国会に提出されます。そのときまでに検討しろということでございます、十分検討させていただきます。

○山口（鶴委員） そのように早くお答えをいただければ時間がからぬで済むわけで、うしろの方からの耳打ちを気にされぬように、ひとつ政治家の立場で御答弁をいただくように要求をいたしておきます。

次は、沖繩振興開発につきまして、基本的な考え方だけを若干お尋ねをいたしておきたいと思えます。

私はこの際、特に沖縄の自治権を尊重いただきたい、このことを強く要請をいたしたいと思うのであります。

過般が党の細谷委員が、沖繩開発庁、出先の事務局というものが非常な権限を握つて沖繩の自治権を侵害するのではないかということを、繰り返しお尋ねになりました。私も全く同じような意見を持つております。

さてそこで、私は具体的に山中総務長官にお尋ねをしたい。

少なくとも琉球政府は、本来国が行なうべきところの国家事務というものを今日まで十分こなしてこられたわけですね。私はそういう立場に立って見ましたときに、国が持つておりますところの権限、これの思い切つて沖繩に委譲してもよろしいのじゃないか、それだけの経験は沖繩にあるのだ、かように思います。

いま過密過疎、都市問題、これが国政の大きな課題になっております。佐藤総理も、七〇年代は内政の年と言われました。いま都市問題で悩ん

でおります東京、大阪、こういうものを考えましたときにも、あるいは北海道開発庁がありまして現在開発を進めております北海道、こういう地域は――御案内のように市の中にも、都道府県の権限を一部委譲した指定市の制度というものがあるわけですね。同じような意味で、私はやがて東京、大阪あるいは北海道、こういうものについては思い切つて国の権限を委譲して、そうして各府県の自主的な立場で仕事が行われるようにすることはいまや必要ではないかと思ひます。しかし、そういった全般的な制度の問題はしばらくお

くといひまして、少なくとも沖繩については、今日まで国政事務を処理した経験がある。こういう実態の上に立つて、私はこの沖繩開発庁、沖繩開発庁の出入機関である総合事務局、これが処理する権限の相当部分を知事に委譲する、地方自治法の別表の中に具体的にそういう措置をとるということぐらいはやつてもよろしいのではないかと考えます。そういう考え方に對して、総務長官いかがでしょうか。

○山中国務大臣　現実には、確かに国の事務も琉球政府として遂行してこられたわけでありますから、その能力において實際上国政事務を執行し、あるいはそれにまた、国の法令に明るい諸君もおられるわけであります。しかしながら、沖縄県の自主性という立場から考えて、それらの人々をそのまま県の職員として残して、引き続き国政相当事務をやらせるといふことは、やはり別な弊害も考えられます。したがって、沖縄事務局についても、建議書では表現が違っているようであります。琉球政府との間の打ち合わせを事務的に合意をいたしました段階では、少なくとも沖縄県の職員が国家公務員に相当移る。その場合において、今日までの特殊な環境あるいは立地条件から考えて、復帰後といえども、沖縄を離れて他の事務所において国家公務員として過ごそうという人は、非常に数が少ないと思うので、出先の事務局というものをぜひ設置してもらいたいという要請を私どもは受けていたわけであります。

しかしながら、その前提として、前にも御答弁いたしましたように、新生沖繩県の知事並びに市町村長の持つておるべき本来の自治権の侵害ということを厳に慎まなければならぬ。あるいはまた、十分の十等の補助率が基本的な施設整備につてはほとんどでございますが、そのことによつて行政上の実際上目に見えない自治権の侵害あるいは操縦等をしてはならぬということも心がけていかなければならないところでありますし、法律の上からも、知事、市町村長たるの、本来本土の各府県が持つております権限を制約するような条

項はどこにもないわけでありました。したがって、沖縄事務局においては、そのようなことが十分に配慮をされた運営がなされていかなければなりませんし、沖縄県の今後の振興開発計画の作成にしても、北海道とは違って、沖縄県知事がその立案権を持つというようなことに踏み切ったのも、そういう配慮をしたからのごさいます。

○山口(鶴)委員 自治大臣どうでしょうか。自治省としては、国が現在やっておりますところの権限、許認可権限、あるいは事業の執行権、調査権、こういったものをより自治体に委譲できるものは幾らもあるじゃないかということで、かつて大規模な調査をおやりになったこともあります。

また地方自治法の附則で、本来都道府県知事の権限であるべきものを当分の間という形でもって国の事務とし、あるいはそこに働いております職員は国家公務員にしているという形もあることは、自治大臣よく御存じだと思います。この際は、本土全体を含めてこの自治権をさらに確立をしていく、自治体の事務、財政というものを強化していくということが必要だと思いますが、同時に、今日まで国家事務をあわせ行ってきた沖縄県の実体、琉球政府の実体というものを考えたときに、今日まで非常に異民族支配のもとに苦勞してきたという実態も踏まえて、この際は、沖縄県に對しては、先んじてその権限の委譲をやつてもおかしくない、かように思います。自治大臣、地方自治の本旨を守るという立場でひとつお答えをいただきたいと思ひます。

るいは審議会委員に沖繩の知事並びに沖繩県議会の議長あるいは町村代表、議員等を加える等の配慮を加えまして、十分実際の運営におきましても地方自治の侵害がなきように行ないたいと思っております。

なれども御指揮になりました地方事務移管の制度でございしますが、これも沖繩だけ例外的に取り扱うということは困難でございしますが、第一次、第二次の行政改革におきまして、これをすみやかに解決するように要請もされておりますし、且下鋭意検討中でございますので、全国の一環として処置をいたしてきたい、かように考えております。

○山口鶴委員 先ほど来公明党の二見委員が繰り返し指摘をしておりましたが、裁判権の問題あるいは軍・公用地使用法案、これらについては、沖繩の人たちに対して不当な不利益といえますか。差別をしいている。一方、今日まで国防事務を処理してまいりました琉球政府の実体というものを考えて、少しでも自治権の尊重を考えたらどうかかということについては、これは国の制度の一環として沖繩だけ区別をするというわけにいかぬからというような御答弁を終始なされる、私はそこにやはり問題があるんじゃないかと思います。

さらに私は、自治権の問題について具体的にお尋ねしたいと思うのですが、防衛庁長官が繰り返すように、軍・公用地使用法案については小笠原の例が一般的であるということとを盛んに言われる。私は、この法案の内容についての質疑は一切するつもりはございません。自治権という側面からのみ若干のお尋ねをしたいと思うのです。

小笠原が返還をされまして五年以内にこの土地を使用することができるといふ条項に従ひまして、防衛庁は昭和四十三年六月二十六日、防衛施設庁告示九号というのを発せられました。そうして小笠原村の父島それから硫黄島、これらに対してしまして、三年あるいは五年という形で一定の土地を暫定使用する告示をなされたわけでありました。その際、当然小笠原は東京都に帰属をするわ

けでありますし、小笠原の振興開発の中心になるのは東京都であり、東京都知事に対して、どの地域を自衛隊の用地として使用したい、どの地域をロラン基地その他米軍の基地として使用したいということにつきましても、当然事前に連絡があるはずだ、これが私は常識だと思えます。ところが、私どもが美濃部知事をお呼びして、昭和四十三年六月二十六日、防衛施設庁の告示がなされる段階で東京都に対して何らかの話し合い、了解というものがあつたかと聞きましたら、いや全く話はございせん、突如として、知事に何らの連絡なしにこの告示は行なわれたというのが、国会における美濃部知事の答弁でございました。

今回、防衛庁長官どうなんでしょうか、法律が通るか通らぬかわからぬ段階ですから、将来のことといえは将来のことですが、そういう告示については、当該都道府県知事に対して全く関係なしに、つんばさじで一方的に告示をする、こういうおつもりでありますか、考えただけお尋ねをいたしておきたいと思ひます。

○島田(豊)政府委員 告示いたします場合は、当然琉球政府並びに関係市町村の長に對し、もちろんあらかじめ通知をいたすつもりにいたしております。

○山口(鶴)委員 当時、東京都に対しては何で連絡をしなければならぬのですか。

○島田(豊)政府委員 当時の状況をちょっと私承知いたしておりますけれども、当時委員会が構成をせられて、その中に東京都も入つておつた、こういうふうなことであつたように承知しております。

○山口(鶴)委員 この点につきましては、私が所属しております地方行政委員会が美濃部知事をお呼びして、その証言も求めました。議事録に載つております。また、防衛施設庁の担当官も呼びまして、その点を質疑いたしました。これまた議事録に載つております。一切相談がないということは事実ですよ。要するに告示をするその二、三時間前に、こういう形で告示をしますという一方的な

連絡が東京都の關係の行政局に對してなされたという事実しかありません。全く相談などというものがありません。一方の通告ですよ。したがって、知事は何らの相談も受けなかつた。当然でしょう。ひとつ議事録も調べて当時の状況をあらためて説明をさせていただきます。

○島田(豊)政府委員 さつそく調べまして、後ほど御報告申し上げます。

○山口(鶴)委員 都合のいいときだけ小笠原の例をたいへん引いて、こういうことになるとさっぱりお答えがでない、遺憾だと思ひます。実情が明らかになりました段階であつたため質疑をすることにいたしました。その点は留保をいたしておきます。

さてそこで、特に問題は硫黄島です。ここに硫黄島の地図がございまして、硫黄島の大半は自衛隊の基地、それからロラン基地を中心とする米軍の基地になっております。全島のほぼ六割であります。父島は三年の暫定使用でありましたが、硫黄島はすべて五年の暫定使用であります。法律案に關係する部分は私は避けたいと思ひますから、こまかいことはお尋ねをいたしませんけれども、問題は、この硫黄島については小笠原振興計画からすべて除外をされているという問題なんです。いまこの沖繩の振興開発計画に對して、わが党から別個な対案を出しました。基地を撤去することなしに沖繩の開発は不可能であることは、政府もお認めだと思ひます。問題は、そういう中で硫黄島について大半が基地に暫定使用されたということ、東京都知事が、あるいはその關係の硫黄島にかつておりましたところの住民が、一日も早く振興計画に組み入れてもらいたい、こういう要求を強く出しています。ところが、いまもつてこの硫黄島は、小笠原開発基本計画からは除外をされています。私は、今後の沖繩開発についてもそこが一番問題ではないかと思うのです。沖繩県知事が沖繩開発に對して、このような地域はこのようにな開発をしたい、したがつてこの地域は振興開発計画に組み入れたい、こういう要求をしても、小

笠原の前例を見る限り、そういった知事の要求というものは全く拒否されている。確かに計画の作成権は、今度の法律では知事ですよ。知事ですけども、審議会を通じて総理大臣がこの決定をする段階で、これは基地だからだめですよという形で、この小笠原における硫黄島と同じような状況が繰り返されるのではないか、この点を非常に私も懸念をいたしております。

まず、小笠原の経過についてお尋ねをしたいと思ひます。

自治大臣、この小笠原振興計画の場合は、決定は自治大臣ですね。なぜ東京都知事の要求、それからかつて硫黄島におりましたところの地域住民の要求というものをを取り上げられないのですか。基本方針からこれを除外しておられるのですか。この点をお尋ねをいたしたいと思ひます。

○渡海國務大臣 行政局長に答弁させます。

○宮澤政府委員 硫黄島につきましては、山口委員御指摘のように、實質的に現在小笠原の振興計画の対象にはなっていないわけでございますが、この点につきましては、これも重々御承知であらうと思ひますが、硫黄島自身がたいへん激戦が行なわれまして、まだ遺骨の収集あるいは不発弾の処理というふうな問題につきまして問題が残っているわけでございます。おっしゃいますように、婦島をしたいと思います人がおられますことは事実でございますけれども、そういう事情もございまして、現在小笠原の振興計画、實質的には対象になつていない、こういう事情でございます。

○山口(鶴)委員 そういう御答弁があれば、私も聞くのは控えようと思ひましたが、施設庁にお尋ねしたいと思ひます。

硫黄島は暫定使用期間五年ですね、昭和四十八年六月二十五日をもって切れるわけですね。かつて硫黄島には硫黄島産業株式会社というものがございました。甘蔗、デリス等をつくつておられたものであります。で、土地は会社の所有地でありましたが、当時七十一名の農民の方々が働いておられた。これらの方々の耕作権は当然あるわけですね。

したがつて、当然五年のうちに、これらの方々との契約をお進めになつておると私は思ふのです。が、もう間もなく切れるでしょう。一体七十一名の農民の方々、硫黄島に即時復帰をいたしまして、かつてと同じような耕作をいそしみたいと思ひ望んでおられる方々、契約の状況は一体どうですか。

○鶴崎政府委員 お答えします。

硫黄島において現在自衛隊が使用している施設は飛行場等でございますが、その中に、御指摘のように硫黄島産業の所有しておる土地がございまして。面積としては百三十四万九千平方メートルばかりでございます。そのうちの約十二万三千平方メートルにつきましては、暫定使用法によつて三年間だけ使用権が設定されておるといふこととございまして、この土地につきましては、本年の六月二十五日で暫定使用権が切れる、こういう形になつております。そこで、いろいろ政府としてもこの所有者と折衝を進めてまいつたわけでございますが、この六月の期限の切れる前に、おおむね所有者の方々と同意を得ておるといふ形になつておるわけでございます。

○山口(鶴)委員 きわめて樂觀的な御答弁をされました。私は、東京都の小笠原対策室、これらを担当しております職員の方を呼びまして、その後の契約状況がどうなつているかということの詳細に調べてあるんですよ。全く進んでいないじゃありませんか。全く進んでいないですよ。それであります。片方では、そういう契約もさつぱり進んでいない。そういう中で、東京都知事やこの島民の人たちが要求したにかかわらず、いつまでたつてもこの振興開発計画に組み入れられない、これが硫黄島の実態ではありませんか。私はそのことをここで強く指摘をいたしておきたいと思ひます。

総理の御都合があるそうですから、私はそのことも考えまして先に進みたいと思ひますが、その前に、山中長官 どうですか。私は、沖繩の開

発について、小笠原のように地域住民や沖縄県知事が振興開発計画に組み入れたいという要求をいたしました。決定権は総理大臣、佐藤さんのほうにある。小笠原の二の舞いはまさか私は踏まないだろうと思うわけですが、総務長官、総理からひとつ御答弁をいただきたいと思ひます。

○山中国務大臣 確かに沖縄の新しい振興開発計画を策定する場合において、ことに沖縄本島における中南部の基地の存在というものは非常に大きな障害である。このことは、那覇市の都市計画における牧港住宅一つとしてみても明瞭な事実であります。あるいは那覇から北のほうに縦貫高速道をつくらうとしても、現在の状態では石川市までしか行けない。その理由は、先は軍用地であるから、行こうとすれば東か西の現在の国道に編入する予定になっておる路線に出るしかない。それは高速道の意味をなさないとしようがないことが実態として明らかに示されておりますから、当然沖縄県知事の作成する原案というものは、それらのことを踏まえた、少なくとも沖縄現地においても基地の状態というものは熟知しておられますので、こちらの計画は、当然日本の本土政府がアメリカと交渉をして、そうして開発計画の中に組み入れてほしいという個所が出てくると思ひます。

そのときは、本土政府においては、当然その計画に従ってアメリカ側に基地の態様に応じて交渉をし、そしてなるべくその基地が、開発の対象の計画としてレイアウトできるように努力をしていきたいと思ひます。しかしながら、今日の時点で考えますと、たとえば嘉手納空港等の例をとれば、これらの空港を直ちに開発計画の地域に策定することは、これは現地でも御存じであります。すなわちには困難であろうといううな、一々の場所については想像のつく場所がございますが、しかし、基本的にはわれわれも、やはり沖縄の開発計画というものは、総理大臣が本会議において決議に対して表明されましたように、絶えず今後は琉球の、沖縄の新しい開発計画と基地のあり方について積極的な外交姿勢を展開していきたい、かよ

うに考えておる次第でございます。

○山口(鶴)委員 個々の問題については、時間もありませんから議論をするのは避けたいと思ひます。

それから、小笠原の問題は、これは先ほどの答弁では私は納得しません。これもひとつ実情を調べてください。その上でひとつ審議をすること、保留させていただきますと思ひます。

そこで総理、やはり知事権の尊重という立場から、この開発計画の作成権、沖縄県知事にあるわけですね。審議会の議を経て決定権は総理、あなたにある。私はそのときに、個々に嘉手納をどうするかということをお私に聞いていたわけじゃない、原案作成者である沖縄県知事の意向というものを総理大臣は尊重する、こういう姿勢を貫いていただきたいと思ひます。この点ひとつ総理から御答弁をいただきたいと思ひます。

○佐藤内閣総理大臣 いま山口君の言われるように、自治体、地方自治権、これを尊重することもあるんでございます。したがって、ただいまのような開発計画が出てきた、それを十分尊重する、その態度で取り組んでまいりつもりでございます。

○山口(鶴)委員 法案にありますが知事の原案作成権が形骸化しないように、強く要請をいたしておきます。

総理の時間があるようでありますから、質問の順序からいふ飛ぶのでありますが、総理にお尋ねをいたしたいと思ひます。

沖縄に自衛隊の配備をなされる予定のようでありま。当委員会でも、久保・カーチス協定の問題をめぐりまして、いろいろな御議論がございまして。そこでお尋ねしたいと思ひますが、総理、沖縄に自衛隊を配備する——この屋良さんの建議書に待つまでもなく、あるいは琉球新報等が行ないました沖縄の世論調査に待つまでもなく、沖縄県民の意思は自衛隊配備反対です。しかるに、政府のほうはどうしても自衛隊の配備を強行

したい、こういう御計画のようであります。自衛隊を配備するその目的は一体どこにあるわけですか、お尋ねをいたします。

○佐藤内閣総理大臣 御承知のように、沖縄が祖国に復帰すれば、当然私もその防衛の任に当たる、自衛隊の防衛のワケ内に入る、かように私は理解しております。そういう意味でただいまのような問題が出てくると思ひます。

しかし、屋良主席にしても、同時にまた沖縄県民といたしまして、いわゆる軍人というものについては、自衛隊はそれではございせんけれども、どうもそれに類似のものだ、こういうことでたいへん感じが悪いというか、したがって、どうもさきの戦争で祖国防衛の第一線になった、そのときにどんな陸海軍が出ていった、こういうことで、どうもその感情を私拭きできないというのがいまの状況ではないかと思ひます。したがって、私も、自衛隊としては当然の国土防衛、その任に当たるのであります。地域住民の十分な理解を得なければその目的を達することはできない、かように思ひますので、そういう意味においての理解を深めるような措置をとりたい、かように思っております。

ただいま自衛隊配備を強行する、こういうようなお話ですが、そういう意味でなしに、やはり十分理解を得てそうして国土防衛、その意味においてこれは役立つ、こういうことにみんなが理解してくれることが望ましい、そういうような処置をとりたい、かように思っております。

○山口(鶴)委員 国土防衛が主たる目的であるといううな御答弁でございましたが、実は第六十五国会衆議院内閣委員会の議事録を持ってまいりました。佐藤総理がわが党の党大会委員の質問に対して、自衛隊の任務について御答弁をいたしておりました。これは委員部のほうからいただきました沖縄・北方対策特別委員会の主たる論議の収録の中にも入っております。

佐藤総理、あなたは次のようにお答えになっております。「そこで、肩がわりということはお出

ました。アメリカのかわりに自衛隊が肩がわりする、こういう問題がありました。しかし、これは強力なもので、非常に強大なものをやる、まあ昔の軍隊といううなことになることはございせん。肩がわりと申しまして、治安維持上の問題が主たるものだ、かようにお答えいただいていたんじゃないだろうか。」かようにお答えになっておりますね。だから、佐藤総理は、自衛隊を沖縄に配備するのは、沖縄協定特別委員会等でもずいぶん議論がございましたが、アメリカの肩がわりということをおわれは考えるのではない、しかし、治安維持上の問題だというふうに言っているのです。治安維持とは一体どういうことですか。治安維持のために自衛隊を沖縄に配備する、こういうことですか。

○佐藤内閣総理大臣 治安維持といへば、これはもう警察の担当すること、これはもう自衛隊ではございせん。先ほど申すような国土防衛、これが第一でございます。同時に、しかし施設部隊などは、生命財産、これを守るといふ、暴風雨あるいは災害の際にはいろいろ活躍いたしますから、そういう意味の役割もやはり果たしてくれ。それにしつて言うならば治安維持、こういうような問題にもからむかと思ひます。しかし、どうもはつきり——山口君の言うのは治安維持なら警察だ、こう言いたいだろうと思ひます。私もさように思ひます。だから、この前の私の答弁はこ

とばが不十分だ、かように御理解いただきました。○山口(鶴)委員 いまのようなことでは納得できません。総理の言われるように、治安維持はこれは警察の役割です。そうですね。それをあえて治安維持ということばを自衛隊に対して総理がお使いになった、私はこのことはきわめて重要だと思ひます。しかも、これはこの議事録にもありますし、特にこの私どもがいただきました沖縄・北方対策特別委員会における沖縄問題のおもな論議集の中に、明確にそのことが記載をされております。そのことは、私はやはりすべての人たちが

しました。アメリカのかわりに自衛隊が肩がわりする、こういう問題がありました。しかし、これは強力なもので、非常に強大なものをやる、まあ昔の軍隊といううなことになることはございせん。肩がわりと申しまして、治安維持上の問題が主たるものだ、かようにお答えいただいていたんじゃないだろうか。」かようにお答えになっておりますね。だから、佐藤総理は、自衛隊を沖縄に配備するのは、沖縄協定特別委員会等でもずいぶん議論がございましたが、アメリカの肩がわりということをおわれは考えるのではない、しかし、治安維持上の問題だというふうに言っているのです。治安維持とは一体どういうことですか。治安維持のために自衛隊を沖縄に配備する、こういうことですか。

○佐藤内閣総理大臣 治安維持といへば、これはもう警察の担当すること、これはもう自衛隊ではございせん。先ほど申すような国土防衛、これが第一でございます。同時に、しかし施設部隊などは、生命財産、これを守るといふ、暴風雨あるいは災害の際にはいろいろ活躍いたしますから、そういう意味の役割もやはり果たしてくれ。それにしつて言うならば治安維持、こういうような問題にもからむかと思ひます。しかし、どうもはつきり——山口君の言うのは治安維持なら警察だ、こう言いたいだろうと思ひます。私もさように思ひます。だから、この前の私の答弁はこ

とばが不十分だ、かように御理解いただきました。○山口(鶴)委員 いまのようなことでは納得できません。総理の言われるように、治安維持はこれは警察の役割です。そうですね。それをあえて治安維持ということばを自衛隊に対して総理がお使いになった、私はこのことはきわめて重要だと思ひます。しかも、これはこの議事録にもありますし、特にこの私どもがいただきました沖縄・北方対策特別委員会における沖縄問題のおもな論議集の中に、明確にそのことが記載をされております。そのことは、私はやはりすべての人たちが

ました。アメリカのかわりに自衛隊が肩がわりする、こういう問題がありました。しかし、これは強力なもので、非常に強大なものをやる、まあ昔の軍隊といううなことになることはございせん。肩がわりと申しまして、治安維持上の問題が主たるものだ、かようにお答えいただいていたんじゃないだろうか。」かようにお答えになっておりますね。だから、佐藤総理は、自衛隊を沖縄に配備するのは、沖縄協定特別委員会等でもずいぶん議論がございましたが、アメリカの肩がわりということをおわれは考えるのではない、しかし、治安維持上の問題だというふうに言っているのです。治安維持とは一体どういうことですか。治安維持のために自衛隊を沖縄に配備する、こういうことですか。

○佐藤内閣総理大臣 治安維持といへば、これはもう警察の担当すること、これはもう自衛隊ではございせん。先ほど申すような国土防衛、これが第一でございます。同時に、しかし施設部隊などは、生命財産、これを守るといふ、暴風雨あるいは災害の際にはいろいろ活躍いたしますから、そういう意味の役割もやはり果たしてくれ。それにしつて言うならば治安維持、こういうような問題にもからむかと思ひます。しかし、どうもはつきり——山口君の言うのは治安維持なら警察だ、こう言いたいだろうと思ひます。私もさように思ひます。だから、この前の私の答弁はこ

とばが不十分だ、かように御理解いただきました。○山口(鶴)委員 いまのようなことでは納得できません。総理の言われるように、治安維持はこれは警察の役割です。そうですね。それをあえて治安維持ということばを自衛隊に対して総理がお使いになった、私はこのことはきわめて重要だと思ひます。しかも、これはこの議事録にもありますし、特にこの私どもがいただきました沖縄・北方対策特別委員会における沖縄問題のおもな論議集の中に、明確にそのことが記載をされております。そのことは、私はやはりすべての人たちが

ました。アメリカのかわりに自衛隊が肩がわりする、こういう問題がありました。しかし、これは強力なもので、非常に強大なものをやる、まあ昔の軍隊といううなことになることはございせん。肩がわりと申しまして、治安維持上の問題が主たるものだ、かようにお答えいただいていたんじゃないだろうか。」かようにお答えになっておりますね。だから、佐藤総理は、自衛隊を沖縄に配備するのは、沖縄協定特別委員会等でもずいぶん議論がございましたが、アメリカの肩がわりということをおわれは考えるのではない、しかし、治安維持上の問題だというふうに言っているのです。治安維持とは一体どういうことですか。治安維持のために自衛隊を沖縄に配備する、こういうことですか。

○佐藤内閣総理大臣 治安維持といへば、これはもう警察の担当すること、これはもう自衛隊ではございせん。先ほど申すような国土防衛、これが第一でございます。同時に、しかし施設部隊などは、生命財産、これを守るといふ、暴風雨あるいは災害の際にはいろいろ活躍いたしますから、そういう意味の役割もやはり果たしてくれ。それにしつて言うならば治安維持、こういうような問題にもからむかと思ひます。しかし、どうもはつきり——山口君の言うのは治安維持なら警察だ、こう言いたいだろうと思ひます。私もさように思ひます。だから、この前の私の答弁はこ

とばが不十分だ、かように御理解いただきました。○山口(鶴)委員 いまのようなことでは納得できません。総理の言われるように、治安維持はこれは警察の役割です。そうですね。それをあえて治安維持ということばを自衛隊に対して総理がお使いになった、私はこのことはきわめて重要だと思ひます。しかも、これはこの議事録にもありますし、特にこの私どもがいただきました沖縄・北方対策特別委員会における沖縄問題のおもな論議集の中に、明確にそのことが記載をされております。そのことは、私はやはりすべての人たちが

りひどい基地の密度を持ち、また米軍が多数駐留してあります。また駐留することを日本政府が認めたこの沖縄において、基地反対闘争がいわば保守、革新というようなことではなしに、住民全体のいわば共通の願いとして大きな大衆運動として盛り上がるという可能性は、当然私も予見し得ると思うのです。そういうことを米軍は一番懸念をしているのです。サイミントン小委員会の議事録あるいはその資料を見てもそうじゃないですか。そういうことを私も常識で考えた場合に、当然あり得るだろう。そうしたときも、この治安出動などというものは絶対やらぬ、治安出動はやらぬ、いま考えていないというのではなくて、佐藤内閣としては治安出動はやらぬ。この点ひとつ明確にお答えをいただきたいと思うのです。

○西村(直)國務大臣 自衛隊の最高の運用はもちろん総理大臣にございますが、私もその次に責任があります。この席ではつきり申し上げます。今日国内におきましては、御存じのとおり、いろいろな基地問題をめぐっての葛藤がございました。しかし、日本の本土におきましては、自衛隊の治安出動などは全然ないのであります。私は、国民の自衛隊ということを申し上げておる。国民を相手にして戦うような自衛隊では、あつてはならない。ただし、外敵あるいは間接直接の侵略等に対しては、国民の協力のもとに戦争の抑止力として訓練し、また駐在もしなければならぬ。しかし、その駐在もあくまでも国民の御理解を得る中でやっております。したがって、国民そのものを相手にして自衛隊が出動して戦うというようなことは万々考えておりません。ただ、秩序というものは維持されなければなりません。それにはどうしても警察がこれを第一義に十分やっていたくつものであります。

○中村(國務)大臣 ちよつと治安の問題に係がございいますから、私から補足の説明をさせていただきますか。

山口委員は、沖縄の特殊事情等についてのいろ

いろの配慮から治安を御心配になつておるものと思ひますが、私は、もう沖縄が復興いたしました後は、警察力を特殊事情に対応するようないろいろの点の配慮をいたしまして、人員もいまよりもある程度増員するし、あるいは器材、装備、その他警察力を強化、充実いたしまして、沖縄県民の不安のないように万全の処置をとつていく準備をいたしておりますので、いま御心配になるような自衛隊の力を借りるというようなことは毛頭警察としても考えておりませんし、警察力で治安は万全の確保ができる、沖縄の施設だけで不十分な場合は本土の警察力の応援をもつてこれに当たつてまいりたい、かように考えておる次第でございます。

○山口(鶴)委員 防衛庁長官あるいは佐藤総理に對しましては、また、警察の問題を少しお尋ねをいたしましてからお尋ねをいたしたいと思ひます。

國家公安委員長、警察力をもつて第一義的な治安の維持をはかる、こういうふうにお答えになりました。沖縄の警察官、現在は琉球警察であります。定員は千九百五十二名、機動隊はうち何名でございますか。

○中村(國務)大臣 機動隊員は八十三名でございます。

○山口(鶴)委員 現在千九百五十二名、うち警察官が千八百六十人、そして機動隊の方が八十三名、こういうことですね。復帰後は、今度は県警本部ということになると思いますが、九州管区のもとにおける沖縄県警本部、定員はどのくらいになるおつもりですか。これは警察法の施行令によつて定めることだと思ひますが、一応お考え方をお尋ねをいたしたいと思ひます。

特に、さらにお尋ねしたいのは類似県。沖縄と同様人口は百万の類似県に比べて、この定員は著しく多いですか、あるいは少ないですか、あるいは類似県並みの定員でございますか。

○中村(國務)大臣 第一問の増員の予定計画でございますが、四、五百人ぐらゐ増員いたしたいと思つております。

それから本土内の県との比較でございますが、特殊事情等がございますので、一がいに沖縄の状況と同じような県との比較は考えておらぬところでございます。

○山口(鶴)委員 類似県に比べて多いですか、少ないですかと聞いていますので、これは警察法の施行令を見ればはつきりしているわけですか。どうも國家公安委員長御存じないようですか、私から申し上げましょう。

宮崎県、人口は百万、警察官の定員が千四百六十五名。佐賀県、これも人口は百万、千二百二十五人。高知県、これも人口は百万、千二百五十人。島根県、これも人口は百万、千二百五十人。多いじゃないですか。現在でも多いのを一体将来どうするのですか。さらにどんどん大きくなるのですか。

○中村(國務)大臣 私は、特殊事情がございますから、人員が必ずしも人口等によつて均衡がとれておらぬということを申し上げたのでございまして、沖縄は、御承知のように、米軍がおりますので特別の事故等も多いし、あるいは島がたいそう離れておりますというようなこと等がございまして、国内の、本土内の人口その他の類似県との比率は沖縄が多いという実情でございます。

○山口(鶴)委員 多い上に持つてきて、四百ないし五百人さらに増員をしたいということですね。非常に自衛隊の密度も高いということが當委員會でも指摘になりましたが、警察官の方々の密度も非常に高いということになると思ひます。しかし、機動隊八十三人、これは将来さらにどの程度増員をするつもりですか。

○中村(國務)大臣 大体、先ほど申しましたように、全体の増員を四、五百人と踏んでおりますが、その中で機動隊をどのくらいにするかというようないつてきましては、関係省庁ともいろいろ関係がございしますので、打ち合わせながら復帰ごろまでのうちにはきめたいということでございます。えておる段階でございますが、いま何人機動隊を

ふやすというところまで考えが煮詰まつておるわけではございません。

○山口(鶴)委員 千葉県における成田あるいは最近における沖縄国会のさなか、今月の十九日あるいは二十四日、このような段階では、聞くところによりまして、全国から機動隊、成田の場合は約一万二千、また、今回の国会審議中の大衆行動につきましては一万八千もの機動隊をこの東京に集中をした、かように聞いております。私は、何も沖縄において現在過激派学生がやつていような過激な行動が起きると思ひませんけれども、しかし、かつてのゴザ事件の経験もございまして、二十六年間異民族に支配をされた沖縄民衆のやはり積もり積もつたこの不満の爆発というものは、私は当然予想されると思ひます。それが本土におきまして、サンフランシスコ講和条約発効以後、全国的に基地反対闘争が盛り上がった。同じようなことを考えますならば、沖縄返還後において、沖縄において何も過激なことをやるといふことは別にいたしまして、数多くの大衆が基地反対のための運動を展開をするといふことは当然考えられるわけでしょう。そういう本土における経験を考えまして、それでは、この九州管区に入る沖縄県警本部に対して、あくまでも治安維持は警察の任務だといふことは総理もお認めになつておるわけでありまして、一体どのような計画で、どの程度、どのくらいの時間のうちに配備をするといふことを警察としてはお考えですか。また、どれだけの能力がございまして、お尋ねをいたしたいと思ひます。

○中村(國務)大臣 沖縄の治安の確保につきましては、先ほど申しましたように、現在の力に加えまして増員計画あるいは装備等を強化いたしまして、そして沖縄の警察力で大體間に合わせていくといふ基本方針でございます。治安を守るということの中には、やはり正常な大衆のいろいろの要求運動等も守ることが必要でございます。沖縄も、最近はやはりこの間の事件等を考えますと、だんだん学生等の運動も過激化しておるような傾

向もございまして、これは、やはり彼我両方の国民の生命、財産を守りながら、けが人、死傷者を出さないような形で治安を確保していくということが至上命令でございまして、そういうことを考えて、大体沖繩に装備した力ですべていけるという自信を持って進めておるところでござい

す。

○山口(鶴)委員 そういたしますと、国家公安委員長は、同じ人口百万の類似県よりもだいたい警察官の方が多い。将来四百ないし五百増強するというところでありますから、類似県に比べて倍とはいきませんけれども、一・八倍あるいは一・六倍ぐらい多い警察官をあそこに配備をする、そうして沖繩において基地反対の大衆行動、その他起きましても、本土から警察官を急遽空輸するというようなことは考えないで、そういうことはやらないで、あくまでも沖繩の警察官の力をもってこの治安警備に当たる、それに対しては自信がある、かように受取ってよろしいわけでございますね。

○中村国務大臣 原則としては、いま私が申し上げましたように、沖繩の警察力によって対処していく。しかし、沖繩の警察力が足りないというふうな情勢が予想されるような場合は、本土からも援助するということは考えの中にはあるのございまして、当面の情勢から考えて、それはい

ますぐそういうことが必要であるとは思っておりぬということでございます。

○山口(鶴)委員 考えの中にはある、いま思っていないというのですが、考えの中にあるこの増強計画は、具体的にはどのようなものでござい

ますか。

○中村国務大臣 そのときの情勢によりまして治安を確保するに必要な必要の人員、装備等を考えていこうと思っております。

○山口(鶴)委員 警察の考え方は、十分ではありませんが、いまのお考え方についてはお聞きをいたしました。

そこで、先ほど総理がおられますときに指摘を

いたしましたアメリカ上院外交委員会安保取りきめ及び対外約束小委員会、通称サイミントン小委員会とっておりますが、ここに提出をされました沖繩の米陸軍第一憲兵隊の項におきまして、次のようなことがありますが、「群衆鎮圧および市民騒ぎ鎮圧の現在の構想は、防衛の第一線に琉球政府の通常(シビリアン)警察を立て、これを現

地人保安警備員に擁護させ、これにつづくものとして憲兵増強部隊、最後に軍特別任務部隊とし、すべては施設の入口で使用すべき機雷式障壁の使用を最大限とする。われわれの理解によると、沖繩返還後、米軍に對しなにかの外部から群衆の脅威が生じたときは、日本政府が責任を負うものと思われる。そのときには、米軍と現地保安警備員は米国の基地および施設の内部の保安のみに責任を負うことになる。返還後の時期の枠組みのなかで、沖繩に對し構想されているところにしたが、ええ、上記と同じ取決めが行われるものと想定できよう。返還後の沖繩で市民の騒ぎようが、こ

りが現地警察の処理能力をこえると思われる場合には、おそらく、日本政府が、日本の他の県から通常(シビリアン)警察増強部隊を導入(空輸)するものと思われる。」こう述べておるようであります。

先ほど国家公安委員長は増強も考える、こう言われたのでありますが、そういたしますと、サイミントン委員会が述べられた、提出をされたアメリカの陸軍第一憲兵隊の資料——アメリカが期待をすることだと思ひますが、それと同じことを警察もすでにお考えになっておる。サイミントン委員会のこの資料と、ただいま国家公安委員長が述べになったこととは符合している、こういうふう

に思われますが、いかがですか。

○中村国務大臣 私は、それは全然知らないで警察の責任者としての考えを述べたのでありまして、それがいま山口君から聞くとおおよそ似たようなことでありますけれども、全然それと関連を持

持って私は考え方を申し述べたのでもございせんし、計画を立てたのでもございせん。

○山口(鶴)委員 とにかくサイミントン小委員会で出たアメリカ側の期待と、いわば日本政府のこれからの計画というものが奇妙に符合しているというところを指摘しておきたいと思ひます。

それから同じように、このサイミントン小委員会の証言であります、ジョンソン次官が次のようなことを言っています。「日本本土内における場合と同様の意味でおそらくそのようにいうことができるであろう。日本本土における緊急の通常兵器による防衛といったが、日本には米軍基地が存在している。日本は自国の防衛に關して役割りを担っており、その役割りを日本が遂行する限りにおいて在日米軍基地も保護を受けるといふことである。」返還後の沖繩に對する日本の防衛についても同様だということ述べておられます。

長官どうですか。警察に對してシビリアンが空輸をして努力をするであろうということを一方では述べ、警察はそのようにして将来の計画としてお考えになっておる。総理が述べた、自衛隊の任務は治安維持だということとをこゝまたアメリカは明らかに期待をしているじゃありませんか。どうなんですか。

○西村(直)国務大臣 本土からごらんいただき

ますと、別に本土のアメリカ駐留軍が、日本の自衛隊によってこれを直接騒擾等から守ってもらおうというふうな考え方は全然ないことは、すでに皆さん御存じのとおりであります。そこで、沖繩におきましても、本土と同じように、自衛隊は国土の守り、民生協力に従事し、治安維持は警察の仕事であります。ただ御存じのとおり、外部からあるいは直接、間接の侵略があったような場合におきまして、基地も当然国土の一部でありますから、これは当然国土の一部として外敵から守られるという場合は、万が一にはあり得るかもしれせんけれども、一応基地そのものを治安維持の目的をもって自衛隊が守るといふことは考えておりません。

○中村国務大臣 警察といたしましては、本土の中にいる人は、それはいずれの國の人であらうと

やはり生命、財産を守って治安を確保するという責任がありますので、その責任の立場に立つてすべての問題を考へてまいる所存でございまして。軍事基地だけを守るとかそういうことは毛頭考へておりません。

○山口(鶴)委員 それでは角度を変えてお尋ねをしたいと思ひます。

かつて国会で問題になりました治安行動草案、それから指揮官心得、これはいかなる措置をなさ

れましたか。それから現在沖繩国会を控へまして、自衛隊の演習場におきましては治安行動の訓練が行なわれております。これは一体どのようなものを根拠にして行なっているものでありますか、お答えをいただきます。

○西村(直)国務大臣 細部にわたりましたは防衛局長のほうから答弁させてよろしうござい

ますが、大綱を申し上げますと、私の現在扱っているところでは、かつて治安行動教範なるものが問題になりましたが、これはもうすでに、草案ではありましたが、今日廃棄されております。

いま一つは、指揮官心得もかつて数年前の国会において、そういう心得的なものの草案みたいなものはあったといわれましたが、これもいたずらにただ人心を刺激し、論議を起すだけではないかというので、これも現在はないと考えております。

ただ自衛隊には、御存じのとおり、自衛隊法によるところの治安行動、命令による出動という義務と申しますか、条章がございまして。したがって、治安行動をした場合における法規の扱い、いろいろな人権擁護の法規もございまして、いろいろな法規があります。そういうような科目の教育であるとか、それに基づいていろいろの勉強、それからそれに基づいてところの多少の訓練というものは、これは自衛隊法が認めている以上やらざるを得ない。あくまでもそれは訓練としてただやうていく、目的そのものは直接はない、こういうふう

○山口(鶴)委員 私どもが特に治安出動で問題だと思ひますのは、自衛隊法八十九条「治安出動時の権限」それから第九十条であります。御案内のように、現在機動隊が成田あるいは東京におきまして治安維持に当たっております。警察の場合は警察官職務執行法、これによりまして武器の使用については限定をされております。警職法第七條「武器の使用」具体的にいへば刑法の三十六條の「正当防衛」それから三十七條の「緊急避難」これに該当する場合を除いては武器を使つてはならぬ、こうなっております。これはもう国家公安委員長がよく御存じのとおり。ところが、自衛隊法八十九条、九十条を見ればそういう制約はありません。武器の使用が当該指揮官の命令によれば広範に使用できるということになっている。それからまた「職務上警護する人、施設又は物件が暴行又は侵害を受け、又は受けようとする明白な危険があり、」――「受けようとする明白な危険」というのはきわめて危険な規定だと思ひます。武器を使用するほか、他にこれを排除する適当な手段がない場合、「多衆集合して暴行若しくは脅迫をし、又は暴行若しくは脅迫をしようとする明白な危険があり、武器を使用するほか、他にこれを鎮圧し、又は防止する適当な手段がない場合」この場合には武器が使えるとなっているでしょう。しかも自衛隊の有する武器たるや、これは私が何もここであげる必要はないと思ひます。警察官が持っている警棒それからピストル、こういうものとは全く違う非常な威力を持った武器を自衛隊は持っています。このように警職法によつて武器の使用が限定されている警察官の場合と違つて、この治安行動の場合には、先ほど死刑に關連して人の命のことがたいへん問題になりました。まさに非常な威力を持った武器の使用が堂々許されるじゃありませんか。このような規定がある上は、当然この武器の使用等について十分な限定なり訓練というものが必要でしょう。それが指揮官心得だったのじゃないですか。そうでしょ。いま一体これは何を根拠にしてやっているのですか。

○久保政府委員 現在指揮官心得等の教範がございますが、自衛隊法の関係各条及び治安出動に關する訓令というものがござります。それでたゞいま御指摘のところは、武器の使用に關するところでありましてけれども、武器の使用については現場における指揮官の命令でなければならぬ。特にできるだけ最上級の指揮官の命令によつて行なわれねばならない。またかりに状況が緊迫をして、他に手段がない場合には、先ほどの正当防衛、緊急避難の場合でなければ個人としては使えないというものが、この訓令の中に書いてあります。そういうたゞのようなものを基礎にいたしまして訓練いたしております。

○山口(鶴)委員 その訓令は具体的にどういふものですか、資料としてひとつ提出をいただきたいと思ひます。

○久保政府委員 差し出します。

○山口(鶴)委員 九月から十月にかけてまして、沖繩國会を前にしてだと思ひますが、大体この國会で自衛隊の治安出動が問題になるのは六〇年安保であるいは日韓の國会であるいは七〇年安保、そういう直前に各地において治安出動のための訓練が非常に激しく行なわれるということから問題になつたという経過は、これは防衛庁長官も否定なさらないであらうと思ひます。それに軌を一にいたしまして、最近九月から十月にかけてはこの治安出動の訓練が行なわれたようであります。明らかに人を呼びかけたりいたしておる訓練でありますから、だれが聞いても治安出動の訓練だということはおかる。その際に、私が指摘をいたしましたから、一体何でやっている、指揮官心得でやっております、こういうふうな堂々たる答えが返つてきておるんですよ。

指揮官心得で訓練をやっています、こういうふうにはっきり答えているんですよ。長官どうですか、これは。廃棄をしたというのはおかしいじゃないですか。

○西村(直)國務大臣 私はそういう事実は存じておりません。ただ特にこういういろいろな事態があるからやつておるんじゃないと思ひます。自衛隊法に基づいて治安出動というものの一つ、自衛隊の責任任務になっておりますから、そういう意味でやつております。やる場合に、たゞいま局長から申し上げましたような訓令等の趣旨のつとめて、幹部は幹部なりの考え方運用しておるんではないかと、こう考へております。

○山口(鶴)委員 いまのような御答弁ですけれども、はっきり私に指揮官心得で訓練をやっておるかと答えているんですよ。そういう事実があるんですよ。事実の確認をひとつしていただきたいと思ひます。

○久保政府委員 そういう話を以前聞きまして確認しましたところが、本人が間違えておつたというところのようであります。非常に輕率な答弁を先生にしたように私も聞いております。

○山口(鶴)委員 いやしくも師団の幕僚長です。幕僚長といへば大佐階級でしょう。ないしは陸將補でしょう。昔の兵隊の位でいへば少將ないし中將です。そういう人が間違えていふようなことで一体通りますか。どうなんですか。

○久保政府委員 私も通らないと思ひますけれども、本人の話では、以前にやはり指揮官心得の話をお聞いたのが、先生から御連絡があつたときに頭にひらめいて、ついその面を答えた。しかしながら、現実にはその部隊には指揮官心得そのものは置いてないわけでございますから、本人の間違ひであつたと思ひます。

○山口(鶴)委員 指揮官心得は置いてなかった、しかし、頭の中で答えたというのですから、頭の中に指揮官心得が記憶されておつて、現にその記憶をされておる指揮官心得に従つて訓練がやられておつたということになるじゃありませんか、それ

うでしよう。

○久保政府委員 そういう意味ではありませんで、四十三年に前の教範がなくなりました後に指揮官心得をつくつておつたようであります。それが昨年完成しないままに途中でやめておるものでありますから、そういう経緯が頭にあつたものでありますから、ついそう言つたことを申し上げております。

○山口(鶴)委員 私は西村長官に強く要請したいと思ひます。自衛隊はシビリアンコントロールでしょう。國会で指揮官心得あるいは治安行動草案、こういうものが問題になっている。この指揮官心得についていへば、中曾根防衛庁長官の當時國会で議論されて、廃棄をするということが明確になつた。ところが一線の、シビリアンではない武人のほうです、制服のほう、そういうほうではこの國会における答弁とは違つて、この指揮官心得がいまなお亡霊のごとく生きておるということろに問題があるのではありませんか。私はこれは自衛隊の姿勢の問題であり、基本的な問題だと思ひます。どうなんですか。

○西村(直)國務大臣 私は、昭和四十五年でございまして、この國会で指揮官心得が問題になつたと記憶をいたしておりますが、それ自体の内容は必ずしも十分存じておりません。ただ自衛隊法に治安出動というものがあります以上は、何らかの形で訓練もし、また、その指導者は何らかの形で考え方を持たなければ、これはむしろ大衆に非常に御迷惑をかけるようなことがあつてはいけませんし、また法律を勉強しておかなければいけない、こういうふうな意味で訓令というものを根拠にしてやけり今日は動いている、私はこういうふうな考へております。いまお説のシビリアンコントロールにつきましまして、十分私どもは今後も氣をつけてまいります。十分私どもは今後も氣をつけてまいります。十分私どもは今後も氣をつけてまいります。

○山口(鶴)委員 角度を変えてお尋ねいたします。この治安出動というのは確かに自衛隊法にござ

います。したがって、この条文がある以上、国民の指導を受けなければならない形で、それに対する訓練というものを最小限度考えなければならぬ、そういうような御趣意をお話になつてゐるようでありました。この治安行動に対して今日まで自衛隊はどのような事態を想定し、研究を重ねておられますか、この点をお尋ねしたいと思つたのであります。

○西村(直)國務大臣 率直に申しますと、自衛隊が動くということはいへんなことでもあります。たとえ治安行動ということでありましても、したがって、国の全体の安全にかかわるような事柄でなければ、私どもは現実の問題としてはあり得ない、こう思つております。

○山口(鶴)委員 自衛隊の中に防衛研究所というのがございすね。この防衛研究所では「暴動鎮圧研究の参考」とかあるいは「国内紛争と革命の一般考察」とか、いろいろな形で治安行動が予想される事態について研究をしておられると聞いています。さうでございますか。

○西村(直)國務大臣 防衛研究所は確かに所員を置き、また自衛官はもちろん、各省から毎年学生と申しますか研究員が入つて勉強をやつております。その内容の中心は、やはり国の自衛力を中心とした安全保障策を勉強しておるわけでございしますが、なお細部につきましては参事官から御返答申し上げます。

○高瀬政府委員 防衛研究所は、自衛隊の管理、運営に關しまして、その基本的な事項を教育、訓練し、それから調査研究をするところでございまして、いろいろな国防と政治、経済、外交あるいは科学技術との関係、そういったことの研究をしております。

それで、そういった研究を所員が発表することがございますが、ただいま先生が例としてあげられました「暴動鎮圧研究の参考」というものでございしますが、これはたしか防衛研究所資料ということで昭和三十三年ごろ岡本という所員が研究したものであるかと思ひます。この研究は、研究所

の所員として、個人として研究をしてまとめたというふうなものでございまして、これが直ちに隊員の行動の準拠になるとかあるいは基準になるというものではございません。

それから、そのあとであげられました資料でございますが、これはおそろく防衛研究所で発行しております「防衛論集」というのに掲載されたものであるかと思ひます。「防衛論集」は、御承知のように、初めにも書いてありますように、研究者の個人の資格で研究の成果を発表したものでございまして、したがって、防衛庁あるいは防衛研究所としては直接の責任を持たないものであります。これは先ほど申しましたように、その資料の前に断つてございす。そういう性質のものでございまして、これが直ちに防衛庁の施策なり何なりに反映するというような性質のものではございません。

○山口(鶴)委員 内容をいろいろ拝見をいたしました。現在国会に議席を持つてゐる政党、これも一つではありません。具体的にいへば社会党、共産党、これらの政党の活動その他についていろいろ分析をされておられます。あるいは他の団体についても、革新団体についても検討をされておられる。また、わが党の内部の傾向等についてもいろいろな分析をなされておる。さらに労働運動、そして現在のわが国の治安法規、これらについていろいろな批判をし、改正の方向について提言をしておられます。かつて国会で三矢作戦が問題になり、あの研究の中で、国会において国家総動員法に類するやうな法律を、次々にこういうものをつくつたらどうかというやうな研究がなされてゐることが国会で問題になり、大きな批判を受けたことはお忘れではないと思ひます。何でそのような国会に議席を持つ政党、わが党の内部の傾向、こういうものを批判し研究する任務が自衛隊にあるのですか。防衛研究所にあるのですか。この防衛研究所で作成してゐる治安行動関係に対する研究の資料一切を私は国会に提出をいただきたいと思ひます。

○西村(直)國務大臣 もちろん国会というものは最高の機関であり、また政党というものは国民のそれぞれの層を代表したものであり、またその行動は憲法に保障された自由であるべきであります。したがって、防衛研究所としていたずらにこれを批判するということは、これは避けるべきでありますし、またあり得ないことだと私は思ひます。ただ、国全体の安危に關する研究、これは治安行動あるいは防衛行動等の問題をしよつておる防衛研究所では検討はさしていただきた

い。それから、なお資料につきましては、これは委員長長の御指示、理事会の御指示があれば、また必要な資料は御提供する、こういうふうにお答えいたしたいと思ひます。

○山口(鶴)委員 「破壊活動団体の軍事組織とその戦術」というやうな項がありまして、具体的な大衆団体、政党、その戦術、動向等について分析をいたしております。また「国内紛争と革命の一般考察」におきましては、具体的にいへばわが政党の内部の傾向について分析をし、また、現在国内にございすところの治安関係の法律その他についてその批判を行ない、その改正について提案を行なつております。

私は、このような研究資料というものは、私も国会として重大な関心を持つことは当然だと思ひます。先ほど西村長官の御答弁もありましたので、ひとつ委員長を通じて、防衛研究所が行なつておりますこの治安行動関係の研究のすべてについて国会に提出をいただきますやうにお計らいをいただきたいと思ひます。その上で私はまたさらに質問をいたしたいと思ひます。

○床次委員長 山口委員から資料の請求がございましたが、右に關しましては、理事会にはかりまして善処いたしたいと思ひます。

○山口(鶴)委員 それじゃ理事会にはかつて資料が出るやうになるだらうと思ひますから、その際に私ども質問を続けさせていただきますといたしまして、出るまでどうもただ待つておるというわけ

にも、おかしいわけでありすが、ひとつ即刻理事会を開いて対処いただくやうにお願いをいたします。

○床次委員長 次回は明三十日午前十時から委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後八時二十七分散會

沖繩及び北方問題に関する特別委員会議録第二号中正誤		
ハシ 段 行 誤	正	
一三 三十三条までの	三十三条の	
三 琉球諸島	琉球諸島	
同 第三号中正誤		
ハシ 段 行 誤	正	
二七 ほうのの	ほうの	
同 第四号中正誤		
ハシ 段 行 誤	正	
一三 将棋盤	床尾飯	
同 第五号中正誤		
ハシ 段 行 誤	正	
七三 ありして	ありまして	

昭和四十六年十二月六日印刷

昭和四十六年十二月七日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局